

# 実績評価書

(厚生労働省3(I-7-1))

<p>施策目標名</p>	<p>有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること(施策目標 I-7-1)                  基本目標 I:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること                  施策大目標 7:品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>○ 本施策は、申請・届出の効率化、未承認薬の各国の承認状況等の情報収集等により、優れた医薬品、医療機器等の安全・迅速・効率的な提供を行うことを目的としているもの。</p> <p>【1.「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第63号。以下「改正薬機法」という。)の円滑な運用】                  ○ 改正薬機法のうち、患者アクセスの迅速化に資する承認審査制度の合理化を図るための①～③の改正が令和2年9月1日に施行されており、これらの円滑な運用を通じて、有効性・安全性の確保を前提とした上で、イノベーションの推進、製品の早期実用化を推進している。</p> <p>① 先駆け審査指定制度の法制化、特定用途医薬品等の優先審査等の法制化                  ・ 平成27年から通知により運用されていた「先駆け審査指定制度」を法制化するもの。世界に先駆けて開発され早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる医薬品等を厚生労働大臣が指定し、優先審査等の対象とする仕組み。</p> <p>・ 小児の用法・用量が設定されていない医薬品等、医療上のニーズが著しく充足されていない医薬品等を「特定用途医薬品等」として厚生労働大臣が指定し、優先審査等の対象とする仕組み。</p> <p>② 条件付き早期承認制度の法制化                  ・ 平成29年から通知により運用されていた「条件付き早期承認制度」を法制化するもの。重篤で有効な治療方法が乏しい疾患の医薬品等で、患者数が少ない等の理由で検証的臨床研究の実施が困難なものや、長期間を要するものについて、承認申請時に検証的臨床試験以外の臨床試験等で一定程度の有効性・安全性を確認した上で、製造販売後に有効性・安全性の再確認等のために必要な調査等を実施すること等を承認条件により付与することにより、重篤な疾患に対して、医療上の有効性が高い医薬品の速やかな患者アクセスの確保を図る仕組み。</p> <p>・ 承認後に実施される調査等の結果を再審査を待たずにタイムリーに評価し、安全対策等に反映させることとしている。</p> <p>③ 医療機器の特性に応じた承認制度の導入                  ・ AIを活用した医療機器のように市販後に恒常的に性能等が変化する医療機器について、変更計画を審査過程で確認し、計画された範囲内の迅速な承認事項の一部変更を認めることにより、継続した改良を可能とする仕組み。</p> <p>【2. 医薬品等の申請・届出手続のオンライン化の推進】                  ○ 現状では、医薬品等の申請・届出は、審査に必要な膨大な資料が紙媒体等により提出されていることから、行政手続きの簡素化・迅速化、事業者の負担軽減を図るため、企業が行う医薬品・医療機器等の申請・届出手続きを完全にオンライン化することに取り組んでおり医薬品等に関する届出については令和3年度、申請については令和4年度からオンラインによる書類提出を開始する予定。</p> <p>【3. 医薬品等の規制の国際調和等の推進による国際化への対応】                  ○ 医薬品、医療機器、再生医療等製品等が、国、地域を越えて世界規模で開発開発・製造・流通される中で、日本国民が革新的な製品にいち早くアクセスできるようにするために、各国における規制の国際調和及び国際協力が一層重要となっており、欧米・アジア諸国等との規制調和、WHO等の国際機関との協働などの国際的な薬事規制調和に向けた取組を進めている。</p>						
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>・ PMDAの人員強化、相談業務の拡充、審査体制の強化等により、ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグについては、開発ラグ(※1)は年によってばらつきがあるものの、審査ラグ(※2)はほぼ解消されているが、引き続き有効性・安全性の高い新医薬品等の迅速な承認審査の堅持と一層の質の向上を図る必要がある。</p> <p>※1 当該年度に国内で新規承認申請された新薬について、米国における申請時期との差の中央値                  ※2 当該年度(米国においては暦年)における日米間の新薬の新規承認された総審査期間(中央値)の差</p> <p>・ また、改正薬機法に基づき法制化された、先駆け審査指定制度、条件付早期承認制度など審査迅速化に向けた対応を強化することで、必要な医薬品等への患者アクセスの一層の迅速化を図る必要がある。</p> <p>・ 加えて、行政の事務効率化を図るとともに、事業者負担の軽減を図るため、薬事に関する申請・届出のオンライン化を進める必要がある。</p> <p>・ このほか、近年では、医療機器プログラム(SaMD)の実用化に関して承認数に国内外差が広がりつつある状況にある(いわゆるSaMDラグ)。このSaMDラグを解消し、デジタル技術を活用した最先端の医療機器の開発・導入を促進するための取組を進める必要がある。</p>					
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>				
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>審査業務の迅速かつ適切な実施</p>	<p>・ 「日本再興戦略」等において更なる審査の迅速化と質の向上を図ることとされているため。</p> <p>・ 改正薬機法により法制化された「先駆け審査指定制度」等の活用による革新的医薬品等の早期実用化を図ることや、必要な医薬品等への患者アクセスの向上が期待されるため。</p>				
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>平成30年度 1,004,685</p>	<p>令和元年度 1,290,599</p>	<p>令和2年度 1,174,554</p>	<p>令和3年度 1,162,950</p>	<p>令和4年度 931,248</p>
		<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>675,726</p>	<p>101,971</p>	<p>244,787</p>	<p>0</p>
		<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>-913,526</p>	<p>811,555</p>	<p>-149,317</p>	<p></p>
		<p>合計(a+b+c)</p>	<p>1,004,685</p>	<p>1,052,799</p>	<p>2,088,080</p>	<p>1,258,420</p>	<p></p>
		<p>執行額(千円、d)</p>	<p>695,173</p>	<p>822,963</p>	<p>1,564,165</p>	<p>983,044</p>	<p></p>
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>69.2%</p>	<p>78.2%</p>	<p>74.9%</p>	<p>78.1%</p>	<p></p>		
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>				
	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>				

測定指標	指標1 新医薬品(優先審査品目)の 総審査期間(マイル値) (アウトカム)	指標の選定理由	「日本再興戦略」等において更なる審査の迅速化と質の向上を図ることとされていることから指標として選定						
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第4期中期計画(平成31年度～令和5年度)等を踏まえ、目標を9か月(80%)とした。 なお、マイル値とは、データを小さい順に並べたとき、初めから数えて全体の100 $\alpha$ %に位置する値を100 $\alpha$ パーセンタイルと言う( $\leq \alpha \leq 1$ )。 (参考)平成26年度実績:8.8か月、平成27年度実績:8.7か月、平成28年度実績:8.8か月						
		基準値	年度ごとの目標値				目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値						
		平成25年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○
		7.2か月 (50%)	9か月 (70%)	9か月 (80%)	9か月 (80%)	9か月 (80%)	9か月 (80%)	9か月 (80%)	
			8.9か月 (70%)	8.6か月 (80%)	8.7か月 (80%)	9.0か月 (80%)	8.5か月 (80%)		
測定指標	指標2 新医薬品(通常審査品目)の 総審査期間(マイル値) (アウトカム)	指標の選定理由	「日本再興戦略」等において更なる審査の迅速化と質の向上を図ることとされていることから指標として選定						
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第4期中期計画(平成31年度～令和5年度)等を踏まえ、目標を12か月(80%)とした。 (参考)平成26年度実績:11.9か月、平成27年度実績:11.3か月、平成28年度実績:11.6か月						
		基準値	年度ごとの目標値				目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値						
		平成25年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○ ◎
		11.3か月 (50%)	12か月 (80%)	12か月 (80%)	12か月 (80%)	12か月 (80%)	12か月 (80%)	12か月 (80%)	
			11.8か月 (80%)	11.9か月 (80%)	11.8か月 (80%)	11.9か月 (80%)	11.7か月 (80%)		
測定指標	指標3 新医療機器(優先審査品目)の 総審査期間(マイル値) (アウトカム)	指標の選定理由	「日本再興戦略」等において更なる審査の迅速化と質の向上を図ることとされていることから指標として選定						
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第4期中期計画(平成31年度～令和5年度)等を踏まえ、目標を10か月(80%)とした。 (参考)平成26年度実績:8.8か月、平成27年度実績:7.9か月、平成28年度実績:8か月						
		基準値	年度ごとの目標値				目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値						
		平成25年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	◎
		9.0か月 (50%)	10か月 (70%)	10か月 (80%)	10か月 (80%)	10か月 (80%)	10か月 (80%)	10か月 (80%)	
			8.3か月 (70%)	8.3か月 (80%)	7.3か月 (80%)	8.4か月 (80%)	8.9か月 (80%)		
測定指標	指標4 新医療機器(通常審査品目)の 総審査期間(マイル値) (アウトカム)	指標の選定理由	「日本再興戦略」等において更なる審査の迅速化と質の向上を図ることとされていることから指標として選定						
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第4期中期計画(平成31年度～令和5年度)等を踏まえ、目標を14か月(80%)とした。 (参考)平成26年度実績:5.6か月、平成27年度実績:10.1か月、平成28年度実績:12か月						
		基準値	年度ごとの目標値				目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値						
		平成25年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○ ◎
		6.3か月 (50%)	14か月 (70%)	14か月 (80%)	14か月 (80%)	14か月 (80%)	14か月 (80%)	14か月 (80%)	
			11.9か月 (70%)	12か月 (80%)	11.1か月 (80%)	10.8か月 (80%)	11.9か月 (80%)		

<p>指標5 条件付き承認品目該当性相談(医薬品)に関し、申込み全件について実施し、そのうち、相談資料提出から評価結果報告書の確定までが40勤務日以内の割合(アウトカム)</p>	指標の選定理由	改正薬機法により法制化された「条件付き早期承認制度」が法制化されたが、同制度の適切な運用を図るため、指標として選定した。							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	独立行政法人医薬品医療機器総合機構における第4期中期計画(平成31年度～令和5年度)等を踏まえ、目標を80%とした。							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	80%	-	-	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%		-
	-	-	100.0%	-	-				
<p>指標6 オンラインによる届出件数割合(アウトプット)</p>	指標の選定理由	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においてKPIとしていることから指標として選定した。							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	独立行政法人医薬品医療機器総合機構における申請電子データのオンライン提出にかかる初年度利用率等を踏まえ、目標を40%とした。							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	-	-	-	-	-	40.0%	40%		x
	-	-	-	-	8.8%				
<p>【参考】指標7 先駆け審査指定制度 指定医薬品品目数 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野48】</p>	実績値								
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	11品目	0品目	5品目	3品目	2品目				
<p>【参考】指標8 先駆け審査指定制度 指定医療機器品目数 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野48】</p>	実績値								
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	2品目	0品目	3品目	0品目	0品目				

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第12回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和4年8月25日開催)で議論いただいたところ、以下の2点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。</p>
	<p>【達成目標1の指標5について】</p> <p>① 条件付き承認制度の対象は限定的であるとのことだが、そのようなもとと品目数が少ないものを指標として設定すること自体が課題である。医薬品に限定せず対象品目を医療機器や再生医療等製品の相談も対象にする、または、先駆け審査制度の品目該当性相談も対象にする等の指標内容の変更が必要ではないか。</p> <p>⇒ 条件付き承認品目該当性相談は医療機器を含めても件数は少なく、他方、先駆け総合評価相談についても件数は少ないことは同様である。優れた医薬品、医療機器等の安全・迅速・効率的な提供を行うためには、レギュラトリーサイエンスの活用が重要であることから、現行の指標5に代えて、令和4年度事前分析表より、「RS戦略相談(医薬品等)の実施率」を指標とする。</p>
	<p>【達成目標1に係る指標の追加】</p> <p>② 申請ラグや開発ラグが最近の課題であるため、これらに対する対応が必要である。その対応の状況を測るための指標が設定されるとよい。</p> <p>⇒ 開発ラグについては、本施策目標だけで対応できる内容ではないため、参考指標も含めて指標の設定は困難である。一方で、PMDAでは、主に大学、研究機関、ベンチャー企業を対象として、開発支援の観点からRS戦略相談を実施している。そのため、上記のRS戦略相談の実施について新たに指標とすることで対応する。</p>

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】</p> <p>(判定結果) A【目標達成】</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標1(新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(タイル値))については、目標値を達成している。</li> <li>・ 指標2(新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(タイル値))、指標3(新医療機器(優先審査品目)の総審査期間)及び指標4(新医療機器(通常審査品目)の総審査期間)については、達成度(令和3年度実績値/令和3年度目標値×100)がいずれも120%を上回っており、目標を大幅に上回って達成した。</li> <li>・ 指標5(条件付き承認品目該当性相談(医薬品)に関し、申込み全件について実施し、そのうち、相談資料提出から評価結果報告書の確定までが40勤務日以内の割合)については、企業から当該相談の申込みがなされなかったため、令和3年度の実績値が存在せず判定不能。</li> <li>・ 指標6(オンラインによる届出件数割合)については、目標を達成することができなかった。</li> <li>・ 以上より、指標6の達成状況が「×」となったが、これは後述のとおり、事業者側の要因によるもので、また、指標1～4については目標を達成しており、測定結果は③「相当程度進展あり」に区分されるものの、外部要因を加えて総合的に判断した結果、目標を達成していると判断し、判定結果はAとした。</li> </ul>
	<p>評価結果と今後の方向性</p>	<p>総合判定</p>
<p>評価結果と今後の方向性</p>	<p>施策の分析(有効性の評価)</p>	<p>(効率性の評価)</p> <p><b>【医薬品等の審査業務の迅速かつ的確な実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標1～4については、新型コロナによる制約が続く中においても、医療上のニーズに応じた優先的な資源配分や、審査・調査業務の一部リモート化などにより、新型コロナ治療薬・ワクチン等を迅速に審査した上で、他の通常品目・優先審査品目においても目標値である標準審査期間を達成できており、効率的な取組が維持できていると評価できる。</li> </ul> <p><b>【先駆け審査指定制度や条件付早期承認制度の適切な運用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標5について、条件付き早期承認制度にかかる相談は企業の申し込みに応じて実施されるものであるが、令和2・3年度は、企業が開発している品目の中で当該相談を活用できる段階にあるものがなかった。</li> <li>・ なお、PMDAでは、当該相談を含め、医薬品等の特性や開発段階に応じた多種多様な相談事業を行っており、審査業務に従事する職員がこれら相談事業への対応も並行して行っていることから、当該相談の申し込みがなかったことが資源の効率的な利用に悪影響を及ぼすものではない。</li> </ul> <p><b>【医薬品等の申請・届出手続のオンライン化の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン提出に係る令和3年度の運用コストは4千円/件であった。開始初年度につき、ユーザー登録や初期設定等、提出件数以外の部分に対するヘルプデスク業務の割合が大きかったことが影響しており、今後、提出が本格化すれば低減すると見込まれる。</li> </ul> <p><b>【執行率】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本施策目標に係る予算の執行率は7割～8割程度で推移しているが、これは、①国庫債務負担行為の案件を契約額に合わせて要求額を修正することでオンライン化関係経費を含めたシステム関係経費の執行率がほぼ10割となった一方、②新型コロナの影響により国際関係業務をはじめ旅費(PMDAに対する補助金中の旅費を含む)の執行が困難であったこと等の要因が考えられる。</li> <li>・ 執行率の改善に向け、今後は、①新規調達案件はより競争性を確保して執行率を下げる一方、②渡航制限の緩和に応じて必要な出張業務を再開していくこと等を図っていく。</li> </ul>

評価結果と今後の方向性	施策の分析 (現状分析)	(現状分析)
		<p><b>【医薬品等の審査業務の迅速かつ的確な実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1～指標4について、継続的に目標値を達成しており、世界トップレベルの審査期間を維持している。</li> <li>新型コロナウイルス感染症又は関連する症状を対象とする医薬品等について、前年度から引き続き、特例承認の対応を含めできる限り迅速に審査を進め(※1)、いち早く医療現場に提供することに大きく寄与している。 ※1 令和3年度の承認件数:治療薬7件、ワクチン5件、医療機器8件、体外診断用医薬品51件</li> <li>医薬品等の迅速な審査の実施とともに、イノベーションに対応した有効性・安全性評価を実施するための審査の質の向上を図りつつ、今後も現状の審査期間を堅持する必要がある。そのためには、審査を効率的に行うのみならず、開発段階から治験相談等を実施して申請品目の理解や問題点の把握に努めることや、レギュラトリーサイエンス(※2)の推進による審査部門の多面的な活動が必要になる。</li> </ul> <p>※2 レギュラトリーサイエンスとは、「医療分野の研究開発の成果の実用化に際し、その品質、有効性及び安全性を科学的知見に基づき適正かつ迅速に予測、評価及び判断することに関する科学の振興」を意味しており、科学的知見と規制等の行政施策・措置との橋渡しとなる科学のこと。</p> <p><b>【RS戦略相談等の実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PMDAでは、主に大学、研究機関、ベンチャー企業を対象として、医薬品・医療機器・再生医療等製品等の開発製品候補選定の最終段階から、主に臨床開発初期(POC(Proof of Concept)試験(前期第II相試験程度)まで)に至るまでに必要な試験・治験計画策定等に関して、指導・助言を行う「レギュラトリーサイエンス総合相談(RS総合相談)」と「レギュラトリーサイエンス戦略相談(RS戦略相談)」を行っている。</li> <li>令和3年度はRS総合相談及びRS戦略相談について、医薬品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品のいずれも、申込み全件について実施(※3)をした。このうち、医薬品については、治験相談について、申込みから対面助言まで2ヶ月以内に実施している。</li> </ul> <p>※3 令和3年度実績値は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品:247件(RS戦略相談)</li> <li>医療機器及び体外診断用医薬品:RS総合相談81件、RS戦略相談91件</li> <li>再生医療等製品:RS総合相談22件、RS戦略相談188件</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>この他、令和2年10月1日に新設した新型コロナウイルスワクチン戦略相談を令和3年度も引き続き適切に実施し、新型コロナウイルスワクチンを開発する大学・研究機関、企業等に対して、早期に臨床試験に移行するために必要な開発戦略に関する助言を実施した(186件)。</li> </ul> <hr/> <p><b>【先駆け審査指定制度や条件付早期承認制度の適切な運用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標5については、令和2年度、3年度は企業から当該相談の申込みがなされなかったが、相談の申込(3件)があった令和元年度は目標値を達成できている。</li> <li>なお、医薬品条件付き承認品目該当性相談の件数については、条件付き承認制度の対象となるのが、主に希少疾病用医薬品であって、第II相試験で顕著な成績が得られ、かつ、その試験結果に基づいて企業が承認申請を希望した場合に適用されるものであることから、その対象は限定的である(平成29年の運用開始以来の指定件数は5件)。</li> </ul> <hr/> <p><b>【医薬品等の申請・届出手続のオンライン化の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度は開始初年度につき事業者側の準備が整わず、目標達成が出来なかったところ。今後は、ヘルプデスクの拡充や積極的な広報活動を行うこと等により改善を図ることとする。</li> </ul>
評価結果と今後の方向性	次期目標等への反映の方向性	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p><b>【医薬品等の審査業務の迅速かつ的確な実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新医薬品等の総審査期間については、引き続き、世界トップレベルの迅速な承認審査を堅持するとともに、一層の質の向上を図る。</li> <li>また、RS戦略相談等により、開発段階での治験相談において、相談者に対する最先端の科学的知見に基づく的確な助言を行う。</li> <li>この他、緊急時において、安全性の確認を前提に、医薬品等の有効性が推定された時に、条件や期限付の承認を与える薬事承認の仕組みを整備した「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第47号)が、令和4年5月に成立・公布され、緊急時の薬事承認については公布日に施行された。今後は同制度を円滑に実施していく。</li> </ul> <hr/> <p><b>【指標5 条件付き早期承認品目該当性相談】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条件付き承認品目該当性相談は申込件数が少なく目標に適さないとの有識者の指摘を踏まえ、令和4年度事前分析表より、施策の目標である優れた医薬品、医療機器等の安全・迅速・効率的な提供を行うことを評価できる「RS戦略相談(医薬品等)の実施率」を新たな指標とする。</li> </ul> <hr/> <p><b>【医薬品等の申請・届出手続のオンライン化の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標年度における目標値の達成に向け、今後は申請者向けヘルプデスクの拡充や積極的な広報活動を行い、目標達成のために一層取り組んでいく。</li> </ul>

参考・関連資料等	医薬品医療機器総合機構 業務実績 URL: <a href="https://www.pmda.go.jp/about-pmda/annual-reports/0001.html">https://www.pmda.go.jp/about-pmda/annual-reports/0001.html</a> デジタル社会の実現に向けた重点計画 URL: <a href="https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/">https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/</a>
----------	---

担当部局名	医薬・生活衛生局	作成責任者名	医薬品審査管理課長 吉田 易範 医療機器審査管理課長 中山 智紀	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------	--------	---	----------	--------

# 実績評価書

(厚生労働省3(I-8-1))

<p>施策目標名</p>	<p>健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること (施策目標: I-8-1) 基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標8 安全な血液製剤を安定的に供給すること</p>					
<p>施策の概要</p>	<p><b>【血液事業の推進】</b>          ・我が国の血液事業は、昭和39年の閣議決定等において、すべての血液製剤を国内献血により確保するとされた。また、我が国は、過去において、血液凝固因子製剤によるHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染問題という、深甚な苦難を経験しており、これを教訓として、今後、重大な健康被害が生じないよう、血液製剤の安全性を向上するための施策が進められてきた。これらの経緯等を踏まえ、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(昭和31年法律第160号。以下「血液法」という。)により、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保、国内自給の確保、献血の推進、適正使用の推進について、施策・計画を策定し、実施している。          ・なお、血液製剤の安定供給確保については、毎年度、国が「献血の推進に関する計画」(以下「献血推進計画」という。)及び「血液製剤の安定供給に関する計画」(以下「需給計画」という。)を策定し、献血により確保すべき血液や原料血漿の確保目標量を定めている。一方、実際の確保量については、国民の善意に基づく貴重な献血血液を可能な限り無駄に廃棄しないよう確保する必要があるため、医療機関における日々の血液製剤の需要に応じて必要量を確保している。          ・少子高齢化が進む中、血液の安定した供給体制を確保するため、平成26年に日本赤十字社が実施した血液需給将来推計シミュレーションの結果等を踏まえ、平成27年度から令和2年度までの6年間を目標期間とする中期目標「献血推進2020」を策定し、①若年層(10代から30代)の献血者数の増加、②安定的な集団献血の確保、③複数回献血の増加、④献血の周知度の上昇を目標に掲げ、献血推進の取組みを強化してきたところ。中期目標に掲げた項目のうち「献血の周知度の上昇」以外の数値目標は未達成となったが、①については、令和元年度の若年層の献血者数は前年度を上回るとともに、総献血者数も約10年ぶりに増加傾向に転じた。          ・令和3年2月に、令和3年度から令和7年度までの5カ年を対象とする新たな中期目標「献血推進2025」を策定した。①若年層の献血者数の増加②安定的な献血の確保③複数回献血の推進④「献血Web会員サービスの利用推進」の4つの項目について数値目標を設定し、献血推進の取組を強化していくこととしている。          ・新型コロナウイルス感染症の発生を受け、感染拡大を防止する観点から、各種イベントの中止、企業等におけるテレワーク・時差出勤の実施等の影響を受け、企業等で実施予定の献血が中止になるなど、短期的・局所的に献血血液の確保に影響が生じた。これまで血液製剤の安定供給に支障は生じていないものの、献血は医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和2年4月7日、令和3年1月7日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の医療関係者には「献血を実施する採血業」が含まれていることを地方自治体に周知した。また、令和3年度の献血計画には、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図る取組を支援することを記載した。</p> <p><b>【HIV訴訟を踏まえた恒久対策の実施】</b>          ・HIV訴訟和解確認書(平成8年3月29日)に基づき、血液製剤によるHIV感染者やエイズ発症者に対して、健康管理費用の支給(調査研究事業(※1))や健康管理手当の支給(健康管理支援事業(※2))を実施している。          ※1 エイズ発症前の血液製剤によるHIV感染者に対し、発症予防に役立てるための調査研究を実施。症状に応じ月額36,900円又は52,900円を支給。          ※2 エイズ発症者(和解が成立した方)に対し、健康管理に係る費用負担軽減等のため、月額15万円を支給。</p>					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療需要に応じて、日々計画的に採血を行い、過不足なく安定的に供給に必要な血液量を確保する必要がある。</li> <li>一方で、10代から30代の献血者数はこの10年で約35%減少しており、全献血者に占める若い世代の割合は減少している(※3)。 (※3) 延べ献血者数に占める割合 平成20年度(延べ献血者数 約514万人): 10代(5.9%)、20代(22.3%)、30代(27.3%)、40代(23.3%)、50代・60代(21.2%) 令和元年度(延べ献血者数 約493万人): 10代(5.4%)、20代(14.8%)、30代(16.6%)、40代(27.4%)、50代・60代(35.8%)</li> <li>国内自給により血液製剤の安定供給を確保するためには、その原料である血液を献血によって安定的に確保する必要があるが、少子高齢化によって今後献血可能人口(※4)の減少が見込まれることから、引き続き、国民一人一人に献血への理解と協力を求める必要がある。特に、近年減少が顕著な10代～30代の若年層への普及啓発活動を強化していく必要がある。 (※4) 全血献血については69歳まで可能だが、65歳以上の方の献血は、献血いただく方の健康を考慮し、60～64歳の間に献血経験のある方に限る。</li> </ul>				
<p>2</p>	<p>平成8年3月のHIV訴訟和解確認書において、エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業(健康管理費用の支給)及び血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業(健康管理手当の支給)を継続、または実施することとされており、これらの金銭給付を遅延なく実施する必要がある。</p>					
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>目標1</p>	<p>・献血推進計画及び需給計画に基づき、献血による血液222万ℓ、原料血漿122.3万ℓを確保して血液製剤を安定供給できるように、効果的な広報手段を検討し、確実に実施する。</p>	<p>・毎年度「献血推進計画」により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定している。 ※令和3年度の献血の推進に関する計画(令和3年厚生労働省告示第149号)</p>			
<p>(課題1)</p>	<p>血液製剤の安全性の向上及び安定供給を確保する。</p>	<p>・毎年度「需給計画」により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定している。 ※令和3年度の血液製剤の安定供給に関する計画(令和3年厚生労働省告示第150号)</p>				
<p>目標2</p>	<p>HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であり、達成目標の策定には馴染まない。</p>					
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>596,797</p>	<p>635,261</p>	<p>629,252</p>	<p>628,869</p>	<p>628,111</p>
<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>309,139</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>▲ 309,139</p>	<p>309,139</p>	<p>0</p>
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>596,797</p>	<p>596,797</p>	<p>635,261</p>	<p>629,252</p>	<p>938,008</p>	<p>628,111</p>
<p>執行額(千円、d)</p>	<p>577,322</p>	<p>577,322</p>	<p>623,168</p>	<p>525,444</p>	<p>915,675</p>	<p>628,111</p>
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>96.7%</p>	<p>96.7%</p>	<p>98.1%</p>	<p>83.5%</p>	<p>97.6%</p>	<p>97.6%</p>
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称 閣議決定「献血の推進について」</p>		<p>年月日 昭和39年8月21日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所) 政府は、血液事業の現状にかんがみ可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体による献血受入体制の整備を推進するものとする。</p>		

達成目標1について

- ・ 献血推進計画及び需給計画に基づき、献血による血液222万ℓ、原料血漿122.3万ℓを確保して血液製剤を安定供給できるように、効果的な広報手段を検討し、確実に実施する。
- ・ 血液製剤の安全性の向上及び安定供給を確保する。

測定指標	指標1 安定供給に必要な血液量の確保状況 (アウトカム)	指標の選定理由	毎年度、「献血推進計画」において、当該年度に献血により確保すべき血液の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	献血により確保すべき血液の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。 (参考)平成27年度実績:193万ℓ、平成28年度実績:191万ℓ							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	○
		—	195万ℓ	199万ℓ	213万ℓ	221万ℓ	222万ℓ	222万ℓ		
		187万ℓ	200万ℓ	215万ℓ	224万ℓ	225万ℓ				
	指標2 安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況 (アウトカム)	指標の選定理由	毎年度、「需給計画」において、血液製剤の安定供給を確保することを目的とし、当該年度に献血により確保されるべき原料血漿の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	献血により確保すべき原料血漿の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。 (参考)平成27年度実績:90.9万ℓ、平成28年度実績:96.5万ℓ							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	○
		—	93.5万ℓ	99.0万ℓ	112万ℓ	120万ℓ	122.3万ℓ	122.3万ℓ		
		92万ℓ	99.3万ℓ	114.4万ℓ	125.2万ℓ	124.8万ℓ				
	指標3 若年層の献血率の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	少子高齢化が進む中、将来の献血基盤の確保という観点から、10代(※)～30代の若年層の献血率を増加させる必要があるため、測定指標として選定した。 ※ 10代とは献血可能年齢である16～19歳を指す。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和元年度実績値との差分を均等割りしたものを令和3年度の目標値として設定している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度	△	
		10代:4.2% 20代:5.5% 30代:5.6%	—	—	—	6.1%	5.9%	6.7%		
	5.5%	5.4%	5.7%	5.4%	5.4%					
(参考)	10代:5.3% 20代:5.7% 30代:5.4%	10代:5.4% 20代:5.6% 30代:5.3%	10代:5.5% 20代:5.7% 30代:5.5%	10代:4.2% 20代:5.5% 30代:5.6%	10代:4.5% 20代:5.5% 30代:5.5%	10代:6.6% 20代:6.8% 30代:6.6%				
指標4 献血推進活動に協力いただける企業・団体数 (アウトカム)	指標の選定理由	企業等への働きかけを強化し集団献血を行うことにより、安定的な献血者の確保が図られることから、測定指標として選定した。								
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和元年度実績値との差分を均等割りしたものを令和3年度の目標値として設定している。								
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
	令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度	○		
	60,854社	—	—	—	60,000社	62,000社	70,000社			
	56,151社	57,781社	59,280社	60,854社	62,435社					
指標5 複数回献血者数 (アウトカム)	指標の選定理由	20代・30代については、18歳、19歳をピークに30代半ばにかけて減少する傾向が見られるため、一度献血を経験された方が、継続して繰り返し献血に協力いただくことが求められることから、測定指標として選定した。								
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和元年度実績値との差分を均等割りしたものを令和3年度の目標値として設定している。								
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
	令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度	△		
	1,024,863人	—	—	—	120万人	110万人	120万人			
	944,962人	949,140人	983,351人	1,024,863人	1,049,530人					

測定指標	指標6 献血Web会員サービスの利用者数 (アウトプット)	指標の選定理由	献血推進の取り組みにおいて、献血者の利便性を向上させる取り組みについては、今後の継続的な献血に繋がることが期待される他、献血の取り組みに関する周知度を計るものとして、測定指標として選定した。					目標値	主要な指標	達成	
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和元年度実績値との差分を均等割りしたものを令和3年度の目標値として設定している。								
		基準値	年度ごとの目標値								
			年度ごとの実績値								
		令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				令和7年度
		2,468,899人	-	-	-	-	270万人				500万人
	1,528,996人	1,688,052人	2,035,145人	2,468,899人	2,955,408人			○			

達成目標2について											
測定指標	-	指標の選定理由	-					目標値	主要な指標	達成	
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	-								
		基準値	年度ごとの目標値								
			年度ごとの実績値								
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				-
		-	-	-	-	-	-				-
	-	-	-	-	-			-			
参考指標	指標7 エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数 (アウトプット)	実績値									
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
		509	496	491	486	481					
	指標8 血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数 (アウトプット)	実績値									
平成29年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度						
	119	120	119	120	120						

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第12回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和4年8月25日開催)で議論いただいたところ、以下の5点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。
	【達成目標1の指標1及び指標2について】 ① 指標1と指標2は需給が均衡することが最も望ましいものであり、従って、現在の目標値の設定方法だと、目標達成率が120%となることが良いことではないということになる。需給均衡が望ましい状態であることを適切に評価できるような目標値の設定方法を検討すべき。 ⇒ 本施策を実施する上での最終的な目標は、貴重な献血血液を無駄にしないよう医療需要に応じて過不足なく確保することになる。指摘のとおり目標達成率を120%にすることが必ずしも評価されるものではなく需給均衡が望ましいことから、次期施策目標の評価区分においては目標値の上下5%以内の幅に収まることを「◎」とする。
	【達成目標1の指標3について】 ② 指標3(若年層の献血率の割合)について、令和7年度の目標値が6.7%であるのに対し、令和3年度の実績値は5.4%に止まっている。特にコロナ禍で10代の献血率が低下しており、令和7年度の目標値(10代)である6.6%までに引き上げるための具体的な方策が必要。 ⇒ 日本赤十字社が献血可能年齢未満や献血未経験の若年層を主な対象としたスマートフォンアプリによる新会員サービスを令和4年9月下旬から始めることや、今後の献血者確保の取り組みとしてボランティア団体との連携により献血教育の必要性を訴えていくこととしている。 また、将来の献血を支える若年層の献血への理解を深めるため、学校教育の一環として、献血についての正しい知識の普及啓発を図ることを目的に、令和3年度に高校生を対象にオンラインによる「献血セミナー」を521校で実施している。
	③ 献血について、10代にいかにかに伝えるかについて、保健体育の教科書に盛り込むことも有効ではないか。 ⇒ 文部科学省が制定している高等学校用学習指導要領の解説では、「献血の制度があることについても適宜触れるようにする。」とあり、保健体育教科書においても「献血」が医療を支える存在であることや民間機関の保健活動として取り上げられている日本赤十字社の活動として、「献血事業」が紹介されている。 厚生労働省が作成している副読本の提供方法と併せての活用を検討する。
	【長期的なアウトカムに至るまでの短期・中期アウトカム又はアウトプットの設定(指標3及び指標5)について】 ④ 指標3(若年層の献血率の割合)や指標5(複数回献血者数)が大きな課題であるため、それぞれ、若年層の献血率の向上や複数回献血数を増加させるという長期的なアウトカムを達成するために必要となる要素(取組)を中間指標(短期・中期のアウトカム、アウトプット)として設定してはどうか。 ⇒ 目標値との乖離を検証する上で中間指標の設定は有効と思われるが、一方、若年層の献血率の向上や複数回献血者数の増加について、取り組んだ結果が現れるのには一定の期間を有するため、若年層の献血率や複数回献血者数の状況やそのための取り組みである出前講座について、令和4年度事前分析表から、参考指標として設定することとする。
【達成目標1の指標5について】 ⑤ 指標5(複数回献血者数)の年齢階層別の推移について、50代は継続的に増加している一方で、40代については令和3年度に数千人単位で減少しているが、どの要因は何か。 ⇒ 40代の複数回献血者数はこの5年間漸減傾向にあったところ、令和2年度はコロナ禍において献血者が例年通り確保できない危機感が高まったことから、日本赤十字社において献血Web会員サービス登録者を対象に積極的な働きかけを行い、全世代で一定の成果が見られた。令和3年度はこうした働きかけを実施しなかったため、もともと漸減傾向にあった40代の落ち込みが明らかになったものと考えている。	



<p style="text-align: center;">評価結果と 今後の方向性</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】</p>
	<p>総合判定</p>	<p>(判定結果) A【目標達成】</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標1(安定供給に必要な血液量の確保状況)及び指標2(安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況)については、平成29年度を除き、毎年度目標値を達成しており、令和3年度も目標値を上回る血液量及び原液血漿を確保できたことから、達成区分としては、目標を「(○)達成」として評価した。</li> <li>・ 指標3の若年層の献血率の割合について、令和3年度実績値は5.4%であり、目標値に対する達成度は92%であったことから、達成区分としては、目標を「△概ね達成」として評価した。</li> <li>・ 指標4・6(※1)については、いずれも令和3年度実績値が目標値を上回ったことから、達成区分としては、目標を「○:達成」として評価した。</li> <li>・ 指標5(複数回献血者数)について、令和3年度の実績値は1,049,530人であり、目標値に対する達成度は95%であったことから、達成区分としては、目標を「△」概ね達成」として評価した。</li> </ul> <p>※1 指標4:献血推進活動に協力いただける企業・団体数、指標6:献血Web会員サービスの利用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以上より、すべての測定指標について達成状況が「○:達成」又は「△:概ね達成」となっている。</li> <li>・ なお、達成状況が「△:概ね達成」となる指標3については、コロナ禍前の献血率が増加傾向であることを踏まえると、新型コロナウイルス感染症の影響を受けずに、現状の取組みを継続していたとすれば、令和3年度の目標は達成されていたと予測する。</li> <li>・ 同様に達成状況が「△:概ね達成」となる指標5についても、コロナ禍前の複数回献血者数が増加傾向であり、コロナ禍においても増加していたことから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けずに、現状の取組みを継続していたとすれば、令和3年度の目標は達成されていたと予測する。</li> <li>・ したがって、目標達成度合いの測定結果は「③相当程度進展あり」に区分されるものの、新型コロナウイルス感染症という外部的要因を加えて総合的に判断すると、すべての測定指標の目標は達成されていると評価できるため、判定結果は「A【目標達成】」とした。</li> </ul>
	<p>施策の分析 (有効性の評価)</p>	<p>(有効性の評価)</p> <p><b>【必要な血液量及び原料血漿の量の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定供給に必要な血液量及び原料血漿の量の確保状況(指標1及び2)については、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、令和3年度も必要量を確実に確保することができ、年々需要が増加する血液量及び原料血漿の必要量を上回る実績となっており、献血推進の実施は有効に機能していると評価できる。</li> </ul> <p><b>【若年層の献血者数の増加に向けた取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若年層の献血率(指標3)については、10代は、令和2年度に引き続き令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、学校献血の中止等が発生したことにより、コロナ禍前より減少している状況であるが、令和2年度に比べると若干増加した。</li> <li>・ 20代・30代においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業献血の中止等があったものの、コロナ禍前の平成29年度から令和元年度と比較しても、概ね横ばい傾向にある。これは、コロナ禍で企業献血の中止等があったが、日本赤十字社においてホームページやWeb 会員サービスでの献血の協力依頼を集中的に実施する等の取組みを行ったことによるものと考えられる。</li> </ul> <p><b>【安定的な集団献血の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 献血推進活動に協力いただける企業・団体数(指標4)は、令和2年度に引き続き、令和3年度も目標を達成した。企業・団体での集団献血は、献血者の利便性にも適うものであり、協力企業・団体数が増加することは血液の安定供給にも資するものである。</li> </ul> <p><b>【複数回献血の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数回献血者数(指標5)については、令和3年度は目標値を110万人と設定していたところ、令和2年度に比べ増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、105万人と目標値を下回った。ただし、平成29年度以降、増加傾向にあり、令和7年度に120万人という目標を達成できる見込みである。</li> <li>・ 平成29年度～令和3年度までの期間の複数回献血者数の増加分のうち、50歳代の増加数が最も多いことから、若年層に継続して繰り返し献血に協力を求めていくことが必要。</li> </ul> <p><b>【献血Webサービスの利用の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 献血Web会員サービス「ラブラット」とは、日本赤十字社と献血者をつなぐWeb会員サービスであり、会員になると、①全国すべての献血ルームのWeb予約が可能、②過去(平成17年4月以降)の献血記録の確認が可能、③メールやLINEで会員限定のお知らせやご案内、献血の依頼等が届くというものである。</li> <li>・ ラブラットの登録者数(指標6)については、令和3年度も目標値を上回ることができ、平成29年度以降、確実な増加傾向にあり、令和7年度に500万人という目標を達成できる見込みである。</li> </ul>
	<p>施策の分析 (効率性の評価)</p>	<p>(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関の需要等に応じて必要な血液量を確保する必要があるが、国民の善意に基づく貴重な献血血液が原料であることから、血液を可能な限り無駄に廃棄しないよう確保しており、効率的に実施している。</li> <li>・ 予算額は令和3年度は前年度からの繰越し分だけ他年度よりも多いが、概ね例年同水準の中で、指標3・5を除き目標を達成しており、献血推進の各種の取組みは概ね効率的に実施できている。</li> </ul>

評価結果と今後の方向性	施策の分析 (現状分析)	<p>(現状分析)</p> <p><b>【必要な血液量及び原料血漿の量の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の延べ献血者数は約505万人(対前年度比約1.5万人増、約0.3%増)であり、医療需要に応じて、日々計画的に採血を行っており、安定供給に必要な血液量及び原料血漿が確保されている。</li> <li>新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、令和2年2月下旬から献血血液の確保量が減少したため、日本赤十字社において、ホームページや献血Web会員サービス「ラブラット」で献血を呼びかけるとともに、厚生労働省においても、自治体に献血への協力を依頼した。</li> <li>令和2年4月、令和3年1月及び4月に緊急事態宣言が発出された際にも、献血血液の安定的な確保のための対応についての事務連絡を発出し、管下市町村や関係団体等に対し、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」には「献血を実施する採血業」が含まれていることの周知及び献血への協力を依頼した。</li> <li>これらの取組みにより、令和2年3月以降は多くの方に献血にご協力いただき、必要な献血血液を確保できている。</li> </ul> <p>-----</p> <p><b>【若年層の献血者数の増加に向けた取組、複数回献血の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、学校献血等が中止になったことにより、令和2年度に続く令和3年度も10代の献血率は令和元年度の水準に戻っていない。</li> <li>SNSを含むインターネット等を主体として情報発信等により、献血への理解を深めてもらうとともに、個々の献血やWeb予約の推進を図り、初回献血者の確保を中心とした取組みを行う必要がある。</li> <li>また、複数回献血の推進のためには、延べ献血者数に占める割合が長期的に見て減少傾向にある20代・30代への働きかけの一層の強化が必要である。具体的には、若年層を主な対象とした普及啓発、予約献血の活用等の献血者の利便性に配慮した環境整備を進める。</li> </ul> <p>-----</p> <p><b>【安定的な集団献血の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>献血推進活動に協力いただける企業・団体数は増加を続けており、地域の実情に即した方法で、企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等と協力を進める。</li> </ul> <p>-----</p> <p><b>【献血Webサービスの利用の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録者数が増加傾向にある、献血Web会員サービス「ラブラット」は、献血の意義を伝える、献血を体験した方に対し複数回献血への協力を呼びかける有効な普及・啓発ツールであることから、若年層の献血者数の増加のためにも、引き続き登録者数を増加させていく。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p><b>【必要な血液量及び原料血漿の量の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1及び2については、順調に各年度の目標値を達成していることから、引き続き当該年度目標達成を目指していく。なお、目標値は当該年度の血液製剤の需要状況に応じて設定する。</li> </ul> <p>-----</p> <p><b>【若年層の献血者数の増加に向けた取組、複数回献血の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標3及び5については、取り組んだ結果が現れるのには一定の期間を有するため、若年層の献血率や複数回献血者数の状況やそのための取組みである出前講座について、令和4年度事前分析表から、参考指標として設定することとする。</li> </ul> <p>-----</p> <p><b>【安定的な集団献血の確保、献血Webサービスの利用の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標4及び6については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。</li> </ul>

参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます)URL <a href="http://www.whoirei1.mhlw.go.jp/SHB-Shohin/page/SWDDirectMHLW.jsf">http://www.whoirei1.mhlw.go.jp/SHB-Shohin/page/SWDDirectMHLW.jsf</a></p> <p>血液需給将来推計シミュレーション URL <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11127000/02-03.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11127000/02-03.pdf</a></p> <p>血液事業部会(指標1～6関係)URL <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127853.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127853.html</a></p> <p>血液事業に関するパンフレット・説明資料(指標1～6関係)URL <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kenketsugo/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kenketsugo/index.html</a></p> <p>関連事業のレビューシート URL <a href="https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_1-7-1_saisyu.html">https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_1-7-1_saisyu.html</a></p> <p>献血推進2025(指標3～6関係) URL <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19547.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19547.html</a></p> <p>厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-seisakuhyouka_129244.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-seisakuhyouka_129244.html</a></p> <p>厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL <a href="https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html">https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html</a></p> <p>HIV訴訟を踏まえた恒久対策の実施(指標7及び8)URL <a href="https://www.pmda.go.jp/about-pmda/advisory-council-information/meetings/0078.html">https://www.pmda.go.jp/about-pmda/advisory-council-information/meetings/0078.html</a></p>
----------	--

担当部局名	医薬・生活衛生局	作成責任者名	血液対策課長 渡辺 顕一郎 総務課医薬品副作用被害対策室長 渡辺 由美子	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------	--------	---	----------	--------

# 実績評価書

(厚生労働省3(Ⅱ-1-1))

<p>施策目標名</p>	<p>食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(施策目標Ⅱ-1-1)          基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること          施策大目標1:食品等の安全性を確保すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p><b>1. 食品安全行政の概要</b></p> <p>○ 本施策は、食品衛生法等に基づき、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としている。</p> <p>(1)規格基準の設定及び見直し          ・ 残留農薬・食品用容器包装等の規格基準の策定等を計画的に進めている。特に、食品中の残留基準の設定にあたっては、国際的な整合化を図るため、暴露評価において手法の高度化を進めている。</p> <p>・ また、新たな育種技術(遺伝子組換え台木を利用した接ぎ木等)や従来にはない新開発食品(培養肉等)について、最新の科学的知見や海外の取組状況等の収集及び安全性確保に係る検証を実施している。</p> <p>(2)計画に基づく監視指導          ・ 食品衛生法に基づく監視指導を効率的かつ効果的に実施するため、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、輸出国対策及び輸入時対策については厚生労働省が、国内流通時対策については都道府県等が地域の実情に応じて、毎年度、監視指導計画を策定、公表の上、適切な監視指導を実施している。</p> <p>(3)輸入食品の安全性確保          ・ 毎年度「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際対策、③国内流通時の三段階で対策を実施している。</p> <p>・ 輸出国における衛生対策としては、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施、担当官の派遣・調査等を実施している。</p> <p>・ 輸入時の対策では、輸入業者に対して、輸入の都度、届出を義務付け、事業者からの輸入前相談に対応するとともに、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施している。モニタリング検査における違反状況を踏まえ、違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品については、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。</p> <p>・ 国内流通時の対策では、都道府県等監視指導計画に基づき、都道府県等が店舗等から輸入食品を抜き取り、検査や指導を行っている。</p> <p>(4)食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施          ・ 食品安全に対する消費者の意識の高まり等に対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行っている。</p> <p><b>2. 食品衛生法の改正について</b></p> <p>○ 平成15年の食品衛生法等の改正から約15年が経過し、共働き世帯や高齢者単身世帯の増加を背景に、調理食品、外食・中食への需要の増加や健康食品への関心の高まりなど食のニーズの多様化や輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった我が国の食を取り巻く環境が変化している。</p> <p>○ このような変化の中で、都道府県等を超える広域的な食中毒事案の発生や、食中毒の発生数の下げ止まり傾向があり、事業者における一層の衛生管理や、行政による的確な対応が喫緊の課題となっている。さらには、食品の輸出促進も見据え、国際標準と整合的な食品衛生管理が求められている。</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、食品の安全性を確保するため、以下のような点を改正内容とする「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号)が順次施行されており、令和3年6月に完全施行された。</p> <p><b>【改正の概要】</b></p> <p>(1)広域的な食中毒事案への対策強化〔平成31年4月1日施行〕          ・ 広域的な食中毒事案の発生・拡大防止のため、国と関係自治体が相互に連携・協力を行うための場として、地域ブロックごとに新たに「広域連携協議会」を設置し、緊急時には、協議会を活用して広域的な食中毒事案に対応する。</p> <p>(2)HACCPに沿った衛生管理の制度化〔令和2年6月1日施行(1年間の経過措置あり)〕          ・ HACCP(ハサップ)とは、原料の受入から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法。          ・ 一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を、原則としてすべての食品等事業者に対して求める。          &lt;HACCPに基づく衛生管理&gt;          ・ ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を求める。          &lt;HACCPの考え方を取り入れた衛生管理&gt;</p> <p>(3)特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出を義務化〔令和2年6月1日施行〕          ・ 厚生労働大臣が定める特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害が発生した場合、事業者から行政へ当該情報を届け出ることと義務化し、健康被害発生時に、注意喚起・改善指導・販売禁止等の措置を講じるに足る必要十分な情報収集等が可能となる。</p> <p>(4)国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備〔令和2年6月1日施行〕          ・ 食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際整合性の確保のため、規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全性を評価した物質のみ使用可能とする(ポジティブリスト制度の導入)。</p> <p>(5)営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設〔令和3年6月1日施行〕          ・ HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、営業許可の対象業種以外の事業者の所在等を把握するため、届出制度を創設。          ・ 営業許可については、実態に応じたものとするため、食中毒リスク等を考慮し、見直し(32許可業種に見直し)。</p> <p>(6)食品等リコール情報の報告制度の創設〔令和3年6月1日施行〕          ・ 事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出(食品衛生申請等システムに入力等)を義務付け。</p> <p>(7)その他          ・ 輸出国において検査や管理が適切に行われた旨を確認し、輸入食品の安全性を確保するため、食肉等のHACCPに基づく衛生管理や、乳及び乳製品・一部の水産食品の衛生証明書の添付を輸入要件化する。</p>

施策実現のための背景・課題	1	残留農薬、食品添加物及び食品用器具・容器包装等について、最新の科学的知見や国際動向を踏まえた、より迅速な基準等の設定が行えるよう審査体制の強化等が求められている。					
	2	食中毒事件数は近年下げ止まりの傾向にあるほか、高齢化による食中毒リスク増加の懸念などもあり、食品の安全性の更なる向上が求められている。					
	3	我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、適切な監視指導を徹底するための体制強化が求められている。					
	4	食品安全に関する施策の情報を消費者等に積極的に情報提供するとともに、消費者等からの意見を聴取し、消費者等との相互関係を形成する必要がある。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由				
	目標1	残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進 (課題1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>残留農薬の基準設定について、国際的にも急性毒性の指標として用いられる急性参照用量(ARfD)を考慮した残留基準の見直しを計画的に進めるとともに、残留基準の適否を確認する分析法の開発を推進する等、食品衛生に関する監視指導を徹底するための体制強化が必要である。</li> <li>また、残留農薬・食品添加物等について、最新の科学的知見や国際動向を踏まえた、より迅速な基準等の設定が行えるよう審査体制を強化する必要がある。</li> </ul>				
	(課題1)						
	目標2	HACCPの義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等 (課題2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品等事業者の衛生管理水準の更なる向上を図るとともに、輸出先国が求める衛生管理基準に対応した食品の輸出促進につなげるため、国内のHACCPの義務化を含めた制度改正に向け、HACCP普及のための事業者や地方公共団体の人材育成事業、輸出相手国との相互認証の推進などの各種施策を実施する必要がある。</li> <li>また、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)による衛生証明書等の輸出関連手続を電子化するとともに、輸出食肉・水産食品取扱施設の認定等を行っていく必要がある。</li> </ul>				
	(課題2)						
	目標3	検疫所における水際対策等の推進 (課題3)	我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための人員を含めた体制強化を図り、輸入食品監視指導計画に基づく検疫所における監視指導を強化する必要がある。				
	(課題3)						
	目標4	食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等 (課題4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法及び食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換が求められている。</li> <li>また、食中毒の予防や食品中の化学物質等の基準設定、検査法等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。</li> </ul>				
(課題4)							
施策の予算額・執行額等	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	3,883,774	4,421,440	3,995,823	4,827,029	4,176,413
		補正予算(b)	0	0	0	-33,960	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	3,883,774	4,421,440	4,420,704	4,793,069	
	執行額(千円、d)		3,533,432	4,028,222	3,995,823	4,316,566	
執行率(%、d/(a+b+c))		91.0%	91.1%	90.4%	90.1%		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-		-		-		

測定指標

<p>指標1</p> <p>ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数(アウトプット)</p> <p>※令和3年度は「前年度に食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等について、通知日から1年以内に残留基準を見直す品目の達成率」(アウトプット)</p>	<p>指標の選定理由</p> <p>・ 制度導入時に新たに残留基準を設定した758農薬等のうち、現在(指標設定当時)まで約600の農薬等について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したが、今後も引き続き本制度の適切かつ円滑な実施を推進するため、本指標を設定する。</p>																							
	<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>・ 残留基準の見直しに関して、令和2年度までは、過去5年間に見直しを行った品目数の平均以上を目標値としていたが、令和3年3月の有識者会議の議論を基に、現在(令和3年6月時点)までにほとんどの農薬等(約700)が食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼済みとなっていることを踏まえ、今後は、食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等に対する適切な残留基準の見直しに係る目標を設定することが重要であると考え。</p> <p>・ そこで、令和3年度は、前年度に食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等について、通知日から1年以内に残留基準を見直す品目の達成率60%を目標値とする。</p> <p>(参考)平成27年度実績:22品目、平成28年度実績:35品目</p>																							
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">基準値</th> <th colspan="5">年度ごとの目標値</th> <th rowspan="2">目標値</th> <th rowspan="2">主要な指標</th> <th rowspan="2">達成</th> </tr> <tr> <th colspan="5">年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> <td>毎年度</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	年度ごとの実績値					—	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		
	基準値		年度ごとの目標値								目標値	主要な指標	達成											
		年度ごとの実績値																						
	—	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度																	
	—	過去5年の品目数の平均(40品目)以上	過去5年の品目数の平均(45品目)以上	過去5年の品目数の平均(47品目)以上	過去5年の品目数の平均(38品目)以上	60%	過去5年の品目数の平均以上 ただし、令和3年度は、食安委からの通知後1年以内に見直しを完了する達成率を60%	○	△															
		82品目	31品目	19品目	14品目	58%																		
	<p>指標2</p> <p>要請に基づき行われる食品添加物の指定等手続について標準的事務処理期間内に指定等を終えた率(アウトカム)</p>	<p>指標の選定理由</p> <p>・ 食品添加物の指定等については、「食品添加物の指定等手続に係る標準的事務処理期間の設定について」(平成28年6月10日付け生食発0610第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)において、要請者から要請された品目に関して、資料収集に要する期間を除き、食品安全委員会から食品健康影響評価の結果を通知された日から1年以内に行うよう努めるものとしたことから、本指標を設定する。</p>																						
		<p>目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p> <p>・ 添加物製剤の指定等の要請などについては、一つの要請について複数の成分規格等を設定する必要があるため、審査事項が複雑となり、指定等までに一定の期間を要することも想定されることから、達成率70%を目標値とする。</p> <p>・ 算出式は、 [当該年度に標準的事務処理期間内(評価の結果通知を受けてから1年間)に指定等手続が完了した数] / [当該年度に指定等手続が完了した数] である。</p> <p>(参考)国際汎用添加物のロードマップにおける処理達成率 平成27年度実績:100%、平成28年度実績:—</p>																						
<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">基準値</th> <th colspan="5">年度ごとの実績値</th> <th rowspan="2">目標値</th> <th rowspan="2">主要な指標</th> <th rowspan="2">達成</th> </tr> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td rowspan="3">○</td> <td rowspan="3">— (該当なし)</td> </tr> </table>		基準値	年度ごとの実績値					目標値	主要な指標	達成	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	—	70%	70%	70%	70%	70%	70%	○	— (該当なし)
基準値			年度ごとの実績値								目標値	主要な指標	達成											
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																		
—		70%	70%	70%	70%	70%	70%	○	— (該当なし)															
—	100% (4/4(品目))	100% (4/4(品目))	27% (3/11(品目))	89% (8/9(品目))	— (0/0(品目))																			

測定指標	指標3 大規模食中毒の発生件数 (アウトカム)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品流通が広域化しており、食中毒が全国的に散発して発生する傾向があることから、各都道府県等における的確な監視指導を効果的・効率的に実施するとともに、国においても適切な技術的助言、関係機関との情報共有を図るなど継続して食中毒対策を強化する必要があることから、本指標を設定する。 (大規模食中毒とは、食中毒患者等が500人以上発生し、又は発生する恐れがある食中毒をいう(食品衛生法施行規則第77条。))</li> </ul>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>食中毒は、性質上突発的に起きる事案であることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、毎年なるべく最少件数を目指しつつも、過去5年の平均を水準とし、毎年度それ以下を目標値とする。 (参考)平成27年実績:2件、平成28年実績:2件</li> </ul>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		—	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		
		—	過去5年の発生件数の平均と同水準以下(2件)	過去5年の発生件数の平均と同水準以下(2件)	過去5年の発生件数の平均と同水準以下(2件)	過去5年の発生件数の平均と同水準以下(2件)	過去5年の発生件数の平均と同水準以下(2件)	過去5年の発生件数の平均と同水準以下		○
			2件(年次集計)	2件(年次集計)	0件(年次集計)	3件(年次集計)	2件(年次集計)			
	指標4 許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数 (アウトカム)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等において監視指導を効果的・効率的に実施することにより、基準に違反した営業施設の数を低減し、食品の適切な衛生管理を行うよう、適切な措置を講じる必要があることから、営業施設の基準を遵守する施設割合を測る指標として、本指標を設定する。</li> </ul>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>禁停止命令は、突発的事情により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、過去5年の施設数の平均以下を目標値とする。</li> <li>衛生行政報告例(政府統計の窓口) URL: <a href="http://www.estat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469">http://www.estat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469</a> (参考)平成27年度実績:754件、平成28年度実績:774件</li> </ul>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		—	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		
—		過去5年の施設数の平均(752件)以下	過去5年の施設数の平均(751件)以下	過去5年の施設数の平均(787件)以下	過去5年の施設数の平均(743件)以下	過去5年の施設数の平均(662件)以下	過去5年の施設数の平均以下	○	(○)	
	711件	857件	618件	350件	集計中(R5年1月頃公表予定)					
【参考】指標5 食中毒による死者数 出典:「食中毒統計調査」 (厚生労働省ホームページ: <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html</a> )	実績値									
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
	3名(年次集計)	3名(年次集計)	4名(年次集計)	3名(年次集計)	2名(年次集計)					

測定指標	指標6 輸入食品モニタリング検査達成率 (アウトプット)	指標の選定理由	・ 輸入食品監視指導計画に基づき策定したモニタリング計画において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能となる件数を検疫所に割り当てて検査を実施することとしているため。 ・ 輸入食品監視指導計画に基づき策定したモニタリング計画において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能となる件数を検疫所に割り当てて検査を実施することとしていることから、目標値を達成率(計画件数に対する実施件数の割合)100%とした。 ・ 令和4年度 輸入食品監視指導計画 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200505_00004.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200505_00004.html</a> ・ 令和2年度 輸入食品監視指導結果 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27161.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27161.html</a> (参考)平成27年度実績:102%、平成28年度実績:102%							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 令和4年度 輸入食品監視指導計画 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200505_00004.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200505_00004.html</a> ・ 令和2年度 輸入食品監視指導結果 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27161.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27161.html</a> (参考)平成27年度実績:102%、平成28年度実績:102%							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		—	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度	○	○
		—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
		102%	101%	101%	102%	101%				
	指標7 輸入食品の規格基準等の違反件数 (アウトカム)	指標の選定理由	・ 輸入食品の安全性は、輸出国段階、輸入時段階、国内流通段階における三段階で確保が行われている。 ・ 輸出国段階においては、違反食品の輸入を未然に防止するために、輸出国の食品衛生に関する制度調査を計画的に実施するとともに、検査命令が実施されている食品等について、輸出国政府に対し違反原因の究明、再発防止を要請している。 ・ また、輸入者に対しては、食品安全基本法第8条に基づく食品等事業者の責務、食品衛生法第3条に基づく輸入食品の安全性の確保について指導している。さらに、検疫所では輸入前指導(輸入相談)を実施し、法違反に該当する食品等の輸入を未然に防止している。 ・ 輸入時段階では、年度ごとに計画的に実施するモニタリング検査及び規格基準等の違反の可能性が高い食品を輸入する者に対し輸入の都度検査を実施させる検査命令により安全を確保している。 ・ 以上を踏まえ、輸入食品の適切な監視指導を実施するため、本指標を設定する。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 輸入食品の規格基準等の違反は突発的事情により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、過去5年の件数の平均以下を目標値とする。 ・ 令和4年度 輸入食品監視指導計画 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200505_00004.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200505_00004.html</a> ・ 令和2年度 輸入食品監視指導結果 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27161.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27161.html</a> (参考)平成27年度実績:858件、平成28年度実績:773件							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値								
—		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度	△	△	
—		過去5年の件数の平均以下(921件)	過去5年の件数の平均以下(874件)	過去5年の件数の平均以下(822件)	過去5年の件数の平均以下(799件)	過去5年の件数の平均以下(766件)	過去5年の施設数の平均以下			
	821	780	763	691	809					

達成目標4について		食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等								
測定指標	指標8 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育基本法第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係閣僚、民間有識者で構成)で食育基本計画を作成している。</li> <li>第4次食育推進基本計画(令和3年度～令和7年度)第1. 2(7)において掲げている基本的な取組方針「食品の安全性の確保等における食育の役割」は施策内容に資することから、当該計画第2. 2(15)において定められている目標値(「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合」を80%以上とすること)を目標値として設定する。</li> <li>第4次食育推進基本計画 <a href="https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/attach/pdf/210331_35-6.pdf">https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/attach/pdf/210331_35-6.pdf</a></li> <li>(参考) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合 平成27年度実績:72%、平成28年度実績:71.8%</li> </ul>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	直近の実績値である令和3年度の実績値は、分母:有効回収数(2,447人)、分子:「食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する」と回答した人の人数(1,893人)から算出したもの。							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
	—	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	△	
	—	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上			
		72.4%	77.0%	79.4%	75.2%	77.4%				
		実績値								
【参考】指標9 食品の安全性に関する意見交換会への参加者数 出典:医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
		4,266	5,186	3,330	8,793	3,432				

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第12回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和4年8月25日開催)で議論いただいたところ、以下の3点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。
	<p>【達成目標1の指標2について】</p> <p>① 食品添加物の新規指定や規格基準の改正に関する指標である指標2について、1年以内に指定手続を完了したというアウトカム指標を設定しているため、食品安全委員会からのリスク評価の受け取り時期によって、令和3年度のように「該当なし」という状況になった。そこで、指定手続が滞りなく進んでいるのかを示すためにも、指定手続完了以外の参考指標を設定してはどうか。あるいは、補足の現状説明のようなものがあればよいのではないかと。</p> <p>⇒ 現在の指標に関する補足情報として、年度ごとの実績値欄に具体的な件数(分母及び分子)の追記を行った。また、総合判定欄に、令和3年10月5日以降から現在までに受領した食品健康影響評価の結果通知の数等を追記した。</p>
	<p>【達成目標2の指標の追加について】</p> <p>② 令和3年6月1日から完全施行されたHACCPの義務化は大きな動きであったが、次年度以降何らかの指標を設定してはどうか。</p> <p>⇒ HACCPに沿った衛生管理の義務化の政策効果については、既存の測定指標(大規模食中毒の発生件数及び禁停止命令を受けた施設数)を用いて義務化前後の変化を見ているところであるが、今後の状況も踏まえつつ、より直接的に測定できる指標がないか検討を進めていく。</p>
	<p>【達成目標4の指標8について】</p> <p>③ 指標8(食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合)については、毎年度、目標値である80%に若干届いていないが、年代別に見ると、若年層の割合が低いとのことだが、今後、どこにターゲットにおいて重点的に対策をすべきか分析すべきである。</p> <p>⇒ 指標8については、例年、20代及び30代の若い世代(令和3年度では、72.5%(70代以上は80.7%))や男性(令和3年度では、69.1%(女性は84.1%))で低い傾向があり、このような傾向が、全体で80%に到達していない主要因となっていると考えられる。そのため、特に若い世代や男性を重点的なターゲットとする対策を講じていきたい。</p>



<b>評価結果と 今後の方向性</b>	<b>目標達成度合いの測定結果</b>	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】 (判定結果) B【達成に向けて進展あり】 (判定理由) ・ 指標1については、第28回政策評価に関する有識者会議(令和3年3月24日)での指摘を受けて、令和3年度に新たな目標へと見直しを行ったが、同年度は目標値に対する実績値(58%)の割合が97%であることから、概ね達成できたと判断した。 ・ 指標2については、通常厚生労働省における指定等の手続き等には1年弱の時間がかかるが、最後に指定等が実施された令和3年1月15日以降、食品安全委員会からの食品健康影響評価の新たな結果通知は令和3年10月5日であり、令和3年度中には食品添加物の指定・規格基準改正がなかったため算出されていない。令和3年10月5日から現在までに(令和4年8月末日)食品安全委員会から5品目について食品健康影響評価の結果通知を受け取り、それぞれ規格基準の検討、薬事・食品衛生審議会における審議、省令、告示改正といった手続きを着実に進めている。これを踏まえると、指標に対する実績値は算出されないものの、施策は問題なく実施されていると判断できる。 ・ 指標3については、大規模食中毒の発生件数が過去5年の発生件数の平均と同水準以下で推移しており、目標を達成していると判断した。 ・ 指標4については、令和3年度の実績を集計中であるものの、令和2年度までの実績や改正食品衛生法の完全施行が令和3年6月1日に行われたこと(※1)を踏まえると、食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数は、令和3年度も令和2年度と同程度又はそれを下回ると考えられるため、目標を達成していると思わせると判断した。 ※1 令和2年6月1日にHACCPに沿った衛生管理の制度化が施行されている。 ・ 指標6については、毎年度目標を達成しており、目標を達成していると判断した。 ・ 指標7については、令和3年度の違反件数は過去5年の違反件数の平均値を超過しているが、単年度の違反件数は突発的な増減が起こりうるものであり、また、全体の届出件数に対する違反率(0.03%)は例年と同水準であることから、概ね目標を達成していると判断した。 ・ 指標8については、令和3年度の目標値は80%以上であるところ、実績値は77.4%(達成度は96.8%で、80%以上100未満)であるため、概ね目標を達成していると判断した。 ・ 以上より、主要な指標である指標2が判定不能となったが、その他の全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」であることから、目標達成度合いは③(相当程度進展あり)、判定結果はB(達成に向けて進展あり)と判断した。
	<b>総合判定</b>	(有効性の評価) 【達成目標1: 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進】 ・ 指標1については、令和2年度までは、毎年度、着実に見直し品目数を増やしていくとの考えから、過去5年の品目数の平均を指標としていたが、令和3年度は、食品安全委員会による評価結果数の変動等による毎年度の状況を踏まえた指標を設定するとの考えに変更し、前年度に食品安全委員会から評価結果の通知を受けた農薬等について、通知日から1年以内に残留基準を見直した品目の割合を指標としている。 ・ 令和3年度実績値が目標値に若干届かなかったのは、コロナ対応により全省的に業務過多となる中で、数日の差で1年以内を満たせなかった品目が生じたことが要因であると考えられる。 ・ 指標2については、令和3年度には添加物の指定等がなかったものの、令和4年度以降に向けて、添加物としての指定等がなされる予定の品目に関する手続(薬事・食品衛生審議会における審議等)を着実に実施する等の対応を進めている。 【達成目標2: HACCP義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等】 ・ 指標3については、令和3年度も大規模食中毒の発生件数を2件のみに抑えることができた。 ・ HACCPに沿った衛生管理の完全施行されたことも理由の一つとして考えられる一方で、食中毒件数そのものが減少しており、その要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響(手洗いの徹底といった個人衛生意識の高まり、飲食店の営業時間規制等)も考えられることから、引き続き、改正食品衛生法に沿った監視指導を継続していく必要がある。 ・ 指標4については、令和3年度実績値は集計中であるものの、都道府県等において監視指導を効果的・効率的に実施することにより、食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数は令和元年度及び令和2年度はそれぞれ前年度と比べ、減少している。 ・ この要因の一つとしては、HACCPに沿った衛生管理の義務化に向けた食品等事業者の取組が挙げられるが、新型コロナウイルス感染症の影響(飲食店の営業時間規制等)も受けていると考えられるため、引き続き、改正食品衛生法に沿った監視指導を継続していく必要がある。
	<b>施策の分析 (有効性の評価)</b>	

	<p style="text-align: center;"><b>施策の分析 (有効性の評価)</b></p>	<p><b>【達成目標3: 検疫所における水際対策等の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入食品の安全性の確保は、年度毎に「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階、③国内流通段階の3段階で対策を実施している。</li> <li>・ 輸入時の衛生対策としては、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査(※2)を実施するとともに、食品衛生法の違反が確認された輸入食品等については、必要に応じて検査率を引き上げて検査し、さらに食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品については、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。 ※2 モニタリング検査の件数は、食品群ごとや検査項目ごとに統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査件数を基本として設定している。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標6については、平成29年度から令和3年度まで毎年度、モニタリング検査の達成率(実施件数/計画件数×100)は100%以上を維持している。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標7については、令和3年度の輸入届出件数は約246万件(令和2年度:約235万件)であり、届出に対して204,240件(令和2年度:200,876件)の検査を実施し、このうち809件(延べ857件)(令和2年度:691件(延べ729件))を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。</li> <li>・ 令和3年度の違反率は届出件数の0.03%(令和2年度:0.03%)であり、低い水準が維持されている。</li> <li>・ 違反の可能性の高い輸入食品等については、輸出国政府に対し、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議や現地調査を通じた輸出国における衛生対策の推進とともに、輸入者に対する指導等を行っており、これらの取組が有効に機能していると考えられる。</li> </ul> <p><b>【達成目標4: 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標8については、令和3年度実績値は77.4%となり、目標値である80%に僅かに届かなかった。</li> <li>・ 平成29年度以降令和3年度まで同様の傾向が続いているが、要因としては、特に若い世代へのアプローチが十分でない可能性が考えられる。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>評価結果と 今後の方向性</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>施策の分析 (効率性の評価)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>(効率性の評価)</b></p> <p><b>【達成目標1: 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標1については、一日摂取量調査に関して、単位あたりコストは年度ごとに0.1~0.2百万円で推移しているところであり、引き続き、可能な限り効率的な実施に取り組んでいく。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標2については、事前相談の対応の実施により必要な調整をした上で進めており、調整にかかる負担を可能な限り小さくすることで、効率的に取組を進めている。</li> </ul> <p><b>【達成目標2: HACCP義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標3については、食品保健総合情報処理システムの活用により、情報伝達の効率化を行い、個々の食中毒事件について速やかに自治体に共有し、食中毒の早期発見、大規模化防止に努めている。</li> <li>・ 指標4については、国が定める指針等に基づき、都道府県等が地域の実情を踏まえて毎年度策定する監視指導計画や食品衛生監視員の指導内容の平準化等により、効果的・効率的に監視指導を実施している。</li> </ul> <p><b>【達成目標3: 検疫所における水際対策等の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標6、指標7については、輸入食品監視指導計画において、輸入実績や違反状況等を踏まえた計画を策定することで、効率的に取組を進めている。</li> </ul> <p><b>【達成目標4: 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標8については、食品に関するリスクコミュニケーションを担当している消費者庁、農林水産省、食品安全委員会等の関係府省庁と共催で意見交換会を開催することで、効率的に取組を進めている。</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>施策の分析 (現状分析)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>(現状分析)</b></p> <p><b>【達成目標1: 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標1については、第28回政策評価に関する有識者会議(令和3年3月24日)において、農薬等の残留基準値見直しの実態に合った目標に見直すようにとの指摘を受けて、令和3年度に目標の見直しを行ったところであり、今後も、食品安全委員会から評価結果通知を受けた農薬等について適切に残留基準の見直しを行っていく。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標2については、添加物としての新規の指定に関する要請が食品関連事業者等から多く寄せられているところであり、引き続き、標準的事務処理期間内に指定等の手続を実施していく必要がある。</li> </ul> <p><b>【達成目標2: HACCP義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標3については、ここ数年発生件数に大きな差はないものの、高齢化による食中毒リスク増加の懸念等もあり、食品の安全性の更なる向上が求められている。</li> <li>・ 指標4については、ここ数年微減傾向にあるが、今後も引き続き、HACCPに沿った衛生管理の定着に取り組むこと等により、営業禁停止の件数減少に向けた施策を進めていくことが必要である。</li> </ul>

評価結果と今後の方向性	施策の分析 (現状分析)	<p><b>【達成目標3: 検疫所における水際対策等の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標6、指標7については、輸入食品の届出件数は、COVID19の影響により一時的な減少が見られるものの、経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、適切な監視指導を行うための体制の整備が必要である。</li> <li>そのため、引き続き、「輸入食品監視指導計画」に基づきモニタリング検査を実施するとともに、検査結果等に応じて検査の強化を行う。</li> <li>また、食品衛生法違反を未然に防止するため、輸入者に対し、輸入食品等の安全性確保に努めるよう指導を行うほか、輸入前指導を一層推進し、自主的な衛生管理の推進を図る。</li> </ul> <p><b>【達成目標4: 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標8については、具体的な取組としては、食品中の放射性物質、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、SNSによる情報発信、パンフレット等の作成等を行っている。</li> <li>毎年度実績値が目標値に若干届いていない状況を改善するため、引き続き、食品の安全性について正しい知識の普及につながるようなリスクコミュニケーションの取組を強化していくことが必要である。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p><b>【達成目標1: 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、今後も、制度導入時に新たに残留基準を設定した農薬等の残留基準見直しを着実に進めていくため、当該目標を維持し、取組を進めていく。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標2については、令和4年度以降に添加物として指定等がなされる予定の品目について着実に手続を進めているところであり、引き続き、当該目標を維持し、年度ごとの目標達成を目指していく。</li> </ul> <p><b>【達成目標2: HACCP義務化など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標3については、ここ数年は発生件数に大きな差はないものの、高齢化による食中毒リスク増加の懸念等もあり、食品の安全性の更なる向上が求められていることから、当該目標を維持し、着実に取組を進めていく。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標4については、目標年度における目標値の達成に向け、令和3年6月1日に完全施行されたHACCPに沿った衛生管理の定着に向けた取組を実施していく。</li> </ul> <p><b>【達成目標3: 検疫所における水際対策等の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標6、指標7については、輸入食品の増加傾向は続いていると考えられ、引き続き、適切な監視指導を行うための体制の整備が必要であることから、毎年度の計画で定める目標を達成し、着実に取組を進めていく。</li> </ul> <p><b>【達成目標4: 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標8については、令和3年度から令和7年度までの概ね5年間に期間とする第4次食育推進基本計画では、令和7年度までに80%以上とすることを目標値としていることから、目標を達成できるよう、分析及び対策を講じていく。</li> </ul>

参考・関連資料等	<p>添加物指定等の標準的事務処理期間: <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000127005.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000127005.pdf</a></p> <p>衛生行政報告例: <a href="https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&amp;toukei=00450027&amp;tstat=000001031469">https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&amp;toukei=00450027&amp;tstat=000001031469</a></p> <p>第4次食育推進基本計画(指標8関係) URL: <a href="https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/attach/pdf/210331_35-6.pdf">https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/attach/pdf/210331_35-6.pdf</a></p> <p>食育に関する意識調査報告書(指標8関係) URL: <a href="https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/ishiki/r04/pdf_index.html">https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/ishiki/r04/pdf_index.html</a></p> <p>【関連事業の行政事業レビューシート】</p> <p>食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_2-1-1.html">https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_2-1-1.html</a></p>
----------	---

担当部局名	医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全 企画課	作成責任者名	生活衛生・食品安全企 画課長 成松 英範	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	------------------------------	--------	-------------------------	----------	--------

# 実績評価書

(厚生労働省3(Ⅱ-2-1))

<p>施策目標名</p>	<p>安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること(施策目標Ⅱ-2-1)          基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること          施策大目標2:安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○ 水道施設の老朽化の進行、耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、人口減少に伴う料金収入の減少による計画的な更新のための備えの不足、水道事業等を担う人材不足など、水道を取り巻く環境の変化に対応すべく、平成25年3月に新水道ビジョンを策定し、「安全」「強靱」「持続」を目指す方向性と位置付け、各種施策の推進を図っている。</p> <p><b>【1. 安全な水道の確保】</b>          ○ 安全で良質な水道水の確保を図るため、最新の科学的知見や浄水における検出状況を踏まえて逐次水質基準等の見直しを行っている。また、水道事業者等における水安全計画(※1)の策定や、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物の対策指針等に基づいた対策の徹底を促進するとともに、貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組みを促進している。          ※1 WHO(世界保健機関)では、食品製造分野で確立されているHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)の考え方を導入し、水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危機管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築する「水安全計画」(Water Safety Plan:WSP)を提唱している。</p> <p>○ 水道水質検査の信頼性を確保するための取組として、水道事業者等や水道事業者等の委託を受けて水質検査を行う登録水質検査機関等に対して、水質検査の外部精度管理調査等を実施している。</p> <p><b>【2. 危機管理への取組み】</b>          ○ 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震の発生確率が高まっている状況等を踏まえ、これら災害により給水停止のおそれが高く、かつ重要度の高い浄水場(※2)等に対し、令和7年度までに以下の対策を実施することとした。          ※2 病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設で、2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場          ・ 自家発電設備の設置等の停電対策          ・ 土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策          ・ 防水扉の設置等の浸水対策          ・ 浄水場(供給能力ベース)、配水場(有効容量ベース)の耐震化          ・ 基幹管路の耐震化のペースの加速</p> <p><b>【3. 水道法改正による制度的対応】</b>          ○ 上記の課題に対応し水道の基盤強化を図るため、以下を主な内容とする「水道法の一部を改正する法律」(平成30年法律第92号。以下「改正水道法」という。)が令和元年10月1日に施行された。</p> <p>① 水道事業の基盤強化及び広域連携の推進          (1) 給水需要の増加に合わせた水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に対応するため、国は基本方針を定める(水道の基盤を強化するための基本的な方針)。          (2) 水道事業は主に市町村が運営しており、小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携を推進するため、都道府県がその推進役としての責務を課し、そのために以下2点を措置。          ・ 関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、国が定める基本方針に基づき、水道基盤強化計画を定めることができる          ・ 水道事業者等との間の広域的な連携推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置することができる</p> <p>② 水道事業者等における適切な資産管理の推進          (1) 水道施設の健全度を把握する点検を含む維持・修繕の義務          ⇒ 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため          (2) 水道を適切に管理するための台帳の整備を行うことの義務(令和4年9月30日までは適用しない)          ⇒ 災害時の迅速な復旧作業のためには、水道施設データの整備が必要。また、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設更新(耐震化を含む。)が必要であるため。          (3) 長期的視点から水道施設の計画的更新、水道施設の更新に関する費用を含む収支見通しを作成・公表の努力義務          ⇒ 人口減少に伴う料金収入減少により水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者等が多いため。</p> <p>③ 官民連携の推進          (1) 多様な官民連携の選択肢の提示          ⇒ 従前よりコンセッション方式を導入可能だが、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受ける必要があった。これを地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ(※3)、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式を創設。          ※3 水道事業の認可はあくまで地方公共団体が受けることとし、水道事業の最終責任は地方公共団体が担うことを堅持</p>
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国的に水道の整備が進み(※4)、国民のほとんどが安全な水を安定して利用できる状況が達成されているが、依然として水源汚染リスク等が存在しており、リスクに対応した安全な水供給の確保が課題となっている。              ※4 令和元年度の水道普及率は98.1%である。</li> <li>また、安全な水供給の確保のためには、水道事業者によるリスクの把握と統合的アプローチによる水質管理が必要であるが、全水道事業者における水安全計画の策定率は増加傾向にはあるものの、43%(令和2年度)にとどまっている。</li> </ul> <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇しており(※5)、水道施設の老朽化の進行が課題となっている。また、水道管路の耐震適合率は4割程度にとどまり(※6)、大規模災害時には断水が長期化するリスクを抱えており、耐震化の遅れが課題となっている。              ※5 令和元年度で19.1%              ※6 令和元年度末時点における基幹的な水道管の耐震適合率は全国平均で40.9%である。</li> </ul> <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業は主に市町村単位で経営されており、小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理(※7)や危機管理対応に支障が生じている。人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できない、団塊の世代の退職により職員数の減少のみならず、これまで培ってきた技術・ノウハウが喪失するおそれもある。このような環境の中で多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であり、持続可能な事業運営が課題となっている。              ※7 令和元年度のアセットマネジメント(資産管理)を実施している事業者は83.9%、結果を公表している事業者は26.1%</li> <li>また、約2分の1の上水道事業者において給水原価が供給単価を上回っており、計画的な施設更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。計画的な施設更新のための備えが不足していることが課題となっている。</li> <li>改正水道法の施行を踏まえ、広域連携や官民連携を推進するとともに、その前提として、水道事業者等のアセットマネジメントについて、実施率の引き上げ、精度の高い実施方法への移行、結果の公表率の引き上げを図る必要がある。</li> </ul>

各課題に対応した 達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由				
	目標1 (課題1)	水の安全性の確保	安全な水供給のためには、水道事業者によるリスクの把握と統合的アプローチによる水質管理が求められているため。				
	目標2 (課題2)	災害に強い水道の確保	地震等の自然災害時や水質事故等の非常時においても、利用者への給水を確保できるよう、水道事業者等には基幹的な水道施設の強靱化や迅速な復旧体制が求められているため。				
	目標3 (課題3)	水道事業の持続性の確保	人口減少社会を迎え経営状況が悪化する中で、将来にわたり安全な水の安定供給を維持できるよう、水道事業の基盤強化が不可欠であるため。				
施策の予算額・執行額等	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	30,105,532	55,694,424	50,311,953	30,164,896	27,162,849
		補正予算(b)	35,549,000	28,744,000	38,174,000	39,469,000	-
		繰越し等(c)	36,352,067	40,567,940	65,678,366	78,942,069	-
		合計(a+b+c)	102,006,599	125,006,364	154,164,319	148,575,965	-
	執行額(千円、d)		54,455,612	48,287,453	50,484,558	49,860,434	-
	執行率(%、d/(a+b+c))		53.4%	38.6%	32.7%	33.6%	-
施策に関する内閣の重 要政策 (施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	新経済・財政再生計画 改革工程表2021		令和3年12月23日		<ul style="list-style-type: none"> <li>改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続することで公共施設等運営事業の着実な導入促進を図るとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討が進むよう支援する。</li> <li>各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、事業統合や経営の一体化、施設の共同化、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促すとともに、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</li> <li>官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理(水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用)、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</li> </ul>		
国土強靱化年次計画2021		令和3年6月17日		<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業者等における耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進する。</li> </ul>			

達成目標1について		水の安全性の確保									
測定指標	指標1 地域水道ビジョンの策定状況 (アウトプット)	指標の選定理由	新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要である。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	水道事業ビジョン策定状況 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html</a>								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		平成30年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		(△)	
		77.5%	-	100%	100%	100%	100%	100%			
		71.4%	77.5%	80.7%	83.2%	集計中 (R5年3月 目途公表予定)					
	指標2 水質基準適合率 (アウトカム)	指標の選定理由	・ 安全な水道水を継続的に供給することは重要な施策であり、水道法に基づく水道水の水質基準適合率は当該施策の達成状況を表現する最も確かな指標であると考えている。								
			・ 指標である水質基準適合率は、ここ数年間高い値で推移しているが、水道施設の著しい老朽化の進行や、気候変動による豪雨や渇水の頻度の経年的な増加により、今後も、より困難さが伴う条件下で高い水準の指標値を維持していくことは容易ではない。このため、引き続き水質基準適合率を測定指標とする。								
			(参考)水質基準適合率 平成27年度:100%、平成28年度:100%								
			基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
				年度ごとの実績値							
			平成16年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度	○	(○)
	99.9%	100%	100%	100%	100%	100%	100%				
		100%	100%	100%	集計中 (R4年12月 目途公表予定)	集計中 (R5年12月 目途公表予定)					
指標3 水安全計画策定率 (アウトカム)	指標の選定理由	水源から給水栓までの統合的アプローチによる水質管理手法については、水道事業者等の間での普及が十分に進んでいないが、安全な水供給の確保のために必要であるため指標として選定した。									
		目標値については当面の目標として50%に設定した。 (参考)平成27年度:21%、平成28年度:25%									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		平成24年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		(△)	
		11%	50%	50%	50%	50%	50%	50%			
	31.0%	36.0%	40.5%	42.9%	集計中 (R4年12月 目途公表予定)						

達成目標2について		災害に強い水道の確保								
測定指標	指標4 地域水道ビジョンの策定状況 (アウトプット)	指標の選定理由	新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要である。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	水道事業ビジョン策定状況 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html</a>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成30年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		(△)
		77.5%	-	100%	100%	100%	100%	100%		
		71.4%	77.5%	80.7%	83.2%	集計中 (R5年3月 目途公表予定)				
	指標5 基幹管路の耐震適合率 (アウトカム)  (「水道統計」(公益社団法人 日本水道協会)の数値をもと に集計)	指標の選定理由	基幹管路の耐震適合率は、全ての水道事業者等において、水道施設の耐震化の状況を端的に把握することができる指標として選定							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	本指標については、国土強靱化年次計画2021のKPIとして設定し、令和10年度に60%を目標値としている。  (参考)基幹管路の耐震適合率 平成27年度:37.2%、平成28年度:38.7%							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成24年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和10年度		(△)
34%		41.8%	43.4%	45.1%	46.7%	48.4%	60%			
	39.3%	40.3%	40.9%	40.7%	集計中 (R5年2月 目途公表予定)		○			

測定指標	指標6 地域水道ビジョンの策定状況 (アウトプット)	指標の選定理由	新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要である。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	水道事業ビジョン策定状況 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html</a>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成30年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	(△)
		77.5%	-	100%	100%	100%	100%			
	/	71.4%	77.5%	80.7%	83.2%	集計中 (R5年3月 目途公表予定)	/			
	指標7 広域連携に取り組むこととした市町村数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由	給水人口や給水量が減少した状況下においても、地域の主要な水道事業者を中核に事業者間の広域化等の連携が実現し、へき地や島しょ地域の水道を含め経営的、技術的に持続可能な運営体制の構築が求められていることから、広域連携に取り組む市町村数を測定指標として選定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	(○)	
		-	-	-	-	597団体	623団体	650団体		
	/	324団体	545団体	571団体	647団体	集計中 (R4年11月 目途公表予定)	/			
	指標8 システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数 (アウトカム) 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由	<p>【改正水道法施行関連：広域連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域連携は、経営面でのスケールメリットの創出等につながることから、水道の基盤強化を図るための有力な方策の一つである。</li> <li>そのため、平成30年12月に成立した改正水道法においては、都道府県は、広域連携の推進も含め、水道事業の基盤強化を図るための水道基盤強化計画を策定することとされている。</li> <li>また、総務省と厚生労働省は、水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組の内容等を定める「水道広域化推進プラン」を令和4年度までに策定するよう、「水道広域化推進プラン策定マニュアル」(平成31年3月29日)等により全都道府県に対して要請しているところである。</li> <li>また、現在多くの水道事業者等におけるシステム機器の構成は、業務システムごとに独立しており、異なるシステム間でデータを自由に流通させることが困難となっており、ベンダやシステムごとに管理するデータの項目、形式が異なるため、データ連携が困難になっている。</li> <li>水道事業の運営基盤の強化を図るためには、広域化とともに効率化を図ることも求められていることから、システム強化を含むデジタル化の推進に関する事項を測定指標として選定した。</li> </ul>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
-		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	×		
-		-	-	4団体	5団体	8団体	47都道府県			
/	-	-	4団体	5団体	5団体	/				



測定指標	<p>指標9</p> <p>水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合</p> <p>(アウトカム)</p> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	指標の選定理由	<p>【改正水道法施行関連：資産管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設の点検・維持管理面は人の手に大きく依存しているため、離島や山間・豪雪地域といった地理的条件の厳しい地域にある水道施設の維持管理には多くの時間と費用を要しているほか、災害時には漏水箇所の特定に時間を要するなど、効率的な事業運営や緊急時の迅速な復旧が課題となっている。</li> <li>このため、CPS/IoTによる先端技術を活用することで、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの付加効果の創出が見込まれ、水道事業の運営基盤強化につながるものと考えられる。</li> <li>水道情報活用システムは、水道事業者が有する水道に関する設備・機器に係る情報や、事務系システムが取り扱うデータを活用して、監視や水運用、台帳管理などのアプリケーションにより、水道事業者が必要なデータを容易に参照、利活用することが可能となるシステムであり、当該システム等を活用した台帳データの整備は水道事業の運営基盤強化につながると考えられるため、測定指標として選定した。</li> </ul>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度		(○)
		-	-	-	89%	90%	92%	100%		
		84.4%	86.6%	89.2%	90.5%	集計中 (R5年3月 目途公表予定)				
	<p>指標10</p> <p>地方公共団体における今後の経営のあり方の検討(運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む)を促した件数</p> <p>(アウトカム)</p> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】</p>	指標の選定理由	<p>【改正水道法施行関連：広域連携・官民連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域連携及び官民連携への取り組みは、水道の運営基盤強化を図るための重要な手法であり、地域の実情に応じた適切な形態で実施されることが重要。</li> <li>PPP/PFIアクションプラン(令和2年度改訂版)において、「地方公共団体において今後の経営のあり方の検討(運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む)が令和3年度末までに少なくとも30件行われるよう促す」とこととされていることから測定指標として選定。</li> </ul>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		◎
-		-	-	-	15件	30件	30件			
	-	-	-	21件	39件					

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第12回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和4年8月25日開催)で議論いただいたところ、以下の2点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような検討・確認を行った。</p>
	<p>【長期的なアウトカムに至るまでの短期・中期アウトカム又はアウトプットの設定(指標5)について】</p> <p>① 老朽化している水道管の耐震化が遅れていることは極めて大きな問題である。そのため、指標5の基幹管路の耐震適合率を上げるという長期的なアウトカムを達成するために必要となる要素(取組)を中間指標(短期・中期のアウトカム、アウトプット)として設定してはどうか。</p> <p>⇒ 指標5の基幹管路の耐震適合率については、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、令和7年の達成目標を54%としており、これを中間目標として、引き続き、基幹管路の耐震化を推進していく。</p>
	<p>【その他】</p> <p>② 水道料金について、所得によって、傾斜配分の料金になっているのか。ライフラインであるため、整備は必須であると考え。</p> <p>⇒ 水道事業は地方公営企業として、主に市町村ごとに独立採算で経営されており、水道料金については、各市町村等の水道事業者が、条例に基づき定めることとされている。水道料金の多くは、基本料金と従量料金に区分され、口径別又は用途別等の料金体系となっている。なお、多くの水道事業者において、生活保護世帯や障害者世帯への水道料金減免が行われていると承知している。</p>

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④【進展が大きくない】
	総合判定	<p>(判定結果) B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1、指標4及び指標6(地域水道ビジョンの策定状況)は、令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度から令和2年度までの増加傾向(年平均4.1%増)と直近の実績値である令和2年度実績値が83.2%であることを踏まえ、令和3年度実績値は100%には届かない見込みだが、80%以上ではあるため、指標の達成区分としては、「(△):概ね達成見込み」と判断した。</li> <li>指標2(水質基準適合率)については、令和2年度及び令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度～令和元年度まで毎年度100%であることから、令和2年度及び令和3年度も特段の事情がない限り、目標値である100%を達成すると見込まれることから、指標の達成区分としては、「(○):目標達成見込み」と判断した。</li> <li>指標3(水安全計画策定率)については、令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度から令和2年度までの増加傾向(年平均4%増)と直近の実績値である令和2年度実績値が43%であることを踏まえると、令和3年度実績値は50%には届かない見込みだが、既に40%は上回っており、達成率は80%以上となるため、指標の達成区分としては、「(△):概ね達成見込み」と判断した。</li> <li>指標5(基幹管路の耐震適合率)については、令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度から令和2年度までの推移は、微増傾向にとどまり、目標値に対する達成率は平成29年度以降減少傾向にある(※1)。 ※1 平成29年度:94.0%、平成30年度:92.9%、令和元年度:90.7%、令和2年度:87.2%</li> <li>ただし、毎年度達成率は80%を超えており、令和3年度目標値の80%水準である38.7%は平成28年度に既に達成していることから、指標の達成区分としては、「(△):概ね達成見込み」と判断した。</li> <li>指標7(広域連携に取り組むこととした市町村数)については、令和3年度実績値は集計中であるが、令和2年度実績値(647団体)が令和3年度目標値(623団体)を既に上回っていることから、令和3年度の指標の達成区分としては、「(○):目標達成見込み」と判断した。</li> <li>指標8(システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数)については、令和3年度実績値は前年度から横ばいにとどまり、達成度は64.7%(&lt;80%)であるため、指標の達成区分としては、「×:未達成」と判断した。</li> <li>指標9(水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合)については、令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度から令和2年度までの増加傾向(年平均2.0%増)と直近の実績値である令和2年度実績値が90.5%であることを踏まえると、令和3年度実績値は目標値である92%に到達すると見込まれるため、指標の達成区分としては、「(○):目標達成見込み」と判断した。</li> <li>指標10(地方公共団体における今後の経営のあり方の検討を促した件数)については、令和3年度の達成率は130%であることから、指標の達成区分としては、「◎:目標を大幅に上回る」と判断した。</li> </ul> <p>・ 以上より、主要な測定指標以外の一部の測定指標(指標8)の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標(指標2、指標5及び指標6)の達成状況の「○」が半数未満(指標2のみ)であるため、判定ルールに則り、④(進展が大きくない)、B(達成に向けて進展あり)となる。</p>
評価結果と今後の方向性	施策の分析(有効性の評価)	<p>(有効性の評価)</p> <p><b>【達成目標1:水の安全性の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>達成目標1の主要な指標である、指標2(水質基準適合率)は、平成27年度～令和元年度まで毎年度100%を維持しており、水の安全性は確保されていると考えられる。</li> <li>厚生労働省では、水道水質事故にみられるような水源地への工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、WHOが提唱している「水安全計画」の策定を推奨している。</li> <li>しかし、指標3(水安全計画策定率)は、目標値である50%に届かない見込みである。水安全計画の策定が進まない理由としては、人手不足、他の検討事項を先行、認知不足、策定手順の複雑さ等が考えられる。</li> <li>水道事業者は中小規模の事業者が多くを占める中で、安全な水供給のための施設や管理方法の検討にあたり、水源リスクを把握することが必要であるが、リスク把握や水安全計画策定の負担感が大きいため、策定率がやや停滞している状況にある。</li> </ul> <p>・ 指標1(地域水道ビジョンの策定状況)については、達成目標3の主要な指標(指標6)であるため、達成目標3の有効性の評価部分に記載。</p> <p><b>【達成目標2:災害に強い水道の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標5(基幹管路(※2)の耐震適合率)については、令和2年度時点で40.7%(前年度比0.2%減)であり、依然として十分に耐震化が進んでいるとは言えない状況である。 ※2 基幹管路とは、導水管、送水管及び配水本管を指す。</li> <li>令和3年度は、広域連携の推進により簡易水道事業が統合されたことなどに伴い、耐震適合性のない管路が増加したことが影響し、割合が減少しているが、耐震適合性がある管の延長は前年度比で1,805km増加している。</li> <li>引き続き、水道施設の耐震化の取組みを加速させる必要がある。</li> </ul> <p>・ 指標4(地域水道ビジョンの策定状況)については、達成目標3の主要な指標(指標6)であるため、達成目標3の有効性の評価部分に記載。</p>

<b>評価結果と 今後の方向性</b>	<b>施策の分析 (有効性の評価)</b>	<p><b>【達成目標3:水道事業の持続性の確保】</b></p> <p>(地域水道ビジョンの策定:指標1、指標4、指標6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業等は、施設の大規模な更新が必要となる中で、安全・快適な水の供給や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上など、水道が直面する課題に適切に対処していくために、自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが求められるとともに、給水区域の住民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任がある。</li> <li>そのため、水道事業者等に自らの水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)の作成を奨励している。</li> <li>水道事業ビジョンの策定(改定)にあたっては、厚生労働省で作成した「水道事業ビジョン作成の手引き」を参考にするとともに、同手引きにおいて、課題解決のための基本的な取組として、施設の再構築等を考慮した「アセットマネジメント」の実施、「水安全計画」及び「耐震化計画」の策定を必須事項とし、これらの戦略的アプローチとして、水道事業における体制強化を図ることとしている。</li> <li>水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)が進み、各水道事業者等が自らのビジョンに基づく取組を進めることで、安全な水の供給、災害に強い水道、水道事業の持続性のいずれにも資するものである。</li> <li>水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)の策定割合は上昇傾向にあるものの、直近実績値(令和2年度:83.2%)では80%台まで達していることから、安全な水の供給、災害に強い水道、水道事業の持続性に寄与していると考えられる。</li> <li>ただし、未だビジョンを作成していない水道事業者等も15%程度存在することから、早急にこれらの事業者がビジョンを作成するよう促す必要がある。</li> </ul> <p>(広域連携等)指標7、指標10</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人的体制や財政基礎が脆弱な中小規模の水道事業者においては、単独で事業の基盤強化を図り、将来にわたり持続可能な水道事業を運営することが困難となりつつあるため、職員確保や経営面でのメリット、施設の統廃合・共同化等につながる広域連携の手法を活用することが有効である。</li> <li>そのため、厚生労働省では、各都道府県に対して、令和4年度末までに水道広域化推進プランの策定を要請している。</li> <li>こうした中で、広域連携に取り組むこととした市町村数が、直近の令和2年度実績値で令和4年度の目標値(650団体)に対し99%と高い水準となっていることは、水道事業の基盤強化、持続性の確保に資するものである。</li> <li>また、広域連携には、事業統合、経営の一体化、管理の一体化(水質検査の共同委託等)、施設の共同化(浄水場の共同設置等)のほか、事務代行や技術支援といった様々な形態があり、指標10の令和3年度実績値で高い割合で、地域の実情に応じた経営のあり方の検討が進んでいることがうかがえ、水道事業の基盤強化、持続性の確保に有効に寄与している。</li> </ul> <p>(システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランの策定)指標8</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業において通常利用されている当該水道事業者等・水道施設別に構築されたものとなっているシステム間のデータ流通性は高くなく、データ利用は各システム内で完結しており、データ利活用も限定的な状況である(ベンダーロックイン)。</li> <li>広域連携の一環としてシステムの共同化を図ることは、効率的な事業運営に資するものであり、策定済みの5団体の他、現在策定中の42団体についてもシステム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定中であり、広域連携の取組に有効に寄与している。</li> </ul> <p>(水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等の割合)指標9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した水道施設台帳を整備しておくことは、水道施設の適切な維持管理・更新を行う上で必要不可欠であるとともに、災害時等の危機管理体制の強化や、水道事業者等の間での広域連携・官民連携を行うための基礎情報ともなる。</li> <li>そのため、水道法では、水道事業者等に対し、水道施設台帳の作成・保管を令和4年10月1日から義務付けることとしている。また、電子化した台帳整備の支援として、ガイドラインを作成するとともに、財政支援制度を設けている。</li> <li>水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等の割合は、実績値が判明している直近年度の令和2年度で90.5%で、現状の年平均2%増を維持できれば、令和7年度に100%という目標の達成も見込まれることから、水道施設台帳の整備や電子化に向けた取組が有効に寄与している。</li> </ul>
	<b>施策の分析 (効率性の評価)</b>	<p>(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設整備に係る予算について、地方自治体の厳しい財政状況や入札不調等により、必ずしも計画通りに執行できなかった事例があり、執行率が低い水準となっている一方で、予算を翌年度に繰り越して執行する場合も多く、予算額から翌年度への繰越額を除いて執行率を算出した場合、平成30年度～令和3年度でそれぞれ89%、81%、67%、57%となっている。</li> <li>水道施設の災害対策や水道管の耐震化対策等、事業者からのニーズが高い対策を支援するなど、補助対象事業の拡充を行いつつ、執行率の改善に取り組んでいる。</li> <li>一方で、指標8を除いて、目標を達成又は概ね達成していることから、効率的に各種取組を実施していると考えられる。</li> </ul>

<p>評価結果と 今後の方向性</p>	<p>施策の分析 (現状分析)</p>	<p>(現状分析)</p>
		<p><b>【達成目標1:水の安全性の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道に水質基準については、水道法第4条に基づく「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)により、項目とその基準値が定められている。</li> <li>・ 水質基準については、常に最新の知見に照らして改正していくべきであり、厚生労働省では、水質基準逐次改正検討会を実施し、必要な知見の収集及び調査研究を実施し、継続的に検討を進めている。令和3年度は、5項目について見直しを行い、令和4年4月1日から新たな水質基準が施行されている。</li> <li>・ その上で、指標2(水質基準の適合率)は、近年100%を維持しており、今後も科学的な知見に基づく水質基準等の適時適切な見直しと、当該水質基準への適合率100%を堅持していく。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水安全計画の策定促進のため、平成27年6月には、比較的容易に水安全計画を策定できるよう、中小規模の水道事業者等の使用を念頭に「水安全計画作成支援ツール簡易版」を開発・公開している。</li> <li>・ また、令和3年度には、水安全計画策定の支援に資する資料として、新たに策定意義やQ&amp;Aを整理したほか、解説動画を作成しており、厚生労働省のホームページに掲載している。</li> <li>・ 未策定の水道事業者等が、これらの資料も参考にできるだけ早期に水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底による安全な水の確保に向けた検討を進めていただくよう、求めている。</li> </ul>
		<p><b>【達成目標2:災害に強い水道の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹管路の耐震適合率(指標5)については、耐震化が進んでいるとは言えない状況であり、基幹管路だけでなく、浄水施設や配水池についても耐震化を進めていく必要がある。配水池は、単独での改修が比較的行いやすいため、令和2年度の耐震化適合率は60.8%と基幹管路よりも高い水準となっている。</li> <li>・ 一方で、浄水施設は、処理系統の全てを耐震化するには施設停止が必要で改修が難しい場合が多いため、基幹管路や配水池に比べて耐震化が進んでおらず、令和2年度の耐震化適合率は38.0%である。</li> <li>・ また、水道施設の耐震化の状況は事業者間でも大きな差があり、特に、中小水道事業者の耐震化の状況が低く、水道施設の耐震化を全国的に進めていくためには、中小水道事業者の底上げが必要である。</li> <li>・ 厚生労働省では、水道事業者等がそれぞれの水道の状況に応じて計画的に耐震化対策を推進する上で活用できるよう「水道の耐震化計画等策定指針」を取りまとめ、水道事業者の耐震化計画の策定支援を行っている。</li> <li>・ また、「水道の耐震化計画策定指針・資料編」、「水道の耐震化計画策定ツールの解説と計画事例」及び「水道の耐震化計画策定ツール(簡易ソフト)」、病院等の重要給水施設に至る管路の耐震化にかかる「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」を提供している。</li> <li>・ こうした支援により、水道事業全体の耐震化計画策定率は徐々に伸びているものの、中小水道事業体を中心に耐震化計画策定率は低い状況にあり、策定率向上に向けた支援を継続する必要がある。</li> </ul>
<p><b>【達成目標3:水道事業の持続性の確保】</b></p> <p>(地域水道ビジョンの策定)指標1、指標4、指標6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)を現時点でも策定していない水道事業者等に対して、都道府県を通じて、作成を促すとともに、既に作成済みの水道事業者等においても、現状との乖離がある場合や「新水道ビジョン」を踏まえて見直しが必要が必要な場合は、適宜ビジョンの見直しを行い、改定を行うよう周知・要請を行う必要がある。</li> </ul>		
<p>(広域連携等)指標7、指標10</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県に対し、令和4年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請しているが、同プランには以下の事項が記載される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 水道事業者ごとの経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価等)に係る現状と将来の見通し</li> <li>② 広域化のパターンごとの①の項目についての将来見通しのシミュレーションと、広域化の効果</li> <li>③ 今後の広域化に係る推進方針等(当面の具体的な内容とスケジュール)</li> </ul> </li> <li>・ プラン策定等にあたり、参考となるマニュアルを示しているほか、プラン策定に要する経費について、「生活基盤施設耐震化等交付金」の対象とするとともに、地方負担額について、令和元年度から令和4年度までの間、普通交付税措置を講じている。</li> <li>・ R3年度末時点の都道府県におけるプラン策定状況は、策定済みが5団体、策定中が42団体となっている。</li> <li>・ 水道事業者である市町村等で、都道府県とともにプランを踏まえて、水道事業の広域化に取り組むことが求められている中で、令和2年度時点で目標値の99%の市町村で広域連携に取り組んでいる。水道基盤の強化を見据えた広域化は今後も一層推進する必要がある。</li> </ul>		
<p>(システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランの策定)指標8</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の点検・維持管理面は人の手に大きく依存しているが、デジタル化の推進によって、自動検針や漏水の早期発見といった業務の効率化に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断等の付加効果の創出が見込まれる。</li> <li>・ そのため、水道事業の運営基盤強化にも寄与すると考えられるデジタル化の推進を財政的に支援(モデル事業)しており、令和3年度のモデル事業の採択事業者は18事業者である。</li> <li>・ また、水道情報活用システムを導入した業務効率化や管理の高度化を目指す水道事業者等への財政支援を行ってきたが、策定済みの5団体の他、現在策定中の42団体についてもシステム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定中である。</li> </ul>		

	<p><b>施策の分析 (現状分析)</b></p> <p>(水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等の割合)指標9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設台帳の作成・保管が令和4年10月から義務化されることに向け、都道府県を通じて、水道事業者等に対して、水道施設台帳の整備を求めてきた。</li> <li>同時に、長期的な資産管理を効率的に行う観点から台帳の電子化に努めるよう推奨しており、管路の情報管理についてマッピングシステムを整備している水道事業者は令和2年度末時点で約90%。</li> <li>ただし、給水人口が5千人未満の水道事業者の整備状況は約69%にとどまり、給水人口が少ない事業者ほど、マッピングシステム管理が遅れている状況にある。</li> </ul>
	<p><b>評価結果と 今後の方向性</b></p> <p><b>次期目標等への 反映の方向性</b></p> <p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p><b>【達成目標1:水の安全性の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、最新の科学的知見を反映した水質基準基準等となるよう、必要な知見の収集及び調査研究を実施していくとともに、水質基準適合率100%を維持できるよう、水質検査の信頼性確保や水道水質の向上を図っていく。</li> <li>水安全計画は、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステム作りを目指すものであり、水源のリスク把握はもとより、把握したリスクに対応した施設・体制であることの確認、関係マニュアル類の見直し事項や施設整備の必要事項を抽出することが可能となるものである。</li> <li>そのため、水安全計画策定率(指標3)が早期に50%となるよう、未策定の水道事業者等への支援を行っていく。</li> </ul> <p><b>【達成目標2:災害に強い水道の確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震や首都直下実施など、発生が想定される大規模自然災害に対して、強靱な国づくりに関する取組として、政府全体で、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定。平成30年12月14日閣議決定により見直し。以下「基本計画」という。)が策定されており、基本計画に基づき年次計画が策定されている。</li> <li>水道においては、基幹管路の耐震適合率を令和10年度末までに60%以上とすることを中長期の目標としている。</li> <li>また、令和2年12月に政府全体で取りまとめた、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か年加速化対策」という。)では、令和3年度から令和7年度までを、事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間として定めている。</li> <li>5か年加速化対策では、基幹管路の耐震適合率を令和7年度までに54%以上、令和10年度末までに60%以上に引き上げる目標を達成するために、基幹管路の耐震化のペースを約2,000km/年に加速化した状態を維持するとともに、浄水場・配水場の耐震化率を令和7年度までにそれぞれ41%、70%以上に引き上げることとしている。</li> <li>5か年加速化対策の推進を図るため、令和3年度補正予算について、水道事業者等に対する財政支援の拡充及び必要な予算の計上を図るなどの支援を行っており、今後も上記の目標達成に向け、対策を進めていく。</li> </ul> <p><b>【達成目標3:水道事業の持続性の確保】</b></p> <p>(広域連携等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画の策定を見据え、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容等を記載するものであり、各都道府県において、各市町村、水道事業者等と連携しつつ、令和4年度末までに策定・公表されるよう、要請していく。</li> <li>また、水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費について、令和4年度は地方財政措置を講じており、財政的支援を通じて、広域化に取り組む水道事業者等への支援を継続していく。</li> <li>なお、指標10(地方公共団体における今後の経営のあり方の検討を令和3年度末までに少なくとも30件行われるよう促す)については、令和3年度も目標を達成したため、今後は測定指標から削除することも含め検討する。</li> </ul> <p>(システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランの策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度末までに47都道府県で策定されることを要請している水道広域化推進プランに、デジタル化の推進に関する事項が盛り込まれるよう、水道広域化推進プランの策定に係る財政支援や技術支援の他、都道府県への進捗状況等のフォローアップ等を実施していく。</li> </ul> <p>(水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等の割合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土強靱化年次計画2021において、令和7年度までに、水道施設(管路のみ)平面図のデジタル化率を100%に引き上げる目標値が掲げられていることも踏まえ、水道施設台帳の電子化を一層進めて行く。</li> </ul>

<p>参考・関連資料等</p> <p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332AC0000000177">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=332AC0000000177</a>  国土強靱化年次計画2021 URL: <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyouseijinka/pdf/nenjikeikaku2021_02.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyouseijinka/pdf/nenjikeikaku2021_02.pdf</a>  新経済・財政再生計画 改革工程表2021 URL: <a href="https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2021/1223/shiryo_03-2.pdf">https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2021/1223/shiryo_03-2.pdf</a>  PPP/PFIアクションプラン(令和2年度改訂版) URL: <a href="https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r2.html">https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r2.html</a>  水道事業ビジョン策定状況 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html</a>  令和2年度都道府県別水安全計画策定状況 URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000908113.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000908113.pdf</a>  関連事業の行政事業レビューシート URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_2-2-1_saisyu.html">https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_2-2-1_saisyu.html</a>  厚生労働省政策評価に関する有識者会議 URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-seisakuhyouka_129244.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-seisakuhyouka_129244.html</a>  厚生労働省の政策体系等政策評価基礎資料 URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html#kijon-jisshi">https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html#kijon-jisshi</a></p>
---

担当部局名	医薬・生活衛生局 水道課	作成責任者名	水道課長 名倉 良雄	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-----------------	--------	------------	----------	--------

# 実績評価書

(厚生労働省3(Ⅱ-4-1))

<p>施策目標名</p>	<p>化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること(施策目標Ⅱ-4-1)          基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること          施策大目標 4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>生活環境で使用されている化学物質について、化学物質による人の健康被害を防止する観点から、次の施策を実施している。          1. 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止。(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律。以下「化審法」という。)          2. 急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いものを規制。(毒物及び劇物取締法。以下「毒劇法」という。)          3. 有害物質を含有する家庭用品について必要な規制を実施。(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律。以下「家庭用品規制法」という。)</p> <p><b>【1. 化学物質の安全情報の取得と評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>化審法に基づき、我が国で初めて製造・輸入される化学物質については、その安全性等を事前に審査・確認するとともに、環境を經由して人の健康を損なうおそれがある化学物質の製造、輸入及び使用を規制する仕組みを設けている。</li> <li>化審法制定以前から存在していた既存化学物質については、2005(平成17)年から2013(平成25)年まで「官民連携既存化学物質安全情報収集・発信プログラム」を通じた安全情報の収集を実施し、2009(平成21)年の化審法改正やその後の評価手法の確立により評価が未実施だった既存化学物質の評価を行う枠組みが整備され、国による安全点検を行っているほか、その結果をOECDに情報提供するとともに、ホームページで公表している。</li> <li>また、包括的な化学物質の管理を行うことを目的として、既存化学物質を含む全ての一般化学物質を一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、毎年度その数量等を届け出る義務を課している。さらに、届出により把握した製造・輸入数量、その性状等を踏まえ、リスク評価を優先的に行う必要のある化学物質として、優先評価化学物質として指定している(令和4年4月1日時点までに累計267物質を指定)。</li> <li>優先評価化学物質について、順次リスク評価を実施することにより、厳格な化学物質管理を推進している。</li> </ul> <p><b>【2. 毒物及び劇物の安全対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毒劇法に基づき、急性毒性作用がある化学物質を毒物又は劇物に指定し、毒物又は劇物の取扱事業者等に対する規制を実施している。</li> <li>毒物・劇物の監視・指導については、都道府県等に配置されている毒物劇物監視員が、毒物劇物業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者について、①登録・許可・届出状況、②製造・販売、取扱場所の状況、③譲渡・交付手続き、④表示の適否、⑤盗難紛失の防止措置、漏洩防止措置等の監視を行うとともに、貯蔵、運搬、廃棄に関する技術基準等を遵守するよう指導を行っている。</li> <li>また、毒物及び劇物に関しては、毒物劇物業者だけでなく、業務上取扱者の情報や毒劇物の事故情報等を管理する「毒物劇物業者登録等システム」を構築している。国民保護法上も大規模災害・テロ対策において、毒劇物の所在を国が把握することを求められているところ、毒劇物の原体の登録等に係る事務権限が令和2年度より、厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されている。</li> </ul> <p><b>【3. 家庭用品の安全対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭用品に使用される化学物質による健康被害を防止するため、家庭用品規制法に基づき、有害物質を指定し(※1)、さらに有害物質を含有する家庭用品について、その含有量等の規制基準を設定することにより家庭用品の安全性確保を図っている。家庭用品規制法に定められている有害物質の一部については、その試験法の見直しを検討している。国内外での有害物質の使用状況、海外での規制状況等に関する情報収集・調査を踏まえ、規制基準を随時見直している。              ※1 令和2年12月末までにホルムアルデヒド等の21物質群を指定</li> <li>事業者には、商品が基準違反でないことを検査してから市場に流通させる責任があるが、家庭用品が市場に出た後は、都道府県等が(国産品、輸入品の区別なく)家庭用品の試買等試験検査を行い、規制基準に適合しない家庭用品の販売等に対し監視・指導を行っており、その結果を厚生労働省で取りまとめの上、都道府県等に情報提供を行っているほか、厚生労働省のホームページにも掲載している。</li> <li>また、家庭用品の使用に伴い生じた重大製品事故のうち、化学物質が原因であることが推定されたものの公表や、日本中毒情報センター等から収集した家庭用品に係る健康被害情報などを活用し、事故防止の指導や啓発に努めている。</li> <li>令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策としての家庭用除菌剤等の実態及び安全性等に関する調査を実施している。</li> </ul>	
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の安全性を確保するためには、新規化学物質の審査、既存化学物質の毒性試験を行い、適正な評価・管理を行うことが重要である。評価にあたっては、国際的な協調のもとに、諸外国における選定方法の取扱事例や近年の生産量の変化等を踏まえて行うことが求められている。</li> <li>毒性試験・評価を行った化学物質については、化学物質の適切な管理の促進のため、情報を公開していくことが必要である。</li> </ul>
	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年多発する大規模災害やテロ等への危機管理対応の観点から、爆発物の原料となりうる劇物等について、盗難防止対策の徹底や購入目的に不審がある者等への販売自粛等の適切な管理と販売の徹底が求められている。</li> <li>毒物劇物業者登録等システムについて、毒劇物原体の製造、輸入の登録権限も令和2年4月1日より厚生労働大臣から都道府県知事に委譲し運用が始まっており、そのニーズに対応したシステム構築が必要である。また、大型台風等の災害時や感染症拡大時等の緊急時における自治体や保健所の業務負担軽減に資するためにも、迅速な処理が可能なシステム構築を行い、国と自治体及び自治体間での連携を一層容易にすることにより、監視指導及び災害対応を強化する必要がある。</li> </ul>
	<p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭用品に係る製品事故等への対応、安全性に対する関心の高まり等から、家庭用品に含有する化学物質の安全性を確保する必要がある。</li> <li>家庭用品規制法で定める有害物質の試験法の多くは、基準が設定された後に改正されておらず、検査業務を安全かつ効率的に遂行するためにも、有害な溶媒や試薬の使用をできるだけ避けて、簡便で精度の高い分析方法の開発が必要である。</li> </ul>

各課題に対応した 達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	人の健康への影響評価等の化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保するため、規制等を適切に行うとともに、環境への排出量の把握及び管理を適切に実施する。	国が全既存化学物質の安全性点検を進めることとされているほか、化学物質による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指すことが国際目標となっており、化学物質の安全性点検を着実に実施し、リスク評価等に活用する必要があるため。				
	目標2 (課題2)	毒物劇物営業登録等事務の迅速、効率化、毒物劇物の使用取扱基準の作成するとともに、効率的・効果的な監視指導の実施により、適正な管理を推進する。	毒物及び劇物取締法に基づき、急性毒性作用がある化学物質を毒物または劇物に指定し、毒物劇物の不適切な流通や漏洩等が起きないように規制を行っており、これらの規制を適時適切に行うとともに、適切な監視指導により、毒劇物の安全対策を行う必要があるため。				
	目標3 (課題3)	各種毒性試験検査の結果により、有害性が評価されたものから逐次、家庭用品の規制基準を設定し、その監視指導などを強化する。  また、ガスクロマトグラフィー等を用いて試験を実施している有害物質について、試験法の見直しを順次検討する。	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、繊維製品、洗浄剤、ガーデニング用木材等について規制基準を定めており、これらの規制と違反製品の流通防止のための監視指導を適時適切に行う必要があるため。  また、ガスクロマトグラフィー等を採用している現行の試験法については、ベンゼンやジメチル硫酸など有害な溶媒や試薬の使用等の問題点が指摘されているため。				
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	314,810	340,205	310,915	400,478	362,081
		補正予算(b)	0	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	314,810	340,205	310,915	400,478	362,081
	執行額(千円、d)	253,013	315,132	277,013	339,168	315,132	
執行率(%、d/(a+b+c))	80.4%	92.6%	89.1%	84.7%	84.7%		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)				
	○環境基本計画(第5次)	・平成30年4月9日閣議決定	第2部第3章第4節 重点戦略を支える環境政策の展開 【WSSDで示された「2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指しSAICMの国内実施計画(2012年9月SAICM関係省庁連絡会議)に基づいた化学物質管理に取り組む。具体的には、①化学物質審査規制法に基づき化学物質のリスク評価を行い、著しいリスクがあるものを第二種特定化学物質に指定する。②化学物質の有害性評価について、定量的構造活性相関(QSAR)の開発などにより、より幅広く有害性を評価することができるよう取り組む。③ばく露評価について、化学物質のライフサイクル全体からの環境への排出を把握するための手法の開発や、PRTR制度や各種モニタリング等を踏まえた手法の高度化を推進する。④これらを踏まえて、製造から廃棄に至るまでの化学物質のライフサイクル全体のリスクの削減を行う。】				

達成目標1について		人の健康への影響評価等の化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保するため、規制等を適切に行うとともに、環境への排出量の把握及び管理を適切に実施する。								
測定指標	指標1 化学物質の安全性点検 (アウトプット)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>化審法の附帯決議に基づき、安全性確認が未実施の既存化学物質の安全性点検を順次進めており、平成25年度から28年度までに46物質について合計78件の安全性試験を実施した(平均年間19.5試験)。これらの結果は、国際的な目標とされている全既存化学物質の安全点検にも資するほか、ホームページで公開するなどして、化学物質のリスク評価、管理にも活用している。さらに国際的にも、OECDへの情報提供等、情報発信を行った。</li> <li>今後も同程度の貢献を行うために、ヒト健康関連の試験として、年間20試験の実施を目標として設定した。</li> </ul>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		毎年度	年度ごとの実績値							
		20試験	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度	○	◎
		20試験	20試験	20試験	20試験	20試験	20試験			
		21試験	9試験	4試験	4試験	26試験				
	指標2 安全性情報の公開物質数 (アウトプット)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が行った既存化学物質の安全性点検結果は、ホームページで順次公開している。1年あたり20試験の実施を目標として設定しており、平成25年度から平成28年度まで1物質あたり平均して約2試験を実施していることから、年間10物質についての安全性点検結果の公開を目標として設定した。</li> </ul>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
毎年度		年度ごとの実績値								
10物質		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		×	
	10物質	10物質	10物質	10物質	10物質	10物質				
	9物質	14物質	6物質	2物質	3物質					

達成目標2について		毒物劇物営業登録等事務の迅速、効率化、毒物劇物の使用取扱基準の作成するとともに、効率的・効果的な監視指導の実施により、適正な管理を推進する。								
測定指標	-	指標の選定理由	-							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	-							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		-	年度ごとの実績値							
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-				
参考指標	指標3 毒物劇物営業等立入調査 における改善率 (年度末までに違反が改善された 件数÷立入検査による違反発見施 設数)	実績値								
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
		75.1%	74.3%	77.1%	76.8%	78.2%				

達成目標3について		各種毒性試験検査の結果により、有害性が評価されたものから逐次、家庭用品の規制基準を設定し、その監視指導などを強化する。また、ガスクロマトグラフィー等を用いて試験を実施している有害物質について、試験法の見直しを順次検討する。								
測定指標	-	指標の選定理由	-							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	-							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		-	年度ごとの実績値							
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-				
参考指標	指標4 家庭用品試買等調査(※) における違反率 (違反数÷家庭用品試買数)  ※ 有害物質を含有する家庭用品の規 制に関する法律に基づき、市場で流通 している家庭用品の安全性を監視する 目的で、都道府県が市販の家庭用品を 購入し検査を実施している。	実績値								
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
		0.1%	0.17%	0.19%	0.01%	0.04%				



学識経験を有する者の 知見の活用	第12回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和4年8月25日開催)で議論いただいたところ、以下の点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。
	【達成目標2及び達成目標3に係る測定指標の設定について】 達成目標2及び達成目標3について、いずれも測定指標が設定されておらず、参考指標のみ設定されている。しかしながら、目標値が設定されないと、数字だけを示されても、高いのか低いのか判断ができない。数字の意味が分からないままの状態にしておくのは、そもそも政策評価にあたらな いと考えられる。従って、達成目標2及び達成目標3について、それぞれ測定指標を設定し、目標値を示すべきである。
	(達成目標2に係る測定指標の設定に関する対応状況) ⇒ 他分野を参考に、令和4年度事前分析表より、測定指標として「立入検査時の違反率」を設定する。目標値については、継続的な改善を目指す観点から、「過去5年の平均値以下」とする。
	(達成目標3に係る測定指標の設定に関する対応状況) ⇒ 他分野を参考に、令和4年度事前分析表より、測定指標として「家庭用品試買等調査における違反率」(現在の参考指標)を設定する。 違反率は低い水準を維持しており、少ない違反件数の変動で違反率が相対的に大きく変動するため、目標値は、「過去10年の平均値以下」とする。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】
	総合判定	(判定結果) B【達成に向けて進展あり】
		(判定理由) ・ 指標1である安全性点検の試験実施数の令和3年度の達成率(実績値/目標値×100)は130%(>120%)であるため、「◎」(目標を大幅に上回る)と判断した。  ・ 指標2の安全性情報の公開については、令和3年度の達成率は30%(<80%)であるため、「×」(未達成)と判断した。
	施策の分析 (有効性の評価)	(有効性の評価)
		【達成目標1 化学物質の適正な評価・管理の推進】  ・ 指標1(安全性点検の試験実施数)については、平成30年度から令和2年度までは目標値を下回る実績が続いていたが、令和3年度は目標値を上回る実績となった。  ・ 平成30年度から令和2年度まで点検物質数が目標を下回っていたのは、試験実施施設のキャパシティ不足や多数の動物を使用する反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験の実施などの理由により1件あたりの単価が上昇し、予算額の範囲に収めるため、結果的に件数が下がったことによるものである。  ・ 令和3年度は、反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験に加え、動物を使用せず、比較的安価に実施が可能である遺伝毒性試験を多数実施したことから目標値を大きく上回る実績となった。  ・ 実施した試験は化学物質のリスク評価の進展に必要な内容であったことから、化学物質の適正な評価に寄与している。
		・ 指標2(安全性情報の公開物質数)については、令和3年度は目標未達となった。その要因は、試験実施後から公開用資料の作成に一定の時間を要するため、前年度までの試験実施数が目標を下回る状況が続いていた影響によるものである。
【達成目標2 毒物劇物の適正な管理の推進】 ・ 測定指標を設定していないため、有効性の評価は行うことは困難。		
【達成目標3 家庭用品の安全対策】 ・ 測定指標を設定していないため、有効性の評価は行うことは困難。		
施策の分析 (効率性の評価)	(効率性の評価)	
	【達成目標1 化学物質の適正な評価・管理の推進】  ・ 1件あたりの単価が高くなる中、令和3年度は過年度の実績を踏まえ必要な予算を確保したことで、目標を上回ることができたが、令和3年度も試験内容を精査した上で実施していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。	
	【達成目標2 毒物劇物の適正な管理の推進】 ・ 測定指標を設定していないため、効率性の評価は行うことは困難。	
	【達成目標3 家庭用品の安全対策】 ・ 測定指標を設定していないため、効率性の評価は行うことは困難。	

評価結果と今後の方向性	施策の分析 (現状分析)	(現状分析)
		<b>【達成目標1 化学物質の適正な評価・管理の推進】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全性の確認が未実施の既存化学物質の安全性点検の実施と、結果の公表については、1件あたりの単価が高くなる中で予算の制約を受けるため、必要な予算を確保することにより、安全点検の実施を進めている。また、安全性点検結果のより迅速な公表に向けた取組みも実施していく。</li> </ul>
		<b>【達成目標2 毒物劇物の適正な管理の推進】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善率(参考指標3)は概ね75%前後を維持している。</li> <li>令和2年度は、登録・届出施設68,229施設のうち延べ13,814施設(検査率20.2%)及び届出の不要な施設のうち1,155施設、合計14,969施設に対して立入検査を行った結果、1,132施設において違反を発見し(発見率7.6%)、これらに対し改善の指導を行った。</li> <li>令和元年の台風15号及び台風19号の影響により、毒物劇物の漏洩等の事案が複数発生したことを踏まえ、風水害のみならず、地震等の大規模災害発生時における毒劇物の流出状況や、毒劇物に係る事故であって危害発生のおそれが高いもの等について、積極的な情報収集・共有が必要である。</li> <li>毒物劇物営業登録等システム(D-GETs)については、令和2年度より、毒物劇物の原体の登録等の事務権限の委譲を実施し、事故情報や監視指導情報の追加などの機能追加を行ったシステムを導入した。当該システムは、登録事業者情報の一元化を行うとともに、当該情報の共有を行えることから、D-GETsの導入・活用を一層推進していく。</li> </ul>
<b>【達成目標3 家庭用品の安全対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭用品試買等調査における違反率(参考指標4)は、毎年度極めて低い水準を維持している。 (参考)検査件数と違反件数の推移 平成29年度 検査件数:9,526件、違反件数:10件 平成30年度 検査件数:9,343件、違反件数:16件 令和元年度 検査件数:9,166件、違反件数:17件 令和2年度 検査件数:7,542件、違反件数:1件 令和3年度 検査件数:6,949件、違反件数:3件</li> <li>また、家庭用品規制法の試験法については、分析技術の進歩や、分析に必要な試薬や器具の変更等に弾力的に対応するため、試験法を省令から通知に変更するとともに、有害な試薬の使用の回避等のため、一部の試験法を改正した(令和5年3月施行予定)。</li> </ul>		

評価結果と今後の方向性	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		<b>【達成目標1 化学物質の適正な評価・管理の推進】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1及び指標2については、実態としては国際的な動向に協調して取組を進められているため、継続して取組を進めていくが、近年の試験実施に係る状況も踏まえ、今後数値を見直す予定。</li> </ul>
		<b>【達成目標2 毒物劇物の適正な管理の推進】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>毒物劇物販売業等に立入検査を実施した結果、毒物及び劇物取締法違反を発見し、改善を指摘した事項については、再度の立入検査、報告書の徴収を行うなどにより確実に改善されたことを確認するよう求めており、違反事業者に対する改善指導を含め、毒劇物の管理と販売が適正に行われるよう徹底していく。</li> <li>他分野を参考に、測定指標として「立入検査時の違反率」を設定し、目標値については、継続的な改善を目指す観点から、「過去5年の平均値以下」とする予定。</li> </ul>
<b>【達成目標3 家庭用品の安全対策】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>家庭用品の規制基準の設定についての検討を行うとともに、引き続き、有害な試薬の使用の回避や簡便で精度の高い試験法の導入のための検討を進めていく。</li> <li>他分野を参考に、測定指標として「家庭用品試買等調査における違反率」(現在の参考指標)を設定し、目標値については、違反率は低い水準を維持しており、少ない違反件数の変動で違反率が相対的に大きく変動するため、「過去10年の平均値以下」とする予定。</li> </ul>		

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/hourei/">https://www.mhlw.go.jp/hourei/</a></li> <li>○ 厚生労働省化学物質の安全対策サイト URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/">http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/</a></li> <li>○ 既存化学物質毒性データベース(JECDB) URL: <a href="http://dra4.nihs.go.jp/mhlw_data/jsp/SearchPage.jsp">http://dra4.nihs.go.jp/mhlw_data/jsp/SearchPage.jsp</a></li> <li>○ 既存化学物質安全性情報報告物質一覧 URL: <a href="http://dra4.nihs.go.jp/mhlw_data/jsp/ListPage.jsp">http://dra4.nihs.go.jp/mhlw_data/jsp/ListPage.jsp</a></li> <li>○ 家庭用品違反率年度別推移 URL: <a href="http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/jichitai.html">http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/jichitai.html</a></li> </ul>
----------	---

担当部局名	医薬・生活衛生局	作成責任者名	医薬品審査管理課化学物質安全対策室長 大久保 貴之	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------	--------	------------------------------	----------	--------

# 実績評価書

(厚生労働省3(Ⅲ-1-1))

<p>施策目標名</p>	<p>労働条件の確保・改善を図ること(施策目標Ⅲ-1-1)                  基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること                  施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>労働基準法や最低賃金法などに定められる労働時間や賃金等の労働条件確保・改善のため、労働条件に関する相談対応・指導や制度の周知啓発事業を行うもの。具体的には以下のとおり。</p> <p>(1) 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組                  ○ 36協定未届事業場や新規起業事業場等に対し民間事業者を活用し労働条件に係る相談支援等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等によりきめ細やかな相談支援を実施する。</p> <p>○ フリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」を設置し、労働基準監督署が閉庁している平日夜間、土日祝日に日本語を含む14か国語(外国語は令和元年度開始)での相談対応を行うとともに、事案に応じた相談先等の情報提供を行う労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置や、大学・高等学校等を対象とした労働条件セミナー等により労働基準法等に関する基礎知識の周知を行い、情報発信の強化を図る。</p> <p>(2) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進                  ○ 運送事業者の自発的な取組の促進と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を促進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。</p> <p>○ 管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多数の派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。</p> <p>(3) 最低賃金の周知及び履行確保                  ○ 最低賃金については、リーフレット等の配付に加え、インターネットや広報媒体を活用した周知広報等により労使をはじめ広く国民に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行っている。</p>					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>○ 全ての労働者が安心して働くことができるように、労働基準関係法令で定める法定労働条件は確保されなければならない。</p> <p>○ そのため、事業場等に対する労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働者が人格として価値ある生活を営む必要を満たす労働条件の確保を図る必要がある。</p>				
	<p>2</p>	<p>○ 全ての労働者が安心して働くことができるように、労働基準関係法令で定める法定労働条件は確保されなければならない。</p> <p>○ そのため、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため、最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る必要がある。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>			
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>事業場等に対する労働基準関係法令等に関する相談対応・指導を行い、労働条件の確保を図る。</p>		<p>労働条件の確保・改善のためには、個別の事業場等からの相談対応や、事業場等に対する指導を確実に行う必要があるため。</p>			
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る。</p>		<p>労働条件の確保・改善のためには、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る必要があるため。</p>			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>905,946</p>	<p>933,044</p>	<p>910,470</p>	<p>970,008</p>	<p>973,867</p>
<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>△2,539</p>	<p>201,257</p>	<p>△61,223</p>	<p>0</p>
<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>△216,811</p>	<p>216,811</p>	<p></p>
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>905,946</p>	<p>905,946</p>	<p>930,505</p>	<p>894,916</p>	<p>1,125,596</p>	<p></p>
<p>執行額(千円、d)</p>	<p>749,839</p>	<p>749,839</p>	<p>786,239</p>	<p>760,951</p>	<p>923,751</p>	<p></p>
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>82.8%</p>	<p>82.8%</p>	<p>84.5%</p>	<p>85.0%</p>	<p>82.1%</p>	<p></p>
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>		<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>		
	<p>-</p>		<p>-</p>	<p>-</p>		

測定指標

測定指標	指標1 36協定の届出件数 (アウトカム)	指標の選定理由	・ 36協定の届出を行わずに時間外・休日労働を行わせる事業場数を減少させるため、36協定届の届出件数を増加させることとし、その指標として、毎年の届出件数の伸び率を過去10年で除した値を基に、目標値を対前年比6万件増と設定している。 ・ なお、本指標に係る予算措置は講じていない(労働基準監督署等において、個別の事業場等に対する相談対応・指導を行うことにより目標達成を図ることとしている。) (参考)平成27年度:前年比 71,620件増、平成28年度:前年比 58,518件増								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	×	
		-	対前年比6万件増	対前年比6万件増	対前年比6万件増	対前年比6万件増	対前年比6万件増	対前年比6万件増			
		115,182件増	55,558件増	96,462件増	71,277件増	44,465件増					
	指標2 「労働条件相談ほっとライン」の利用者によるサービスに関する満足度 (アウトカム)	指標の選定理由	適切な相談対応が行われているかを確認するため、利用者の満足度を指標とし、当該サービスに関する利用者へのアンケートについて、全体の70%が満足であった旨の回答を得ることをアウトカムとした。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値については、令和2年度までは一定水準(70%)を目標値としていたが、事業の実態をより適切に反映するため、令和3年度より「過去5か年の事業実績に対する平均値」を目標値としている。 (参考)令和3年度実績値は当該事業に寄せられたアンケート結果の総数(63,455件)を分母とし、そのうち当該事業の満足度について「満足」であった旨回答したアンケート数(59,273件)を分子として算出したもの。								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値								
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○		
		-	70%	70%	70%	70%	過去5か年平均(87.6%)以上	過去5か年平均(87.6%)以上			
		80.4%	84.4%	91.2%	92.2%	93%					
	指標3 労働時間適正化指導員が個別訪問を実施した事業場から、行われた助言について「参考になった」と回答を得た割合 (アウトカム)	指標の選定理由	個別訪問する事業場に適切に助言をすることが重要であることから、助言が事業場にとって「参考」になったかを指標とし、80%以上から「参考」となった旨の回答を得ることをアウトカムとした。								
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値については、令和2年度までは一定水準(70%)を目標値としていたが、事業の実態をより適切に反映するため、令和3年度より「過去5か年の事業実績に対する平均値」を目標値としている。 (参考)令和3年度実績値はアンケート結果の総数(1,061件)を分母とし、そのうち個別訪問について「満足」であった旨回答したアンケート数(1,042件)を分子として算出したもの。								
基準値		年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
		年度ごとの実績値									
-		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○			
-		80%	80%	80%	80%	過去5か年平均(96.8%)以上	過去5か年平均(96.8%)以上				
	94.9%	96.6%	98.4%	97.5%	98%						
指標4 集団的な相談支援会(セミナー)に参加した事業場へのアンケートにおいて、回答があったもののうち理解できた旨の回答した割合 (アウトカム)	指標の選定理由	セミナーの効果に関しては、参加者の遵法意識の改善をもってその効果を図ることが有効であると考えられるため、改善実施・取り組み実施のアンケート回答の割合をアウトカム目標とした。									
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値については、他の類似事業を参考に、一定水準(70%)を目標値とした。 (参考)令和3年度実績値はアンケート回答人数(7,762件)を分母とし、アンケートで理解できたと回答した人数(7,530件)を分子として算出したもの。									
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
		年度ごとの実績値									
	-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	◎			
	-	-	-	-	70%	70%	70%				
	-	-	-	98%	97%						

測定指標	指標5 労働災害及び労働時間等に係る外国人労働者からの相談件数 (アウトプット)	指標の選定理由	日本国内で働く外国人労働者数は増加傾向にあり、外国人労働者の労働条件確保のための環境整備が必要であるため、外国人労働者からの労働災害及び労働時間等に係る相談件数(暦年)をアウトプット目標とした。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値については、事業実態を適切に反映することができると考え、過去5か年平均比増としている。 (参考)実績値は都道府県労働局からの報告をもとに算出した。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	◎	
	-	2,908件	3,024件	3,184件	3,822件	4,619件	過去5か年平均比増			
		3,484件	3,727件	5,450件	7,503件	6,498件				
	指標6 週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定し、取組を進め、令和2年の週60時間以上の雇用者の割合が5.1%と、目標値をほぼ達成できたところ。</li> <li>そのため、特に長時間労働が懸念される週労働時間40時間以上の雇用者の労働時間の実情を踏まえ、新たに目標を設定したもの。</li> </ul>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(参考1)「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20085.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20085.html</a> (参考2)総務省「労働力調査」 週労働時間40時間以上の雇用者:3,293人、うち週労働時間60時間以上の雇用者数:290人 ※非農林業雇用者について集計							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
年度ごとの実績値										
-		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度	△		
-	-	-	-	-	8.2%	5%				
	12.1%	11.6%	10.9%	9.0%	8.8%					
【参考】指標7 定期監督等実施状況 (令和2年度までは厚生労働省労働基準局「労働基準監督年報」、令和3年度は監督課調べ)	実績値									
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	監督指導により労働基準関係法令違反が認められた事業場数	92,695	93,008	95,764	80,335	83,212				
全国の労働基準監督署が定期監督等を実施した事業場数	135,785	136,281	134,981	116,317	122,054					

達成目標2について

最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る。

測定指標	指標8 最低賃金額の周知ポスターの認知率 (アウトカム)	指標の選定理由	最低賃金額は、毎年改定されているので、改定後の金額を効果的・効率的な周知を図ることが必要である。最低賃金の周知方法として、ポスターを作成し、掲載を行っていることから、効果的・効率的な周知を行っているかを測る指標として、「最低賃金額の周知ポスターの認知率」を選定している。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度の目標値は、過年度の実績等を踏まえて設定している。 (参考1)平成27年度:12.1%、平成28年度:16.4% (参考2)令和元年度からは、中吊り広告等を実施しており、それらの認知率の合計を記載している。 (参考3)令和3年度実績値は分母:調査回答者の数(2000人)、分子:ポスター等に接触した人の数(382人)から算出したもの。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	△
		16.4%	20%	20%	20%	20%	22%	22%		
		18.6%	21.0%	20.3%	21.3%	19.1%				
	指標9 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合 (アウトプット)	指標の選定理由	最低賃金は毎年改定されるものであり、全労働者に適用されるものであることから、様々な媒体で広く周知することが必要である上に、地方公共団体の広報誌は発行部数が多く、あまねく住民に周知されるものであるため、かかる媒体に最低賃金額を周知することは極めて重要である。  このため、都道府県労働局のみならず、市町村とも連携して効果的な周知広報を行っているかを図る代理指標として、「市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合」を指標として選定している。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	過去5年の実績状況に基づき、掲載割合が90%以上となるよう目標値を定めている。  また、昨今においては、目標値である90%を超える水準の掲載率を維持しているが、これは、行政が各年度において労働局幹部が直接地方公共団体を訪れ、掲載依頼を行った結果であり、今後も同程度の水準を維持することが必要である。  (参考1)平成27年度:91.7%、平成28年度:96.0% (参考2)令和3年度実績値89.7%は分母:自治体広報誌発行数(1793件)、分子:自治体広報誌掲載数(1609件)から算出したもの。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値								
平成27年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		△	
91.7%		90%	90%	90%	90%	90%	90%			
	93.5%	93.7%	92.3%	81.0%	89.7%					
【参考】指標10 最低賃金に関するポスターの配布枚数	実績値									
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
	42,406枚	42,176枚	45,788枚	45,956枚	48,810枚					
【参考】指標11 最低賃金特設サイトのアクセス件数	実績値									
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
	1,159,926pv	923,816pv	1,872,268pv	1,768,727pv	1,757,894pv					
【参考】指標12 最低賃金の未満率・影響率の推移 (上段:未満率、下段:影響率)	実績値									
	賃金構造基本統計調査(事業所規模5人以上)									
		平成22年度	平成23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	平成27年度			
	【未満率】	1.5%	1.7%	1.7%	1.9%	1.8%	1.7%			
	【影響率】	2.6%	2.4%	2.7%	3.5%	3.4%	4.0%			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
	【未満率】	1.3%	1.3%	1.3%	1.8%	2.0%	1.9%			
	【影響率】	4.3%	4.8%	4.8%	6.1%	2.5%	5.9%			
	最低賃金に関する基礎調査(事業所規模30人未満(製造業等は100人未満))									
		平成22年度	平成23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	平成27年度			
	【未満率】	1.6%	1.7%	2.1%	1.9%	2.0%	1.9%			
	【影響率】	4.1%	3.4%	4.9%	7.4%	7.3%	9.0%			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
【未満率】	2.7%	1.7%	1.9%	1.6%	2.0%	1.7%				
【影響率】	11.1%	11.9%	13.8%	16.3%	4.7%	16.2%				

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>第12回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(令和4年8月31日開催)で議論いただいたところ、以下の12点について意見等があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。</p>
	<p>【達成目標1の主要な指標について】 ① 課題1は「労働時間その他の労働条件が適正に確保されていない労働者が存在する」ということであり、これに対応する達成目標が「労働条件の確保を図る」というもの。すなわち、長時間労働が減っているか、労基法違反の長時間労働がないのかが争点であり、36協定の届出件数(指標1)はそのための手段にすぎないと考えられる。したがって、達成目標1に係る主要な指標を見直すべきではないか。 ⇒ 指摘を踏まえ、主要な指標を「週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合」(指標6)に変更する。</p>
	<p>【達成目標1の指標2及び指標3について】 ② 指標2及び指標3は、直近5年度でも安定的に目標値を大きく上回っており、指標としての役割を終えたと考えられることから、達成目標1の進捗状況を把握する指標として別の指標を設定すべき。 ⇒ 指摘を踏まえ、指標2及び指標3を達成目標から除外する。なお、別の指標としてどのような指標を設定すべきか等については、今後検討していく。</p>
	<p>【達成目標1の指標5について】 ③ 外国人労働者に着目し、労働災害及び労働時間等に係る外国人労働者からの相談件数を指標としているが、相談件数だけでなく、外国人労働者の労働時間の実態や、労基法違反の状況等について把握することが基本ではないか。 ⇒ 法違反の状況等の監督指導の状況については、その件数が経済情勢等により左右されることから、参考指標としているが、他にどのような指標を設定すべきか等については、今後検討していきたい。</p>
	<p>【達成目標1の指標6について】 ④ 週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合については、直近では減少幅が鈍化しており、このままでは令和7年度における目標値の達成が難しいことが想定される。そのため、実績評価書の「施策の分析」欄において、どのような業種で減少幅が鈍化しているのかなど、属性に応じた分析を行い、令和7年度の目標達成に向けて重点的に取り組むべき内容を明確にすることが必要ではないか。 ⇒ 指摘を踏まえ、現状分析欄に記載を追加した。</p>
	<p>【達成目標1に係る指標の追加について】 ⑤ 参考指標7では、労働基準監督署における定期監督等実施状況を記載しているが、監督指導の結果により、長時間労働等の労基法違反の是正状況等について指標としてはどうか。 ⇒ 法違反の状況等の監督指導の状況については、その件数が経済情勢等により左右されることから、参考指標としているが、他にどのような指標を設定すべきか等については、今後検討していきたい。</p>
	<p>【達成目標2の指標8について】 ⑥ 最低賃金額の周知ポスターの認知率を達成目標2の主要な指標として設定しているが、そもそも最低賃金額の認知経路としてポスター又は自治体の広報誌経由というのは1割程度にすぎない。テレビ等の他の媒体経由の認知割合の方が高いことも踏まえると、指標8及び指標9を指標として継続することや主要な指標として設定することは不適切ではないか。 ⇒ ポスターや自治体広報誌は、広く国民に対する周知広報として主要な媒体であると考えており、これらの認知率に関しては引き続き指標として継続していきたい。一方で、指摘を踏まえ、費用の問題はあるものの、認知割合の高いテレビ等の手法の活用についても検討してまいりたい。</p>
	<p>【達成目標2の指標9について】 ⑦ 指標9の目標値を引き上げるべき。 ⇒ 過去5か年の実績を踏まえ、目標値を92%に引き上げることとする。</p>
	<p>【達成目標2に係る指標の追加について】 ⑧ 最低賃金の周知だけでなく、最低賃金を遵守していない事業場の割合がどの程度あるのか等が目標となるのではないか。 ⇒ 指摘を踏まえ、参考指標12としている最低賃金の未満率を測定指標とすることとしたい。</p>
	<p>【達成目標2に係る参考指標の測定指標への変更について】 ⑨ 参考指標12として記載されている最低賃金の未満率を低下させていくことは重視する必要があり、これを測定指標とすることはどうか。また、影響率についても同様に測定指標とすることはどうか検討されたい。 ⇒ 指摘を踏まえ、参考指標12としている最低賃金の未満率を測定指標とすることとしたい。 一方、影響率については、最低賃金の引き上げ幅に直接影響を受けるものであるため参考指標に留めるべきと考える。</p>
	<p>【達成目標2について】 ⑩ 最低賃金の周知については、テレビを通じての認知割合が相対的に高いので、総務省と連携し各地のローカルニュースで最低賃金額を報道していただくことが、周知の面で有効であると考え、そのような方法も検討されたい。 ⇒ 指摘を踏まえ、費用の問題はあるものの、認知割合の高いテレビ等の手法の活用についても検討してまいりたい。</p>
<p>⑪ 課題2と達成目標2が全く同じ内容になってしまっている。課題には、何について問題意識を持っているかを記載し、達成目標には、認識している課題の解決のために具体的に何をすることを記載しないと意味がない。 ⇒ 指摘を踏まえて、令和4年度事前分析表より、課題欄及び達成目標欄の記載を以下のように修正した。 課題2:最低賃金法の遵守が求められる中、最低賃金が適正に確保されていない労働者が存在する。 達成目標2:最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図る。</p>	
<p>【全般について】 ⑫ 数字の出所について、どの調査から引用した数字なのか分かるよう極力明確にすべき。 ⇒ 指摘を踏まえて、指標5～指標7の実績値について数字の出所が明らかになるよう記載を追加した。</p>	

<b>評価結果と 今後の方向性</b>	<b>目標達成度合いの測定結果</b>	(各行政機関共通区分) ④【進展が大きくない】 (判定結果) B【達成に向けて進展あり】 (判定理由) <b>【達成目標1】</b> ・ 指標1(36協定の届出件数)について、令和3年度の実績値は目標値に対する達成度(以下「目標達成率」という。)が74.1%(<80%)であるため、指標の達成状況としては、「×」(未達成)と判断した。 ・ 指標2(「労働条件相談ほっとライン」の利用者満足度)及び指標3(労働時間適正化指導員が個別訪問を実施した事業場に対するアンケート調査結果)の目標達成率は、それぞれ106.2%、101.2%であるため、いずれも指標の達成状況としては「○」(達成)と判断した。 ・ 指標4(セミナー参加事業場に対するアンケート調査)及び指標5(労働災害及び労働時間等に係る外国人労働者からの相談件数)の目標達成率は、それぞれ138.6%(>120%)、140.7%(>120%)であるため、いずれの指標の達成状況としては「◎」(目標を大幅に上回る)と判断した。 ・ 指標6(週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合)の目標達成率は、92.7%であるため、指標の達成状況としては、「△」(概ね達成)と判断した。
	<b>総合判定</b>	<b>【達成目標2】</b> ・ 指標8(最低賃金額のポスターの認知率)については、令和3年度は22%とする目標を設定していたが、実績は19.1%と目標達成率は86.8%であるため、指標の達成状況としては、「△」(概ね達成)と判断した。 ・ 指標9(市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合)については、目標値が90%であったところ、令和3年度は89.7%と目標達成率:99.7%であるため、指標の達成状況としては、「△」(概ね達成)と判断した。
	<b>総括</b>	・ 以上より、主要な指標(指標1及び指標8)のうち、指標1の達成状況が「×」となった。一方で主要な指標以外の指標(6指標)は、6指標中「◎」が2指標(指標4及び指標5)、「○」が2指標(指標2及び指標3)、「△」が2指標(指標6及び指標9)である。 ・ こうした状況を踏まえ、主要な測定指標の達成状況の一部が「×」となったものの、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないとは言えないことから、判定結果は④【進展が大きくない】に区分されるものとして、B(達成に向けて進展あり)と判定した。
	<b>施策の分析 (有効性の評価)</b>	(有効性の評価) <b>【達成目標1】</b> ・ 指標1については、令和3年は目標未達となったが、その要因は新型コロナウイルス感染症の影響で監督指導の件数が減少したことや時間外労働の上限規制の施行(大企業:令和元年4月、中小企業:令和2年4月)により、令和元年・2年の届出件数が増加していたことの反動等により、令和3年の届出件数が目標値ほど増加しなかったものと考えられる。 ・ 一方で、平成29年度から令和2年度までの実績は、平成30年度を除き目標値を大きく上回っており、また、毎年確実に数万単位で届出件数が増加していることを鑑みれば、時間外・休日労働を行わせる事業場に36協定の届出を求める取組は有効に機能していると評価できる。 ・ 指標2については、目標値を上回る90%超の満足度が認められたことから、労働条件ほっとラインの実施は、有効に機能していると評価できる。 ・ 指標3については、個別訪問先より「参考になった」と回答した率が、90%を超えており、労働時間適正化指導員による戸別訪問が適正に機能していると評価できる。 ・ 指標4については、目標を大幅に上回っていることから、セミナーの実施は有効に機能していると評価できる。 ・ 指標5については、目標値を約1,800件上回る相談件数の実績が認められたことから、相談窓口の必要性が認められ、また、設置した相談の実施が有効に機能していると評価できる。 ・ 指標6については、労働基準監督署の労働時間相談・支援班や働き方改革推進支援センターでの制度周知、相談・支援等の実施により、平成29年度以降、実績値は減少してきており、これらの取組が有効に機能していると評価できる。
		<b>【達成目標2】</b> ・ 指標8の認知率については、約5人に1人の割合で周知ポスターを認知しており、最低賃金制度の周知広報として有効に機能していると評価できるものの、今後は従来の手法のみならず、インターネット広告への注力等も検討していく必要がある。 ・ 指標9の掲載割合については、90%近い市町村広報誌への掲載ができていることから、最低賃金制度の周知広報として有効に機能していると評価できる。



	<p style="text-align: center;"><b>施策の分析 (効率性の評価)</b></p>	<p>(効率性の評価)</p> <p><b>【達成目標1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、通常行われている個別の相談対応等を通じて取組が進められており、予算を措置することなく36協定の届出件数を増加させているため、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>指標2については、令和2年度から令和3年度の精算額が約5,000万円減額しているにもかかわらず、目標値として定めた満足度を達成していることから、効率的な事業運営が行われたと評価できる。</li> <li>指標3については、個別訪問件数が約200件増加している中、目標値として定めた訪問先が「参考になった」と回答した率を達成しており、効率的な取組が行われたと評価できる。</li> <li>指標4については、令和2年度から予算額を約3,000万円削減している中で、目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>指標5については、令和元年度以降、対応言語数を増やすなどして、社会的ニーズを踏まえた事業メニューの見直しを適宜行っており、過去5年間にわたり、目標値とした相談件数を上回っていることから、効率的な取組が行われてきたものと評価できる。</li> <li>指標6については、働き方改革推進支援センターの予算額を令和2年度から削減している(対前年度比24.2億円減)中でも、実績値は減少してきていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> </ul> <p><b>【達成目標2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標8については、令和元年度以降の執行額に大きな変動はなく、毎年度、訴求対象者に対するより効果的な掲載先等についての見直しも行っているが、今後は従来のポスター掲載等の手法のみならず、インターネット広告等も活用したより効果的な手法を検討し、費用対効果の高い手法を模索していく必要がある。</li> <li>指標9については、90%という目標値の達成に向け、限られた予算のもと、効率的に周知を図るために、労働局幹部が直接地方公共団体を訪れ、自治体広報誌への掲載依頼を行っているところ、予算を措置することなく周知に取り組んでいることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>評価結果と 今後の方向性</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>施策の分析 (現状分析)</b></p>	<p>(現状分析)</p> <p><b>【達成目標1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、昨年度比6万件増という設定目標に対して約74%の達成率となった。過去3年は目標値を超える実績があり、過去5年のスパンで見れば増加傾向を堅持できていると判断しているが、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響などもあって、増加率が低調だったと考えている。</li> <li>指標2については、指標とした満足度について、直近5年間すべて目標値を超えており、とりわけ、令和元年度以降は、継続して90%以上を維持している。引き続き、外国人労働者の適切な労働条件確保のため、継続して、適切に電話相談窓口の運営を行う。</li> <li>指標3については、過去5年間にわたり、「参考になった」と回答した率が90%以上の高い実績が認められ、引き続き、事業場を個別訪問し、事業場の適正な労働時間管理を促すべく、取り組む。</li> <li>指標4については、令和3年度の実績値は97%であり、70%という目標を達成している。今後も、参加者の遵法意識の改善という目標を達成すべく、取組を進めていく。</li> <li>指標5については、令和3年度に目標値を約1,800件上回る実績が認められ、過去5年間にわたり大幅に目標値とした相談件数を超える実績が認められる。引き続き、外国人労働者の労働条件確保のため、相談業務に取り組む。</li> <li>指標6について、週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者数は、運輸・郵便業、卸売・小売業、製造業において40万人以上となり、建設業等において20万人を超えている。このため、労働基準監督署においては、こうした業種を含む、長時間労働が疑われる事業場に対して、監督指導を徹底するとともに、労働基準監督署の労働時間・相談支援班や働き方改革推進支援センターによる制度周知、相談・支援等を実施し、引き続き、労働時間の削減に向けて取り組む。</li> </ul> <p><b>【達成目標2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標8については、認知率が毎年度目標値(20%)近辺で推移していたため、令和3年3月の有識者会議におけるご指摘を踏まえ、目標値について22%に上方修正を行ったところである。</li> <li>令和3年度の実績が目標値を下回ったことについて、詳細な分析はできていないものの、掲示開始期間(9/27週～)と緊急事態宣言及び経過措置期間が重なったこともあり認知率が低下した等の理由が考えられる。</li> <li>今後は、従来行ってきたポスター掲示等の方法に限らず、認知率の向上に向けた施策を進めていくことが必要である。</li> <li>例えば、インターネット広告による周知広報は、最低賃金額が都道府県毎に異なるため、技術的制約により、インターネット広告閲覧者自身に適用される地域別最低賃金額を表示させることが困難であるという課題があるが、外出機会の減少に影響を受けづらい等のメリットが考えられるため、ポスター等による従来の周知と併せて、取組を行っていくことを検討したい。</li> <li>指標9の掲載割合については、令和2年度の掲載率から大幅に改善した一方で、目標値を0.3%下回った。</li> <li>令和2年度については、コロナ禍において最低賃金改定の目安額が示されず、各都道府県において改定なし、またはわずかな引き上げとなったことから、掲載に至らなかったケースが増加したものと考えられる。</li> <li>令和3年度については、全国で28円の引き上げが示されたこともあり、令和2年度との比較で掲載率は改善している。今後はさらなる掲載割合の向上に向け、引き続き地方公共団体に対してより早期に掲載依頼を行う等の取組を進めていくことが必要である。</li> </ul>

評価結果と今後の方向性	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		<p><b>【達成目標1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、経済状況等の外的要因にも左右される指標ではあり、年度ごとの増加傾向は維持していることから、今回の結果のみをもって見直しの要否までを判断することは困難である。そのため、引き続き丁寧な窓口対応等により目標達成を目指していく。なお、前掲の指摘を踏まえ、指標1について、主要な指標とはしないこととする。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標2及び指標3については、前掲の指摘を踏まえ、指標から除外する。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標4及び指標5については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標6は目標値をやや下回ったが、実績値の減少や効率性の向上が認められることから、引き続き取組を継続することにより、目標達成を目指していく。なお、前掲の指摘を踏まえ、指標6を新たに主要な指標とする。</li> </ul> <p><b>【達成目標2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標8及び指標9については、順調に推移しているが、目標値の完全達成には至っていないことから、引き続き取組を継続していく。指標9について、過去5か年の実績を踏まえ、目標値を92%に引き上げることとする。</li> <li>また、上記のとおり課題があるものの、インターネット広告の活用等、従来の方法に留まらない効果的な広報手法を検討していく必要がある。</li> <li>参考指標であった未満率を測定指標とする。</li> </ul>

参考・関連資料等	<p>関連法令(労働基準法、最低賃金法:右記検索サイトから検索できます) URL:<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/">https://elaws.e-gov.go.jp/</a>  労働基準監督年報 URL:<a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/kantoku01/">https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/kantoku01/</a>  労働条件相談ホットライン URL:<a href="https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/">https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/</a>  最低賃金特設サイト URL:<a href="https://saiteichingin.info/">https://saiteichingin.info/</a>  関連事業の行政事業レビューシート URL:<a href="https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2017/h28_3-1-1.html">https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2017/h28_3-1-1.html</a></p>
----------	---

担当部局名	労働基準局 総務課 監督課 賃金課 労働条件政策課	作成責任者名	労働基準局 総務課長 古舘哲生 監督課長 竹野佑喜 賃金課長 岡英範 労働条件政策課長 松原哲也	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	---------------------------------------	--------	--	----------	--------

# 実績評価書

(厚生労働省3(Ⅲ-1-2))

<p>施策目標名</p>	<p>最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること(施策目標Ⅲ-1-2)                  基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること                  施策大目標1:労働条件の確保・改善を図ること</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)において、「最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む」とされている。</p> <p>○ 生産性向上に資する設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)等を行い、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資等に要した費用の一部を助成している(業務改善助成金)。</p>					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>我が国経済はデフレ脱却への道筋を進んでいるが、平成29年3月、総理を議長に産業界と労働界のトップが構成員となった働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」における課題として、政労使が一体となって働き方改革を進め、生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」が構築されること、また、「経済の好循環をさらに確実にすることにより、総雇用者所得を増加させていく」とされている。こうした認識の下、「働き方改革実行計画」等において、最低賃金の引上げや最低賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援を図ることとしている。</p> <p>[最低賃金の全国加重平均額の推移]                  平成25年度:764円(+15円)、平成26年度:780円(+16円)、平成27年度:798円(+18円)、平成28年度:823円(+25円)、平成29年度:848円(+25円)、平成30年度:874円(+26円)、令和元年度:901円(+27円)、令和2年度:902円(+1円)、令和3年度:930円(+28円)</p> <p>このような中で、最低賃金引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援などの賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む必要があるため。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>			<p>達成目標の設定理由</p>		
<p>達成目標</p>	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援策を実施する。</p>		<p>最低賃金の引上げを図るためには、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者の生産性を向上させる必要があるため。</p>		
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>864,628</p>	<p>686,925</p>	<p>1,086,613</p>	<p>1,188,893</p>	<p>1,188,922</p>
<p>補正予算(b)</p>	<p>550,489</p>	<p>1,308,212</p>	<p>1,377,100</p>	<p>1,377,100</p>	<p>13,513,507</p>	<p></p>
<p>繰越し等(c)</p>	<p>37,972</p>	<p>-749,471</p>	<p>-749,471</p>	<p>-81,888</p>	<p>-11,201,885</p>	<p></p>
<p>合計(a+b+c)</p>	<p>1,453,089</p>	<p>1,245,666</p>	<p>1,245,666</p>	<p>2,381,825</p>	<p>3,500,515</p>	<p></p>
<p>執行額(千円、d)</p>	<p>632,248</p>	<p>632,248</p>	<p>397,236</p>	<p>825,498</p>	<p>3,111,773</p>	<p></p>
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>43.5%</p>	<p>43.5%</p>	<p>31.9%</p>	<p>34.7%</p>	<p>88.9%</p>	<p></p>
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>		<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>		
<p>○経済財政運営と改革の基本方針2022</p>	<p>○経済財政運営と改革の基本方針2022</p>		<p>令和4年6月7日 閣議決定</p>	<p>また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。</p>		
<p>○第208回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>○第208回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説</p>		<p>令和4年1月17日</p>	<p>賃上げ税制の拡充、公的価格の引き上げに加え、中小企業が原材料の高騰で苦しみ中、適正な価格転嫁を行えるよう、環境整備を進めます。春には、春闘があります。近年、賃上げ率の低下傾向が続いていますが、このトレンドを一気に反転させ、新しい資本主義の時代にふさわしい賃上げが実現することを期待します。できる限り早期に、全国加重平均1000円以上となるよう、最低賃金の見直しにも取り組んでいきます。</p>		
<p>○第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説</p>	<p>○第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説</p>		<p>令和4年2月25日</p>	<p>併せて、看護、介護・障害福祉、保育など現場で働く方々の収入を引き上げるとともに、賃上げしやすい環境整備に取り組めます。また、最低賃金については、できる限り早期に、全国加重平均が千円以上となるよう、その見直しにも取り組んでまいります。</p>		

指標1 業務改善助成金の支給決定 件数 (アウトプット)	指標の選定理由	・ 業務改善助成金の支給決定件数により、生産性向上に資する設備投資などを行い、事業場内最低賃金の引上げが図られた事業場の数を測ることができるため指標として選定した。							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値は、過去の実績から設定した。 (参考)平成27年度実績:343件、平成28年度実績:433件							
指標2	指標の選定理由	・ 上記1の測定指標の内数として、最低賃金の影響を受ける労働者数(推計)の多い業種の業務改善助成金の支給決定件数を指標として設定した。							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務改善助成金については、最低賃金の影響を受ける労働者数が多い業種において対象となる事業場が多いと考えられることから、全体の支給決定件数の目標値に、当該労働者の産業別の構成比をかけることで業種別の目標値を設定した。</li> <li>・ データの制約から、最低賃金の影響を受ける労働者数は、令和元年度は企業規模30人未満、その他の年度は企業規模100人未満で集計しているが、業務改善助成金の対象事業場は、いずれの年も中小企業であることは要件とされており、それに加えて令和元年度は事業場規模30人以下、令和2年度は事業場規模100人以下となっており、両者の間に違いがあることに留意が必要。(平成30年度以前は事業場規模による制限なし)</li> <li>・ なお、最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の推計方法については、下記の「参考指標5」参照。</li> <li>・ 最低賃金引上げの影響を受けた業種別の労働者数の最新データが令和元年度であることから、令和2年度及び令和3年度の業種別の目標値の算定にあたっては、令和元年度データを用いた。</li> </ul>							
	基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標
卸売業、小売業の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	◎
	90件	260件	297件	318件	306件	306件	306件		
宿泊業、飲食サービス業の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	◎	◎
	49件	124件	169件	202件	172件	172件	172件		
サービス業(他に分類されないもの)の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	◎	◎
	4件	41件	63件	37件	59件	59件	59件		
製造業の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	◎	◎
	54件	121件	161件	149件	155件	155件	155件		
医療・福祉の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	◎	◎
	44件	37件	58件	42件	60件	60件	60件		
生活関連サービス業、娯楽業の業務改善助成金の支給決定件数 (アウトプット)	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	◎	◎
	25件	41件	56件	51件	53件	53件	53件		

測定指標

<p>指標3 業務改善助成金の支給を受けた事業場において、当該事業場の最低時間給以外の労働者について、賃金引上げを行った割合（アウトカム）</p>	指標の選定理由	業務改善助成金の支給を受けた事業場において、当該事業場で最も低い賃金で働く労働者以外の労働者に対する賃金引上げの影響を図ることができ、また、一度の設備投資等により多くの労働者の生産性が向上していることを測ることができるため、指標として選定した。							
	目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	目標値は、過去の実績から設定した。 （参考）平成27年度実績：81%、平成28年度実績：68%							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	81%	80%	70%	70%	70%	70%	70%		×
	66%	58%	59%	60%	49%				
【参考】指標4 最低賃金特設サイト（最低賃金引き上げに向けた支援事業紹介ページ）閲覧数	実績値								
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	-	-	5314pv	56万pv	11万pv				
<p>【参考】指標5 最低賃金引上げの影響を受けた産業別の労働者数の構成比率（推計）</p>	実績値								
	産業計	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		100%	100%	100%	100%	100%			
	卸売業、小売業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		37.2%	33.0%	35.3%	34.0%	34.0%			
	宿泊業、飲食サービス業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		17.7%	18.8%	22.4%	19.1%	19.1%			
	サービス業（他に分類されないもの）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
5.9%		7.0%	4.1%	6.5%	6.5%				
製造業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	17.3%	17.9%	16.5%	17.2%	17.2%				
医療、福祉	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	5.3%	6.4%	4.7%	6.7%	6.7%				
生活関連サービス業、娯楽業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	5.9%	6.2%	5.7%	5.9%	5.9%				
【参考】指標6 常用労働者の時間あたり所定内給与額の第1二十分位数（下位5%）	実績値								
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	832円	852円	876円	891円	901円				

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第12回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ（令和4年8月31日開催）で議論いただいたところ、以下の2点について意見等があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。</p>
	<p>【達成目標1の指標1及び指標2について】</p> <p>① 業務改善助成金の支給決定件数のみが指標1及び指標2で記載されているが、支給金額、申請件数、執行率等について指標化することを検討されたい。</p> <p>⇒ 業務改善助成金は、事業場内最低賃金の引上げを行い、生産性向上に資する設備投資等を行おうとする事業主が申請し、賃上げの状況を労働局が確認の上、支給決定を行う。このため、支給決定件数が最低賃金引上げ支援の実績を表す最適な指標である。一方、支給金額については、中小企業・小規模事業者に対する支援として重要な指標となりうるが、設備投資等の内容により一定の変動があるため、助成金による最低賃金引上げ支援の実績を直接評価する指標とは言えず、参考指標とすることとしたい。</p> <p>申請件数については、申請された件数の全数が支給に至るとは限らず、助成金による最低賃金引上げ支援の実績を定量的に評価する指標とは言えないため、新たに指標化することは適切ではない。</p> <p>執行率については、年度ごとの予算額によって分母が変動するため経年で比較することが難しい点や、助成金の支給件数や支給金額が増大した結果として数値が改善するものであり、助成金による最低賃金引上げ支援の実績を定量的に評価する指標には馴染まない点から、新たに指標化することは適切でない。</p>
	<p>【達成目標1の指標3について】</p> <p>② 指標3は業務改善助成金の支給を受けた事業場が、当該事業場の最低時間給以外の労働者の賃金の引上げを行った割合を指標としているが、労使自治に委ねられる部分に対して、どのような政策的なアプローチを考えているか。</p> <p>⇒ 具体的な施策については検討中であるが、引き続き、政府一丸となって、事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や価格転嫁も含めた取引の適正化等に取り組んでいき、官民連携して賃金引上げの社会的雰囲気醸成していく。</p>

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】	
	総合判定	<p>(判定結果) B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、令和3年度における累次の要件緩和・特例コースの新設等により目標値であった900件を大幅に超え、目標達成した。</li> <li>指標2については、いずれの業種においても目標を大幅に超え、目標達成した。</li> <li>指標3について、令和3年度実績値は49%と目標値に対する達成度(実績値/目標値×100)が70%(&lt;80%)であるため、指標の達成状況としては「×:目標未達」と判断した。</li> <li>以上より、主要な指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な指標である業務改善助成金の支給決定件数については実績値が大幅に改善しており、引き続きの業務改善助成金の支給により、中小企業・小規模事業者の生産性向上のための支援につながることから判定結果は【達成に向けて進展あり】に区分されるものとしてBとした。</li> </ul>	
	施策の分析	<p>(有効性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1から2については、①累次の要件緩和・特例コースの新設等により目標を達成する支給決定がなされたこと、②いずれの事業場においても生産性向上がみられるとともに、最低賃金引上げも実施されたことから、業務改善助成金制度は有効に機能していると評価できる。</li> <li>指標3については、目標に満たないと考えられるが、業務改善助成金の支給により一定程度の賃金引上げが行われていることが確認できるため、業務改善助成金の支給は他の労働者への賃上げ波及に一定程度の有効性があると考えられる。</li> </ul> <p>(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1から3について、支給件数が大幅に増え、執行率も上がったところ、①業務改善助成金は賃上げ補填ではなく生産性向上への支援であること、②支給の際には賃金の引上げを確認した上で適切に支給していることから、効率的に施策を実施していると評価できる。</li> </ul> <p>(現状分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1及び2については、令和3年度の実績値は3,856件であり、目標を大幅に上回って達成した。累次の要件緩和等により、様々な業種に支援が行きわたったものと考えられる。</li> <li>指標3については、指標を取る際に対象とする労働者の賃金額の範囲について、その時点における最低賃金額の政府目標等を踏まえながら設定しているため、年度によってその範囲が異なっている。このため、過去の指標を参考に一定の目標値を立て、経年でモニタリングをすることになじまないものと考えられる。</li> </ul>	
	次期目標等への 反映の方向性	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1及び2については、目標を達成したことから、引き続き当該指標を維持し、予算額の状況等を見ながら適切に次の目標値を設定する。</li> <li>指標3については、「助成事業場において、時間給1,000円未満の労働者のうち賃金引上げが行われた労働者の割合」とするなど、より適切な指標への差し替えについて検討する。</li> <li>令和4年度事前分析表より、新たに参考指標として、業務改善助成金の支給金額を追加する。</li> </ul>	

参考・関連資料等	<p>厚生労働省ホームページ(最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業) URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/index.html</a></p> <p>最低賃金特設サイト URL: <a href="https://saiteichingin.info/">https://saiteichingin.info/</a></p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2022 URL: <a href="https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/decision0607.html">https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/decision0607.html</a></p> <p>関連する事業の行政事業レビューシート URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_3-1-2.html">https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_3-1-2.html</a></p>
----------	---

担当部局名	労働基準局賃金課	作成責任者名	賃金課長 岡 英範	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	--------

# 実績評価書

(厚生労働省3(Ⅲ-2-1))

<p>施策目標名</p>	<p>労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること(施策目標Ⅲ-2-1)                  基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること                  施策大目標2:労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること</p>			
<p>施策の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等の総合的計画的な対策を推進することで、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを図る。</li> <li>また、第13次労働災害防止計画(2018年度～2022年度)に基づいて、労働災害の一層の減少を図るため、死亡災害の撲滅を目指した対策、過労死等の防止等の労働者の健康確保対策、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策等について、行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携等による取組を図る。</li> <li>このほか、中小企業等における高年齢労働者の労働災害防止を推進しており、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を策定し、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示している。</li> <li>また、新型コロナウイルス感染症に関連する職場のメンタルヘルス不調等に伴う相談に対応するため、相談体制を拡充するほか、高年齢労働者の感染防止対策を推進するため、社会福祉施設や飲食店等の利用者等と密に接する業務を簡素化するための設備の機械化等に係る経費の補助等を行うなど、職場における感染防止対策等を推進している。</li> </ul>			
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>①建設業 死亡災害全体の3分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多く、墜落・転落災害が死亡災害のうち4割を超える。</p>	<p>②製造業 死亡災害全体の5分の1を占め、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</p>	<p>③林業 死傷年千人率が全産業と比べ高く、後遺障害が残る重篤な災害も多い。</p>
	<p>2</p>	<p>第13次労働災害防止計画において、労働災害による休業4日以上死傷者数を、平成29年と比較して令和4年までに5%以上減少させることを目標として掲げ、対策に取り組むこととしているものの、令和3年は平成29年比で24.5%の増加となっていることから、高年齢労働者の増加などの就業構造の変化等を考慮して、対策を推進する必要がある。</p>		
	<p>3</p>	<p>現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は全労働者の半数を超えている。また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされているが、脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災認定件数は2013年度以降700件～800件台で推移しており、そのうち、死亡又は自殺(未遂を含む。)の件数は概ね150～200件前後(令和2年度は148件)となっている。</p> <p>また、全労働者の約3割が職場において、仕事上の不安、悩み又はストレスについて、相談できる相手がいないと感じている。</p> <p>そのため、労働者の心理的な負担の程度を把握し、セルフケアや職場環境の改善につなげ、メンタルヘルス不調の未然防止の取組みを強化することを目的として2015年に新たに創設されたストレスチェック制度に基づき実施されるストレスチェックの結果を活用した職場環境の改善の取組みや労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進する必要がある。</p>		
	<p>4</p>	<p>産業現場で使用される化学物質は約70,000種類に及び、毎年約1,000物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント等の実施が義務づけられているものは673物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分に行われているとはいえない状況にある。</p>		
	<p>5</p>	<p>近年、我が国では、外国人を雇用している事業所数及び外国人労働者は年々大幅に増加している。平成31年4月に在留資格「特定技能」が創設されたことやその背景である労働力不足を踏まえると、外国人労働者は引き続き増加していくと見込まれている。</p> <p>外国人労働者については、作業に応じた一般的な労働災害防止対策に加え、①日本語そのものの理解が不十分であること、②コミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解が不足していること等の特性があることから、当該外国人労働者の母国語等を用いる等、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育等の実施が必要である。</p> <p>また、外国人労働者を雇用する事業者に対しても、外国人労働者の安全衛生管理についての相談体制を確保する等により、事業者を支援し、外国人労働者の労働災害を防止することが必要である。</p>		
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>	
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>死亡災害の撲滅を目指した対策の推進により死亡災害を減少させること</p>	<p>死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、その撲滅を目指すため。</p>	
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>就業構造の変化や労働力の高齢化等に対応した対策の推進により死傷災害を減少させること</p>	<p>製造業や建設業においては死傷者数自体は依然として多いが、その減少率は全業種平均を大幅に上回っている。他方で、第三次産業の中には、社会福祉施設のように、労働者数の増加を考慮しても死傷者数の増加が著しい業種もある。</p> <p>また、死傷者数の増加幅の大きい第三次産業では、社会福祉施設等における転倒災害の増加等のように、働き盛り世代の確保が難しく、また高年齢労働者の数や割合が増加していることが関連していると考えられることから、就業構造の変化や労働力の高齢化等に対応した対策の推進により死傷災害を減少させることが必要であるため。</p>	

	目標3 (課題3)	職場におけるメンタルヘルス対策を推進すること	仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者が半数を超える状況にあること等から、職場におけるメンタルヘルス対策を進めることは、労働者の心身の健康確保対策としてこれまでに強く求められているため。				
	目標4 (課題4)	化学物質等による労働災害防止対策を推進すること	国際動向等を踏まえた化学物質による労働災害防止対策を推進することで、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化といった新たな課題に対応するため。				
	目標5 (課題5)	外国人材の受入れ環境整備等を図るため外国人労働者の労働安全衛生を確保すること	外国人労働者数が増加する一方で、我が国の安全衛生対策等に関する知識が乏しい、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者も少なくない中で、日本人労働者の場合と同様、労働安全衛生確保に努めることで、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現に資するため。				
施策の予算額・執行額等	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	25,605,660	29,921,230	30,243,235	29,083,178	27,172,338
		補正予算(b)	0	0	611,886	0	
		繰越し等(c)	-310,282	285,561	-580,575	664,742	
		合計(a+b+c)	25,295,378	29,719,763	30,146,552	29,747,920	
	執行額(千円、d)		20,615,784	26,890,214	27,314,458	27,792,886	
執行率(%、d/(a+b+c))		81.5%	90.5%	90.6%	93.4%		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	第198回国会における衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明演説		平成31年3月8日		改正出入国管理法に基づく新たな外国人材の受入れについては、本年4月の施行に向けて、介護・ビルクリーニング分野における受入環境の整備、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生対策の実施、適切な社会保険の適用促進、安心・安全に医療機関を受診できる環境の整備などに取り組み、外国人材がその能力を有効に発揮できる環境を整備してまいります。		



達成目標1について		死亡災害の撲滅を目指した対策の推進により死亡災害を減少させること								
測定指標	指標1 労働災害による死者数 (アウトカム)	指標の選定理由	労働災害による死者数は、長期的には減少傾向にあるが、依然として年間約1,000人が労働災害に被災して亡くなっている。こうした現状を踏まえ、死亡災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、取組を強化する必要がある。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において、労働災害による「死者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。 ※ 労働災害による死者数については、歴年単位で集計・公表しているため、目標値も暦年でのものとしている。 ※ 年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成29年(2017年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	○	△
		978	—	(948人)	(919人)	(889人)	(860人)	831		
	978人	909人	845人	802人	867人					

達成目標2について		就業構造の変化や労働力の高齢化等に対応した対策の推進により死傷災害を減少させること								
測定指標	指標2 労働災害による死傷者数 (休業4日以上) (アウトカム)	指標の選定理由	・ 労働災害による死傷者数は、依然として年間約12万人が労働災害に被災し休業(4日以上)している。こうした現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて、労働災害防止の取組を強化する必要がある。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において、労働災害による休業4日以上の「死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。 ※ 労働災害による死傷者数については、暦年単位で集計・公表しているため、目標値も暦年でのものとしている。 ※ 年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成29年(2017年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	○	×
		120,460	—	(119,255人)	(118,050人)	(116,846人)	(115,642人)	114,437		
	120,460人	127,329人	125,611人	131,156人	149,918人					

達成目標3について		職場におけるメンタルヘルス対策を推進すること								
測定指標	指標3 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	・ 現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えている。 ・ 過労死等の防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するため、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることも踏まえ本施策の目標とした。 ※ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合については、年単位で調査・公表しているため、目標値も年単位のものとしている。 ※ 年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(参考) 毎年の実績値は厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」の結果から引用。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成29年(2017年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	○	×
		58.4%	—	(62.8%)	(67.1%)	(71.4%)	(75.7%)	80%		
	58.4%	59.2%	—	61.4%	59%					
	事業所規模									
	50人以上	—	90.7%	—	92.8%	94.4%	○	×		
	30~49人	67.0%	63.5%	—	69.1%	70.7%				
	10~29人	50.2%	51.6%	—	53.5%	49.6%				

測定指標	<p>指標4</p> <p>仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合</p> <p>(アウトカム)</p>	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えている。</li> <li>過労死等の防止には、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するため、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることも踏まえ本施策の目標とした。</li> <li>※ 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合については、年単位で調査・公表しているため、目標値も年単位のものとしている。</li> <li>※ 年ごとの目標値は設定していないが、2022年までに目標を達成するための目安となる数値を記載している。</li> </ul>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	(参考) 毎年の実績値は厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」の結果から引用。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成29年(2017年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)		
		72.5%	-	(76.0%)	(79.5%)	(83.0%)	(86.5%)	90%		△
	72.5%	73.3%	-	69.2%	70.3%					

達成目標4について 化学物質等による労働災害防止対策を推進すること

測定指標	<p>指標5</p> <p>化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険性又は有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合</p> <p>(アウトカム)</p>	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業現場で使用されている化学物質は約7万種類といわれているが、労働安全衛生関係法令で規制されている数百種類の化学物質を除く多くの化学物質については、労働災害防止対策の基本となる危険性や有害性等の情報さえ待たずに職場で取り扱っている状況にある。</li> <li>事業者は、化学物質を取り扱っている労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めることとされており、事業者が自主的な化学物質管理を行うには、取り扱っている化学物質の危険有害性等の情報を確実に入手することが必要である。</li> <li>また、平成30年2月に策定された第13次労働災害防止計画において当該目標が掲げられていることも踏まえ、本施策の目標とした。</li> </ul>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	実施率は令和元年まで着実に増加しており、令和3年は計画目標値以上とすることを目標とする。(参考) 毎年の実績値は厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」の結果から引用。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成29年(2017年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)		
		ラベル表示68.6% SDS交付62.6%	-	-	-	ラベル表示80%以上 SDS交付80%以上	ラベル表示80%以上 SDS交付80%以上	80%以上		△
	ラベル表示68.6% SDS交付62.6%	ラベル表示75.8% SDS交付72.9%	ラベル表示76.9% SDS交付68.5%	ラベル表示53.6% SDS交付62.2%	ラベル表示69.9% SDS交付77.9%					

達成目標5について 外国人材の受入れ環境整備等を図るため外国人労働者の労働安全衛生を確保すること

測定指標	<p>指標6</p> <p>外国人労働者向けの安全衛生教材の作成件数</p> <p>(アウトプット)</p>	指標の選定理由	増加する外国人労働者に適切な安全衛生教育を実施するため							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	作業5種及び危険有害要因3種について14言語で視聴覚教材を作成するものであるから、作成する安全衛生教材の数として8×14=112件を目標値としている。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	-		
		-	-	-	140	112	112	-		○
	-	-	140	112	112					
	【参考】指標7 外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数(アウトカム)	実績値								
		平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)				
		3,484	3,727	5,450	7,503	6,498				

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>第12回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(令和4年8月31日開催)で議論いただいたところ、以下の8点について意見等があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。</p>
	<p>【達成目標2の指標2について】 ① 高齢労働者数の増加に伴い、社会福祉施設等での転倒災害が増加していることなどにより、労働災害による死傷者数(休業4日以上)(指標2)が減少していない状況にあるとのことだが、減少させるべきものが増えてしまっている場合には、その事実だけを評価するのではなく、その要因を分析し、分析結果に基づき重点的に取り組むべき施策を考えるべきである。そのストーリーが分かるように、現状分析欄に記載すべき。 ⇒ 指摘を踏まえ、現状分析欄(指標2部分)に、労働災害による死傷者数(休業4日以上)が直近で増えてきている要因を追記した。</p>
	<p>【達成目標3の指標3について】 ② メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は、令和3年度の全事業所ベースの実績値は59%だが、事業場における労働者数の規模によって、取組状況に差異が見られ、小規模の事業場ではストレスチェック制度の導入も50%台後半にとどまっているとのこと。このような規模別の状況について見えるようし、分析していくことが必要ではないか。 ⇒ 指摘を踏まえ、指標3の実績値の表示として、事業所規模別の状況を追記した。</p>
	<p>③ メンタルヘルス対策としては、ストレスチェック制度の有無で判断するのか、それ以外の施策も含むのか。実質的に、ストレスチェック制度の実施の有無で判断するのであれば、同制度を広げていくことが今後の方針となるだろうが、他の施策も含むのであれば、ストレスチェック制度の実施以外の施策に重点を置いて実施していくこともあるのではないか。 ⇒ メンタルヘルス対策には、ストレスチェック制度の実施を含むが、同制度以外の取組内容(※)も含むものである。このうち、特に重点を置いて実施していくべき施策はストレスチェックの実施、メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備である。 ※ 指標3の実績値に含まれる取組内容は、メンタルヘルス対策について衛生委員会又は安全衛生委員会での調査審議、メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定・実施、メンタルヘルス対策の実務を担う担当者の選任、教育研修・情報提供、健康診断後の保険指導等を通じた産業保健スタッフにおけるメンタルヘルス対策の実施、職場復帰における支援(職場復帰支援プログラムの策定を含む)、メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備、外部機関を活用したメンタルヘルス対策、メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施、その他</p>
	<p>④ 指標3が目標未達となったのは深刻に考えるべき問題。労働者数50人未満の事業場で取組が進まない理由は何か。要因分析が必要。 ⇒ 指摘を踏まえ、現状分析欄(指標3部分)に、労働者数50人未満の事業場で取組が進まない要因として考えられる内容を追記した。 ⑤ 小規模事業場ではメンタルヘルス対策の担当者が不在である、情報を十分に入手できない等の事情がある。このような状況に対して、メンタルヘルス対策を含む安全衛生対策はコストではなくメリットであることを事業主にも認識していただく意識改革という手法もあるが、コスト自体を下げるという方法もあるのではないか。具体的には、個々の小規模事業場に担当者や相談窓口等のリソースを設けず、デジタル技術を活用し、必要な情報に容易にアクセスできたり、労働者がオンラインで相談できる体制を整備することも政策課題として考えていくべきではないか。 ⇒ 必要な情報に容易にアクセスできたり、労働者がオンラインで相談できる体制を整備することは重要であると考えている。働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において職場におけるメンタルヘルス対策に係る情報提供及びオンラインも含めた相談の受付を行っている。引き続き、これらの周知広報を行っていく。</p>
	<p>【達成目標5の指標6について】 ⑥ 外国人労働者向けの安全衛生教材の作成件数が指標となっているが、作成された教材の活用状況を見える化する観点から、作成件数に代えてウェブサイトのアクセス件数を指標としてはどうか。 ⇒ 安全衛生教材においては、事業場や教習機関において教材を一括でダウンロードし、外国人労働者へ配布するパターンがあるため、必ずしもウェブサイトのアクセス件数と教材活用状況が一致しないものと思われる。なお、本事業の在り方については、2023年度からの「第14次労働災害防止計画」の策定に向けた検討の中で、労働政策審議会安全衛生分科会のご意見を聴いていきたい。 ⑦ 達成目標5の目指すべきところは、外国人労働者の安全衛生の確保であるならば、まずはその状況を把握し、どのように改善していくかを考えるのが大きな目標であり、当該目標を達成するために周知や研修、事業場への指導といった手段があるのではないか。そのような観点から考えると、外国人労働者の労働災害発生状況について把握していくべきではないか。まずは参考指標という形で現状を示していく方法もあるのではないか。 ⇒ 外国人労働者の在留資格や業種別の労働災害発生状況は<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000943974.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000943974.pdf</a>で公表しているところである。「第13次労働災害防止計画」においては、外国人労働者の労働災害も含め、休業4日以上の死傷災害発生件数を5%以上減少させるという目標を立てて取り組んできたが、高齢化の急速な進展や産業構造の変化等の影響により達成はきわめて困難な状況となっている。外国人労働者の労働災害も含めた労働災害発生件数に係る目標については、どのようなものとするのが適切なのかについて、2023年度からの「第14次労働災害防止計画」の策定に向けた検討の中で、労働政策審議会安全衛生分科会のご意見を聴いていきたい。</p> <p>【その他】 ⑧ 労働安全衛生の体制について、産業医の設置状況、安全衛生委員会又は衛生委員会の活動状況等を指標として追加できないか検討していただきたい。 ⇒ 事業場における労働安全衛生の体制の指標の設定については、現在、労働政策審議会安全衛生分科会において2023年度からの「第14次労働災害防止計画」の策定に向けて議論しているところであり、それを踏まえて検討することとしたい。</p>

<b>評価結果と 今後の方向性</b>	<b>目標達成度合いの測定結果</b>	(各行政機関共通区分)④【進展が大きくない】  (判定結果)B【達成に向けて進展あり】  (判定理由)  ・ 指標1の労働災害による死亡者数については、過去3年から一転して、令和3年は目標値を達成できていないが、目標達成率は99%と目標は概ね達成している。  ・ なお、令和3年の件数は、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除くと778人と過去最少となり、目標達成率は110%となっている。  ・ 指標2の労働災害による死傷者数(休業4日以上)については、令和3年は目標値を上回っており、目標達成率は70%となっているため、目標の達成に向けて、更なる取組が必要である。  ・ なお、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いた場合は、令和3年の目標達成率は87%になっており、目標は概ね達成できている。  ・ 指標3について、令和3年の実績値は59.2%となっており、目標値(80%)に到達できていない(目標達成率は78%)。  ・ 事業場規模別にみると、メンタルヘルス対策の主要な取組事項の一つであるストレスチェック制度について、実施が義務づけられている労働者数50人以上の事業場においては、平成29年から令和3年まで実施割合が上昇しており90%以上となっているが、ストレスチェック制度が努力義務となっている労働者数50人未満の事業場では令和2年時点で実施割合が56.1%となっており、労働者数50人未満の事業場における取組が進んでいないと考えられる。  ・ 指標4について、令和3年の実績値は70.3%となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、テレワークや時差出勤など働き方の大きな変化があったため、目標値(90%)には到達していない(目標達成率は81%)ものの、直近の令和2年から3年にかけては微増傾向にある。  ・ 指標5について、令和3年の実績値はラベル表示69.9%、SDS交付77.9%であり、目標値(80%)に対して、目標を概ね達成した(目標達成率は、ラベル表示87%、SDS交付97%)。  ・ 指標6の外国人労働者向けの安全衛生教材の作成件数については、令和3年度の目標値であった112件を達成した。  ・ 以上より、主要な測定指標である指標1「労働災害による死亡者数」については、目標を概ね達成(第13次労働災害防止計画の作成時に想定していなかった新型コロナウイルスの件数を除けば目標を達成)しており、また、主要な測定指標である指標2「労働災害による死傷者数(休業4日以上)」についても、目標未達成ではあるものの、指標1と同じく新型コロナウイルスの件数を除けば目標を概ね達成したと言え、目標達成に向けて一定程度進展していると判断できるため、測定結果を④【進展が大きくない】とし、判定結果をB【達成に向けて進展あり】とした。  ・ なお、第13次労働災害防止計画については、基本的には最終年である令和4年の実績をもって達成度合いを判断することとしており、年ごとの目標値は設定していないため、本政策評価で設定している各指標における令和3年までの各年の目標についても、目安となる数値を目標値として記載している。
	<b>総合判定</b>	(有効性の評価)  ・ 指標1については、目標値を7件上回ったものの目標達成率は99%となった。また、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除くと、過去最少となっており、取組は一定程度成果をあげている。  ・ 指標2については、業界団体への周知・啓発や個別事業場への指導等の取組を行ったが、結果として昨年度より増加した。今後も、労働災害が減少しない業種の業界団体に対する周知・啓発等を適切に行うこととしており、目標達成に向け施策が有効に機能するよう努める。  ・ 指標3及び4について、目標値の達成に向けて、①労働局・労働基準監督署による、職場におけるメンタルヘルス対策等に関する助言・指導②全国の産業保健総合支援センターにおける、事業場への個別訪問支援等③メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえても大幅に実績値が落ち込んでいないことから、一定程度有効に機能していると考えられる。現状を踏まえより効果的な支援となるよう見直しを行いつつ、目標達成に向け施策が有効に機能するよう努める。  ・ 指標5については、令和3年実績値はラベル表示、SDS交付ともに平成29年比で上昇しており、SDS交付はほぼ目標を達成することができているといえる。  ・ ラベル表示については、製品の製造工程にラベル印刷・貼付を組み込まなくてはならないため、製品とは別に文書で作成するSDSよりラベル表示の方がハードルが高いことが目標未達成の要因と考えられる。  ・ いずれにしても、目標値の達成に向けて、国によるモデルラベル・モデルSDSの作成・公開、事業者を対象とした化学物質管理に関する無料相談窓口の開設等を実施しており、引き続き、事業者のニーズを踏まえてより効果的な支援となるよう内容を見直しつつ、目標達成に向け施策が有効に機能するよう努める。  ・ 指標6については、目標値どおり教育教材を作成することができたことから、外国人労働者に対して適切な安全衛生教育を行うため、一定の成果をあげている。
	<b>施策の分析 (有効性の評価)</b>	(有効性の評価)  ・ 指標1については、目標値を7件上回ったものの目標達成率は99%となった。また、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除くと、過去最少となっており、取組は一定程度成果をあげている。  ・ 指標2については、業界団体への周知・啓発や個別事業場への指導等の取組を行ったが、結果として昨年度より増加した。今後も、労働災害が減少しない業種の業界団体に対する周知・啓発等を適切に行うこととしており、目標達成に向け施策が有効に機能するよう努める。  ・ 指標3及び4について、目標値の達成に向けて、①労働局・労働基準監督署による、職場におけるメンタルヘルス対策等に関する助言・指導②全国の産業保健総合支援センターにおける、事業場への個別訪問支援等③メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえても大幅に実績値が落ち込んでいないことから、一定程度有効に機能していると考えられる。現状を踏まえより効果的な支援となるよう見直しを行いつつ、目標達成に向け施策が有効に機能するよう努める。  ・ 指標5については、令和3年実績値はラベル表示、SDS交付ともに平成29年比で上昇しており、SDS交付はほぼ目標を達成することができているといえる。  ・ ラベル表示については、製品の製造工程にラベル印刷・貼付を組み込まなくてはならないため、製品とは別に文書で作成するSDSよりラベル表示の方がハードルが高いことが目標未達成の要因と考えられる。  ・ いずれにしても、目標値の達成に向けて、国によるモデルラベル・モデルSDSの作成・公開、事業者を対象とした化学物質管理に関する無料相談窓口の開設等を実施しており、引き続き、事業者のニーズを踏まえてより効果的な支援となるよう内容を見直しつつ、目標達成に向け施策が有効に機能するよう努める。  ・ 指標6については、目標値どおり教育教材を作成することができたことから、外国人労働者に対して適切な安全衛生教育を行うため、一定の成果をあげている。

	<p style="text-align: center;"><b>施策の分析 (効率性の評価)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>(効率性の評価)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1及び指標2について、第三次産業の労働者数の急激な増加や労働力の高齢化などの就業構造の変化への対応など、解決すべき課題が多様化する中で予算額は増加しているが、指標の達成に向けて着実に進展しており、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>指標3及び指標4について、令和3年度に事業内容・予算規模の見直しを行っており(※1)、効率的な予算執行となるよう努めている。</li> </ul> <p>※1 事業内容・予算規模の見直しは以下のとおり。  (事業内容)産業保健活動総合支援事業  (予算規模)令和2年度予算額:4,981千万円 ⇒ 令和3年度予算額4,866千万円  (事業内容)職場におけるメンタルヘルス対策事業(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う相談件数増への対応)  (予算規模)令和2年度予算額:155千万円 ⇒ 令和3年度予算額253千万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標5については、令和4年度から事業内容・予算規模及び実施体制の見直しを行っており、引き続き国の委託事業で実施すべきものと独立行政法人で継続的に実施することが効果的・効率的なものを整理した上で、後者については独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金として措置することにより、効率的な予算執行となるよう努めている。</li> <li>指標6については、予算額を約6億円削減している(※2)中で、毎年度目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。</li> </ul> <p>※2 令和2年度予算額:13.5億円 ⇒ 令和3年度予算額7.7億円</p>
		<p style="text-align: center;"><b>(現状分析)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1について、死亡災害は平成29年に比べ全産業で減少しており、特に陸上貨物運送事業、林業で大きく減少した。事故の型別で見ると「交通事故(道路)」、「激突され」、「墜落・転落」などで大きく減少した。</li> <li>指標2については、目標年度における目標値の達成に向け、小売業及び社会福祉施設で多発している転倒や腰痛による労働災害防止を図るための取組等、今後はより一層の目標達成のための取組を実施していく必要がある。</li> <li>指標2については、直近で増えてきている要因としては以下の4点が考えられる。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 第3次産業における新規就労者の増加とそれに伴う経験年数の少ない労働者の増加、経験年数が少ない労働者に対する安全衛生教育が十分実施されていないこと</li> <li>② 被災リスクの高い高齢労働者(高齢者)の増加</li> <li>③ コロナ禍での生活様式の変化に伴う物流の増加等による陸上貨物運送業での交通事故、腰痛の増加</li> <li>④ 厳しい経営環境下における「安全衛生＝コスト」という意識や低い優先順位</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標3について、ストレスチェック制度が義務付けられている労働者数50人以上の事業場においては、90%以上の割合でメンタルヘルス対策に取り組まれている状況である。一方で、ストレス制度が努力義務となっている労働者数50人未満の事業場では56.1%である。</li> <li>メンタルヘルス対策の中で、取組割合が高いものの一つであるストレスチェックの実施は、労働者数50人未満の事業場(小規模事業場)については努力義務となっている。小規模事業場で取組が進まない要因として考えられることの一つとして、義務の対象になっていないということがある。その他に対策に取り組まない理由として、「専門スタッフがいない」、「取り組み方が分からない」といったことが挙げられている。</li> <li>そのため、引き続き労働局・労働基準監督署による助言・指導や産業保健総合支援センターによる相談などの支援等に取り組むとともに、特に、労働者数50人未満の事業場への支援を行っていく必要がある。</li> <li>指標4について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がありつつも直近2年で微増傾向にあること、メンタルヘルス対策の一環として相談体制の整備は重要であり過労死等の防止のための対策に関する大綱(令和3年策7月最終改正)においても相談体制の充実を求められていることから、仕事上の不安、悩み又はストレスを抱えた労働者が事業場内外での相談先を確保できるよう支援を行っていく必要がある。</li> <li>指標5については、令和3年の実績値は平成29年比で上昇しており、目標を概ね達成しているが、産業現場における化学物質管理の定着に向けて、労使双方からは国の支援の継続の要望があり、引き続き、ラベル表示・SDS交付等に関して、事業者に対する周知啓発と支援を実施する必要がある。</li> <li>指標6については、令和3年度の実績値は112件であり、令和3年度の目標値を達成している。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>評価結果と 今後の方向性</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>施策の分析 (現状分析)</b></p>	

評価結果と今後の方向性	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		・ 指標1については、目標の達成に向け、直近の災害動向を踏まえ、建設業における墜落・転落防止対策の推進など引き続き目標達成のため取組を実施していく。
		・ 指標2については、目標年度における目標値の達成に向け、小売業及び社会福祉施設で減少が見られない転倒や腰痛による労働災害防止を図るため、有識者の参画を得て対策の在り方を見直し、第14次労働災害防止計画に盛り込む。
		・ 指標3、4については、目標値の達成に向けて、引き続き①労働局・労働基準監督署による、職場におけるメンタルヘルス対策等に関する助言・指導②全国の産業保健総合支援センターにおける、事業場への個別訪問支援等③メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等の取組が必要であるとする。
		・ また、ストレスチェック制度が努力義務となっている労働者数50人未満の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組への支援が重要であることを踏まえ、第14次労働災害防止計画(令和5年度～9年度)の検討と併せて次期目標を検討する予定である。
		・ 指標5については、職場における化学物質規制の仕組みの見直しにより、今後さらに化学物質の危険有害性の情報伝達が重要となること等を踏まえて、第14次労働災害防止計画(令和5年度～9年度)の検討と併せて次期目標を検討する予定である。
		・ 指標6については、今後も引き続き目標達成のため取組を実施していく。

参考・関連資料等	労働災害発生状況 URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/index.html">https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/index.html</a>
----------	---

担当部局名	労働基準局 雇用環境・均等局 政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)	作成責任者名	労働基準局 総務課長 古館 哲生 労働条件政策課長 松原 哲也 監督課長 竹野 佑喜 安全衛生部 計画課長 松下 和生 安全課長 釜石 英雄 労働衛生課長 石川 直子 化学物質対策課長 安井 省侍郎 雇用環境・均等局 総務課長 牛島 聡 雇用機会均等課長 石津 克己 有期・短時間労働課長 田村 雅 在宅労働課長 原田 浩一 政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当) 賃金福祉統計室長 角井 伸一	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	--	--------	--	----------	--------

# 実績評価書

(厚生労働省3(Ⅲ-4-1))

施策目標名	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること(施策目標Ⅲ-4-1) 基本目標Ⅲ:働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4:安定した労使関係等の形成を促進すること						
施策の概要	○ 労働組合法(昭和24年法律第174号)や労働関係調整法(昭和21年法律第25号)等により、 ・ 厚生労働大臣の所轄の下に中央労働委員会が、都道府県知事の所轄の下に都道府県労働委員会が置かれている。 ・ 労働委員会は、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限を有する。 ・ 労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。 ・ 中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、労働組合法の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。とされている。						
施策実現のための背景・課題	1	安定した労使関係は経済社会の発展の基礎となるものであり、労使間での対話促進、労使紛争の早期解決が課題である。					
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1 (課題1)	集团的労使法制の普及を図るとともに、不当労働行為事件の迅速な処理等を通じて労使紛争の迅速かつ適切な解決を図る。		安定的な労使関係の形成のためには、集团的労使法制への理解が必要であるとともに、労使紛争の迅速かつ適切な解決が必要であるため。			
施策の予算額・執行額等	予算の状況 (千円)	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		当初予算(a)	760,316	724,534	716,934	690,367	652,346
		補正予算(b)	-9,448	-13,695	-21,442	-3,901	
		繰越し等(c)	-38,600	0	0	0	
		合計(a+b+c)	712,268	710,839	695,492	686,466	
	執行額(千円、d)	640,669	638,317	474,930	517,295		
執行率(%、d/(a+b+c))	89.9%	89.8%	68.3%	75.4%			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	-		-		-		

達成目標1について		集团的労使法制の普及を図るとともに、不当労働行為事件の迅速な処理等を通じて労使紛争の迅速かつ適切な解決を図る。								
測定指標	指標1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	・ 本指標を測定することで、日本国内において集团的労使関係が安定的に推移しているかどうかを直接的に確認できると考えている。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 厚生労働省における政策評価に関する基本計画(第3期)期間にあたる平成24年度から平成27年度は毎年度75%、平成28年度は85%を目標とし、同計画(第4期)期間にあたる平成29年度から令和2年度は毎年度85%を目標としていたことから、令和3年度においても引き続き、85%を目標とする。 ・ なお、中央労働委員会における審査、調整は単年の数値を測定しており、国際労働関係事業も単年度の委託事業であることから、本測定指標も単年度の目標として設定した。 (参考1)労使関係総合調査(労働組合実態調査) URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html</a> (参考2)平成29、30年度、令和2年度の調査対象:労働組合、令和元年度の調査対象:使用者(事業所、労使コミュニケーション調査) (参考3)平成27年度実績:88%、平成28年度実績:90%(調査対象はいずれも労働組合) (参考4)令和3年度実績値93%は分母:民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合で、一定の方法により抽出した労働組合のうち調査への有効回答数、分子:労使関係が「安定的に維持されている」及び「おおむね安定的に維持されている」と認識している本部組合及び労働組合の数から算出したもの。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度	○	○
		-	85%	85%	85%	85%	85%	85%		
-	89%	91%	82%	90%	93%					

測定指標	<p>指標2 新規申立事件の終結までの平均処理日数 (アウトプット)</p>	指標の選定理由	・ 不当労働行為事件の審査については、事件の迅速な処理のため、平成16年の労働組合法の改正により、労働組合法第27条の18において、審査の期間の目標を定めることとした。						目標値	主要な指標	達成	
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>・ 審査の期間の目標は、目標の達成状況等を踏まえて3年ごとに見直しを行っている。平成29～令和元年においては「1年3か月以内のできるだけ短い期間内に終結させる」という目標を定めていたが、令和2～4年についても、事件の処理の状況等にかんがみ、引き続き同様の目標を定めることとした。</p> <p>・ なお、中央労働委員会では上記審査の期間の目標に合わせ、年度ではなく各年の数値を集計しているため、測定指標、目標値、実績値はいずれも暦年の数値を計上している。 (参考)平成27年実績:576日、平成28年実績:546日</p>									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値				x
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年				
		-	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内	1年3か月以内				
			438日	443日	493日	435日	681日					
		取下・和解により終結:件数	38件	63件	29件	23件	25件					
		取下・和解により終結:平均処理日数	325日	431日	231日	263日	474日					
		命令・決定で終結:件数	28件	14件	23件	16件	30件					
		命令・決定で終結:平均処理日数	592日	498日	823日	682日	854日					
終結事由ごとの内訳												
指標3 労使関係セミナーにおける受講者の満足度 (「大変参考になった」「参考になった」)の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	・ 裁判例や労働法制に関する情報を広く発信することで、労働紛争未然防止や早期解決を図るとともに、紛争解決をサポートする労働委員会について、理解を深めていただくことを目的として開催している「労使関係セミナー」の受講者満足度を令和2年度より設定。						目標値	主要な指標	達成		
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>・ 令和3年度の目標は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度の実施結果を除き、平成29年度～令和元年度(3年度間)のアンケート結果から、令和2年度に引き続き85%とする。</p> <p>(参考)令和3年度実績値96%は、分母:アンケート回答者(124人)、分子:高評価(119人)から算出したもの。</p>										
	基準値	年度ごとの目標値					目標値				○	
	-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度					
	-				85%	85%	85%					
					94%	96%						
参考指標	【参考】指標4 事業所での労使コミュニケーションの良好度が「非常に良い」及び「やや良い」と認識している労働組合に加入している労働者の割合	実績値						目標値	主要な指標	達成		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度						
		-	-	72%	-	-						

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第12回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(令和4年8月31日開催)で議論いただいたところ、以下の5点について意見等があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。
	【達成目標1の指標1について】 ① 指標1については、実績値が年度によって大きく変動するものではなく、例年目標を達成しているものでもあるため、指標1を引き続き主要な指標として設定することは適切かどうか検討されたい。 ⇒ 労使関係の将来にわたる安定的な推移という、まさに政策目標の核となる部分に関する指標であることから、指標1を引き続き主要な指標として設定することとしたい。
	② 現行の主要な指標として設定されている指標1に代わり、集団的な労働紛争の申立件数を主要な指標としてはどうか。 ⇒ 紛争調整事件の申立が来るかどうかは行政でコントロールできない部分であり適切な目標設定が難しいことから、指標1を引き続き主要な指標として設定することとしたい。
	【達成目標1の指標2について】 ③ 平均処理日数が長い事案が終結までの日数に与える影響を考慮し、終結事由ごとの内訳を記載してはどうか。 ⇒ 指摘を踏まえ、指標2の各年度の実績値の内訳として、終結事由別の平均処理日数及び当該年度における終結件数を追記した。



学識経験を有する者の 知見の活用	【達成目標1の指標3について】 ④ 指標3として、セミナー受講者の満足度を掲げているが、セミナー参加者である時点で労使関係への関心が高く、アンケート回答者数も限定的であるため、指標にする場合であっても参考指標でよいのではないか。集团的労働関係のルール確立・普及の状況を把握するのに指標3が適切な指標なのか。他の方法で認知度の状況を把握する方が適切ではないか。 ⇒ 満足度以外に指標として適切なものはなく、またアンケートも引き続き実施していく方向であるが、指摘を踏まえ本件は参考指標とする。
	⑤ 労使紛争がどのような分野で発生しているかを分析し、労使に周知することで、労使が労働紛争に発展しない形でスムーズに話し合うことができる素地を形成することができるのではないか。発生した事案を分析し、労使に周知することで、紛争に発展する件数自体を少なくするという発想も必要ではないか。 ⇒ 紛争類型について、令和3年の不当労働行為申立事件について労働組合法第7条の該当号数ごとに見ると、組合員に対する不利益取扱い(25件)、正当な理由のない団体交渉の拒否(40件)、労働組合の運営に対する支配介入等(38件)、労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱い(1件)となっている。このように把握している労使紛争の類型については年報において事案の類型ごとの件数を掲載し、公表、周知に努めている。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】
	<p>(判定結果) B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1(労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合)は、令和3年度実績値は目標値を上回り、達成率は109%(&lt;120%)であることから、「○」(達成)と判断した。</li> <li>指標2(新規申立事件の終結までの平均処理日数)は、令和3年度の目標値は1年3ヶ月以内(約455日)としていたが、実績値は681日で達成率は50.3%(&lt;80%)であることから、「×」(未達成)と判断した。</li> <li>指標3(労使関係セミナーにおける受講者の満足度(「大変参考になった」「参考になった」)の割合)は、令和3年度の目標値である85%を大幅に上回る96%を達成した(達成率113%)ことから、「○」(達成)と判断した。</li> <li>このため、指標2について目標未達となったが、指標1(主要な指標)及び指標3は目標達成となったため、③(相当程度進展あり)、B(達成に向けて進展あり)と判断した。</li> </ul>
施策の分析	<p>(有効性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合が平成29年度以降概ね85%以上で推移しており、令和3年度は令和2年度に引き続き90%を超えていることから、本政策は有効であると評価できる。</li> <li>指標2については、令和3年度については新型コロナウイルス感染症の拡大する中、令和2年度の一時期、調査・審問の実施を見合わせたこと及び処理日数の多い事件(命令・決定で終結した事件など)が終結し、処理日数の短い事件(和解により終結した事件など)の比率が例年に比して低かったことが要因となり、目標未達となった。</li> <li>指標3については、参加率を上回る申し込みがあったこと、参加者の96%が満足度において肯定的回答をしており、労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労働関係のルールの普及を図るという点において有効であったと評価できる。</li> </ul>
	<p>(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、目標の達成手段となる事業について、令和3年度までの4か年で予算額を削減している(※1)にも関わらず、概ね毎年度目標値を達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> </ul> <p>※1 予算額の推移は以下のとおり。 平成30年度:712,268千円(執行額:640,669円)、令和元年度:710,839千円(執行額:638,317千円)、令和2年度:695,492千円(執行額474,930千円)、令和3年度:686,466千円</p> <p>(現状分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1の実績値より、安定的な労使関係が着実に確立している。</li> <li>指標2については、平成29年度から令和2年度までは、令和元年度を除き目標を達成し、440日前後の実績となっていたが、令和3年度は上記のとおり目標未達となった。</li> <li>現在、今期(令和2年から4年までの3カ年)の審査の期間の目標を達成するための改善策として、①調査期日の迅速・効率的な設定、②調査の手続きにおけるウェブ会議等の活用、③労働者委員及び使用者委員を通じた和解による解決の促進等に取り組んでいるところであり、各事件の内容に即した適切な対応を行うことなどにより、より一層効果的な取組を行う必要がある。</li> <li>指標3については、実績値を取り始めた令和2年度に引き続き令和3年度も、労使関係セミナー参加者の満足度は96%と2年連続で高い水準を維持している。</li> <li>また、新型コロナウイルス感染症への対策から、開催方法を参集型から一部をオンライン形式に変更し実施したことで参加者の利便性が向上した。今後もオンライン形式でのセミナー開催など、潜在的に参加意向を持たれる方が参加しやすい環境を整備していく。</li> </ul>

評価結果と 今後の方向性	次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、現行の目標値に追加できるような他の測定可能な目標値はないが、施策目標の達成度合は指標1～指標3を総合的に勘案して判定されるものであることから、引き続き指標1及びその目標値を活用していく。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>指標2については、上記の取組みにより、不当労働行為事件の迅速かつ的確な解決に対して有効かつ効率的な施策の実施に努める。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>指標3について、令和4年度事前分析表からは参考指標とする。</li> </ul>

参考・関連資料等	労使関係総合調査(労働組合実態調査) URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html</a> 行政事業レビュー(安定した労使関係等の形成の促進に必要な経費) URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_xls_saisyu/532.xlsx">https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_xls_saisyu/532.xlsx</a> 行政事業レビュー(国際労働関係事業費) URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_xls_saisyu/533.xlsx">https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_xls_saisyu/533.xlsx</a>
----------	---

担当部局名	労働基準局労働関係 法課 中央労働委員会総務 課	作成責任者名	労働関係法課長 吉 村 紀一郎 総務課長 山本 博之	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-----------------------------------	--------	----------------------------------	----------	--------

# 実績評価書

(厚生労働省3(V-3-1))

<p>施策目標名</p>	<p>高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること(施策目標V-3-1)          基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること          施策大目標3:労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1)高齢者雇用          ・ 高齢者については、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。)に基づき、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入が企業に義務付けられているが、令和3年6月1日時点で、21人以上規模企業の99.7%で、①65歳までの定年引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のうちいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を実施済みである。この65歳までの雇用確保措置(義務)に加え、70歳までの就業機会を確保するため、事業主に対して高齢者就業確保措置(※1)を講じることを努力義務とする改正高齢法が令和3年4月に施行された。          ※1 次の①～⑤をいずれかの措置(高齢者就業機会確保措置)を講ずる努力義務          ①70歳までの定年引き上げ          ②70歳までの継続雇用制度の導入(子会社、関連会社等に加えて、他の事業主によるものを含む)          ③定年廃止          ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入          ⑤70歳まで継続的にa又はbに従事できる制度の導入          a 事業主自らが実施する社会貢献事業          b 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業</p> <p>・ 生涯現役社会の実現に向けた環境を整備するため、65歳以上の定年延長や雇用継続制度の導入、高齢者の雇用管理制度の整備等や高齢者の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対しては、助成金を支給し、企業における高齢者の就労を促進している。また、働く意欲のある高齢者求職者の再就職支援のため、全国の主要なハローワークに「生涯現役支援窓口」を設置し、65歳以上が活躍できる求人の開拓等を推進するとともに、(公財)産業雇用安定センターにおいて高齢者退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「高齢者退職予定者キャリア人材バンク事業」におけるマッチングを実施している。</p> <p>・ 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大のため、地方自治体を中心となって設置された協議会等からの提案により、地域の様々な機関が連携して、高齢者の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」を実施し、高齢者の雇用・就業に向けた地域の取組を支援している。</p> <p>・ シルバー人材センターにおいて、定年退職後等の高齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を通じて地域社会の活性化等を図る。</p> <p>(2)障害者雇用          ・ 障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害のある人の就労意欲が高まっている中で、障害のある人が、希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害のある人と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、障害者雇用対策の一層の充実を図っていくことを目的として、以下のような取組を実施している。</p> <p>1)中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化          優良中小事業主に対する認定制度及び特例給付金制度について、適切かつ円滑に施行されるよう、必要な周知・啓発を行う。また、障害者雇用率が令和3年3月1日に引き上げられることを踏まえ、ハローワークと地域の関係機関が連携し、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫した企業向けチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図る。          また、障害者就業・生活支援センターについて、令和2年度に続き、リモート面談等に必要なポータブル機器やWi-Fi環境の導入等設備面の整備を行うほか、地域の支援機関等に対して蓄積したノウハウの提供等を通じて就業支援の推進を図る。          このほか、技術革新や新型コロナウイルス感染症への対応として、企業においてオンラインでの採用活動の導入やテレワーク実施の機運が高まっていることから、障害者のテレワークによる雇用を推進するための取組を行っている。</p> <p>2)精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化          精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。特に、近年、雇用者数や就労希望者数が大幅に増加している精神障害者については、一般に職場定着に課題を抱えるケースが多く見られること等から、雇入れ支援に加えて、雇用された後の職場での定着支援についても更に充実・強化を図る。</p> <p>3)障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進          ICTを活用したテレワークについては、政府全体で導入の推進を行っているところであるが、障害者においても、多様な働き方の推進や通常の職場での勤務が困難な者等の雇用機会の確保の観点から、障害者の雇用を促進するためにテレワークの推進を図る。</p> <p>4)公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の強化          公務部門における障害者雇用については、全ての国の行政機関が法定雇用率を達成したことを踏まえ、今後は採用された障害者の職場定着支援や支援体制づくりのため、ハローワーク等に配置する職場適応支援者による定着支援を引き続き推進する。</p> <p>(3)若年者雇用          ・ 若年者については、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づき、1)若者の適職選択に資するよう、職場情報の積極的な提供、2)一定の労働関係法令違反の求人者について、ハローワークなどでの新卒求人の不受理、3)若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度(ユースエール認定)により、若者の適職選択と企業が求める人材の円滑な採用の支援等を実施している。</p> <p>・ 新卒者・既卒者(卒業後おおむね3年以内の者)専門の「新卒応援ハローワーク」において、広域的な求人情報の提供や、就職支援セミナー・面接会を実施しており、学生や既卒者の支援を専門に行う相談員である就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制を基本とした個別相談、求人の紹介等就職までの一貫した支援に加え、就職活動開始前の学生等に対する早期の支援を実施することとしている。</p> <p>・ フリーター(35歳未満で正社員就職を希望する求職者)を対象に「わかものハローワーク」等で、就職支援ナビゲーターの担当者制による個別相談支援、正社員就職に向けたセミナーやグループワーク等各種支援、就職後の定着支援を実施している。</p>

<p>(4)外国人雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人については、労働施策総合推進法(昭和41年法律第132号)に基づき、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(以下「外国人雇用管理指針」という。)を策定し、ハローワーク等において、外国人を雇用する事業主に対し、雇用管理の改善に向けた助言・指導等を行っている。</li> <li>平成31年4月1日から新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始されたことに伴い、外国人雇用管理指針の見直しを行い、近年の労働関係法令の改正内容を含め、事業主が遵守すべき事項等を盛り込み、事業主等への周知・啓発を行うとともに、事業所訪問等による雇用管理改善のための助言・援助や雇用維持のための相談・支援等を実施している。</li> <li>ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備を図るとともに、コロナ禍において来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、多言語に対応したハローワークコールセンターを継続して設置している。</li> <li>また、ハローワークの外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーでの外国人留学生等に対する相談支援の実施、定住外国人等に対する相談支援の実施、外国人就労・定着支援研修の実施により、外国人求職者等に対する就職支援を実施している。</li> </ul> <p>(5)その他生活困窮者等の就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワークが自治体と連携して生活保護受給者・生活困窮者等の就労に向けた支援及び就職後の職場定着支援を実施し、就労による自立を促進している。特に新型コロナウイルス感染症の影響等により増加が見込まれる生活困窮者等に対する就労支援を強化する。</li> </ul>
---

<p>施策実現のための背景・課題</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子高齢化が急速に進行する中で、経済社会の活力を維持するため、意欲ある高齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続けることができる社会の実現に向けた取組の推進が求められている。そのため、引き続き65歳までの希望者全員の雇用確保措置の導入に向けた取組を行うとともに、65歳以降の高齢者については、それ以前と比べて体力や健康状態その他の本人を取り巻く状況がより多様なものとなることに配慮しつつ、70歳までの就業機会の確保についても進めていく必要がある。</li> <li>また、法的な義務や努力義務に基づく事業主による雇用・就業機会の確保のほか、高齢者の再就職支援やキャリア形成支援、地域における多様な雇用・就業機会の確保などもあわせて進める必要がある。</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の雇用者数が過去最高を更新している中で、特に職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の増加に対応するため、雇入れ支援に加えて、雇用された後の職場での定着支援についても充実・強化することが求められている。このため、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等を中心とする法定雇用率未達成企業に対して、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで一貫した「企業向けチーム支援」を実施し、企業の障害者雇用における支援を行う必要がある。また、発達障害者、難病患者などについても、新規求職申込件数、就職件数ともに増加しており、引き続き、それぞれの障害特性に応じたきめ細かな支援を行う必要がある。</li> <li>近年、障害者雇用は着実に進展し、同様に「福祉から雇用」への流れも進展している一方、雇用施策と福祉施策の制度が縦割りになっていること等による課題、就労支援ニーズの増大に対応する必要が生じてきた課題、現行制度が抱えている課題といった雇用・福祉施策の双方で整理・解決していくべき課題等も顕在化している。</li> <li>このため、雇用施策と福祉施策の更なる連携強化に向け、障害者のニーズの把握と就労能力や適性の評価の在り方、障害者就労を支える人材の育成・確保、障害者の就労支援体系の在り方等について、具体的な検討の方向性を議論し、この方向性を踏まえ、今後、労働政策審議会障害者雇用分科会において、具体的な議論を進めることとしている。</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年者雇用については、新規卒者等の就職率の改善が進む一方で、就職を希望しながらも未就職のまま卒業する者や、最初の職場を早期に離職し、技能や知識の蓄積が不十分なまま、短期的な就業を繰り返す者も少なくない。また、不本意非正規雇用労働者割合は低下傾向にあるものの、25～34歳層が全年齢平均に比べて高くなっている。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を特に受ける業界における新規卒者等の採用は厳しい状況にあることから、第二の就職氷河期世代を作らないよう、こうした業界への就職を希望する専門学校生を始めとする新規卒者等への重点的な支援が必要である。</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>在留外国人の増加やその多国籍化・多言語化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人労働者の増加に伴い、ハローワーク等における相談体制を整備し、円滑な就職活動が可能となるようきめ細かな支援が必要とされている。</li> </ul>
	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者・障害者等に加え、母子家庭の母、生活保護受給者などの様々な就職が困難な者の雇用機会の確保を図ることが求められる。</li> </ul>

		達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由		
<p>各課題に対応した達成目標</p>	目標1 (課題1)	高年齢者の雇用・就業機会の確保その他高年齢者の活躍を促進するために必要な支援を行うこと	70歳までの就業機会の確保等やハローワークによるマッチング支援その他多様な就業機会を確保する取組等により、意欲のある高齢者が年齢にかかわらず活躍できる生涯現役社会を実現するため。			
	目標2 (課題2)	障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること	特に職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の急増や、新規求職申込件数、就職件数ともに増加している発達障害者、難病患者などについても、引き続き、それぞれの障害特性に応じたきめ細かな支援を行うことが求められるため、①多様な障害特性に応じた就労支援の推進、②障害者及び企業への職場定着支援の強化、③障害者差別禁止及び合理的配慮の提供に係る事業主支援と相談支援の実施等を行う必要があるため。			
	目標3 (課題3)	若年者の雇用の安定・促進を図ること	若年者の雇用の安定・促進を図ることで、若年労働力が減少する中で、次世代を担う若者が安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させ、働き甲斐をもって仕事に取り組んでいくことができるようにするため。			
	目標4 (課題4)	外国人材の安定した就労を図ること	相談体制の多言語化を進めつつ、様々な在留資格を有する外国人について円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定を図ることが必要とされているため。また、我が国で就職を希望する留学生に対し、より一層の就職支援が必要であるため。			
	目標5 (課題5)	就職困難者等の円滑な就職等を図ること	高齢者・障害者に加え、母子家庭の母、生活保護受給者などの様々な就職が困難な者の雇用機会の確保を図る必要があるため。			

		区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>予算の状況(千円)</p>	当初予算(a)	129,540,737	129,546,597	136,550,897	153,535,197	146,920,176
		補正予算(b)	-258,869	0	520,685,363	293,172,132	-
		繰越し等(c)	-15,947	135,514,594	-179,648,108	60,396,230	-
		合計(a+b+c)	129,265,921	265,061,191	477,588,152	507,103,559	-
		執行額(千円、d)	114,682,899	119,201,186	451,279,639	467,779,458	-
	執行率(%、d/(a+b+c))	88.7%	45.0%	94.5%	92.2%	-	

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	①ニッポン一億総活躍プラン ②働き方改革実行計画 ③経済財政運営と改革の基本方針 ④未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革— ⑤経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～ ⑥第198回国会における衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明演説	①平成28年6月2日(閣議決定) ②平成29年3月28日(働き方改革実現会議決定) ③平成29年6月9日(閣議決定) ④平成29年6月9日(閣議決定) ⑤平成30年6月15日(閣議決定) ⑥平成31年3月8日	①希望出生率1.8の実現 ①若者の雇用安定・待遇改善 ②子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化 介護離職ゼロの実現 ⑦高齢者への多様な就業機会の確保 ⑧障害者、難病患者、がん患者等の就労支援 ②5. 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進 7. 女性・若者が活躍しやすい環境整備 9. 高齢者の就業促進 ③第2章1(1)④病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進 ⑦若者が活躍しやすい環境整備、高齢者の就職促進 第3章3(1)⑨生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の見直し ④第2ⅡA3(2)ii)⑤若者や就職氷河期世代の活躍支援 ⑥障害者等の就労促進 iii)②中高年・高齢者の就業・転職促進 ⑤第2章. 力強い経済成長に向けた重点的な取組 1. (2)②高齢者雇用の促進 ③障害者雇用の促進 4. (1)⑤外国人材への支援と在留管理等 (2)従来の外国人材受入れの更なる促進  ⑥ 改正出入国管理法に基づく新たな外国人材の受入れについては、本年4月の施行に向けて、介護・ビルクリーニング分野における受入環境の整備、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生対策の実施、適切な社会保険の適用促進、安心・安全に医療機関を受診できる環境の整備などに取り組み、外国人材がその能力を有効に発揮できる環境を整備してまいります。

達成目標1について		高齢者の雇用・就業機会の確保その他高齢者の活躍を促進するために必要な支援を行うこと								
測定指標	指標1 生涯現役支援窓口での就労支援チームによる就労支援を受けた65歳以上求職者の就職件数 (アウトカム)	指標の選定理由	生涯現役社会の実現に向けては、特に65歳以上の雇用・就業機会の確保が重要である。そのため、高齢者の就労支援を実施している「生涯現役支援窓口」での就労支援チームによる支援対象者のうち65歳以上の高齢者求職者の就職件数を測定指標とした。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値については、過去の実績を踏まえて設定した。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		-	9,275件	19,342件	25,741件	32,577件	38,497件	38,497件	○	○
		13,074件	24,548件	31,517件	36,091件	42,772件				
	指標2 シルバー人材センター会員の就業数 (アウトプット)	指標の選定理由	シルバー人材センター会員の就業数は、シルバー人材センターの会員がどれだけ就業機会を提供されたかを計る指標として、もっとも適切な指標である。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値については、過去の実績を踏まえて設定した。 (参考)平成27年度:69,847,066人日、平成28年度:70,540,968人日							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
-		71,000,000人日以上	71,000,000人日以上	70,000,000人日以上	70,000,000人日以上	66,000,000人日以上	66,000,000人日以上		△	
	70,447,859人日	69,770,994人日	68,489,650人日	63,410,842人日	63,456,987人日					
指標3 65歳～69歳の就業率 (アウトカム)	指標の選定理由	人生100年時代を迎え、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である。その際、65歳から70歳までの就業機会の確保については、65歳までと異なりそれぞれの高齢者の特性に応じた活躍のため、多様な選択肢を整備することで、70歳までの就業機会を確保することを目指しているため、指標として設定した。								
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度の目標値は、成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)における目標値(令和7年に51.6%)を踏まえ、令和2年実績値から年数で按分した値を目安値として設定した。 (参考)毎年の実績値は総務省「労働力調査」-「基本集計 全都道府県」-「長期時系列データ」-「年齢階級(5歳階級)別就業者数及び就業率」に記載されている就業率(65～69歳)の結果から引用。								
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
	平成30年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度			
	46.6%	-	-	-	-	50%	51.6%		○	
	44.3%	46.6%	48.4%	49.6%	50.3%					

測定指標	<p>指標4</p> <p>高年齢労働者処遇改善促進助成金を活用し、賃金規定等改定計画に基づき処遇改善された事業所に雇用される60歳から64歳までの高年齢労働者数</p> <p>(アウトカム)</p>	指標の選定理由	雇用形態にかかわらず公正な待遇を確保する観点から60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善に向けて取り組む事業主を支援することとしており、当該助成金を活用した事業主に雇用される60歳から64歳までの高年齢労働者のうち、実際に処遇改善につながった労働者数を測定することで、高年齢者雇用確保措置による雇用の確保だけでなく、高年齢労働者の処遇改善の度合いを把握できるため、指標として設定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標値は、令和6年度末までの4年間に現在の高年齢雇用継続給付を受給している者(約57万人)の3分の1の処遇改善を行うことを念頭に、初年度は各事業主における準備等もあつたことを踏まえて設定した。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	x	
		-	-	-	-	-	29,000人	29,000人		
-	-	-	-	-	0人					

達成目標2について		障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること								
測定指標	<p>指標5</p> <p>公共職業安定所における就職件数(障害者)</p> <p>(アウトカム)</p>	指標の選定理由	障害者の雇用の促進を図るためには、ハローワークが中心となり、障害者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施することが重要であることから、ハローワークの就職件数を測定指標として設定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度の目標値については、実績を踏まえて設定。(参考:就職率)令和元年度:46.2%、令和2年度:42.4%、令和3年度:42.9%							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成29年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	○
		97,814件	前年度実績(93,229件)以上	前年度実績(97,814件)以上	前年度実績(102,318件)以上	前年度実績(103,163件)以上	前年度実績(89,840件)以上	89,840件		
		97,814件	102,318件	103,163件	89,840件	96,180件				
	<p>指標6</p> <p>障害者の雇用率達成企業割合</p> <p>(アウトカム)</p>	指標の選定理由	民間企業における障害者雇用は着実に進展しているものの、依然として過半数の企業が雇用率未達成の状況である。今後、更なる障害者の雇用の安定・促進を図るためには、引き続き、企業に対する雇用率達成指導に努める必要があることから、雇用率制度の達成企業割合を測定指標として設定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	雇用率達成企業の割合は、従来、過去10年(制度改正のあった2011年、2013年及び2018年を除く)の平均伸び率以上の水準を目標として設定していたが、令和3年度目標については、令和2年度中に引上げが予定されている法定雇用率0.1%の引上げの影響を考慮して設定した。(参考)平成28年度:48.8%							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成30年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	△
45.9%		46.5%以上	前年度実績と比較して1.5%pt以上上昇(平成30年6月1日現在)	前年度実績と比較して1.4%pt以上上昇(令和元年6月1日現在)	46.7%以上(法定雇用率0.1%引上げの影響を踏まえ設定)(令和2年6月1日現在)	47.4%以上(法定雇用率0.1%引上げの影響を踏まえ設定)(令和3年6月1日現在)	47.4%			
	50.0%	45.9%	48.0%	48.6%	47.0%					
<p>指標7</p> <p>精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階(※)へ移行した者の割合</p> <p>(アウトカム)</p> <p>※ 就職(トライアル雇用含む)、職業紹介、職業訓練・職場適応訓練へのあつせん</p>	指標の選定理由	障害への受容や認知が不十分であるなど、就職にあたって困難性を有する者を支援することは、障害者の雇用の安定・促進を図る上で重要であることから、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職実現に向けた次の段階へ移行した者の割合を測定指標として設定した。								
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度の目標は、直近3ヶ年平均を踏まえた数値として設定した。※就職を重視した支援を明確にするため、職業紹介を行った時点で次の段階へ移行したものとするなど、令和2年度より目標値の設定の仕方を変更。(参考:変更後の実績)平成29年度:69.0%、平成30年度:70.4%、令和元年度:73.3% 実績値は、支援終了者に占める次の段階への移行者数より算出。それぞれの実数は以下のとおり。 令和元年度:10,124/13,179=76.8% 令和2年度:8,327/11,138=74.8% 令和3年度:9,354/11,887=78.7%								
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
	平成29年度~令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	○	
	70.9%	70%以上	73.4%以上	74.3%以上	70.9%以上	72.8%以上	72.8%以上			
	73.9%	74.5%	76.8%	74.8%	78.7%					

測定指標	<p>指標8</p> <p>精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職に向けた次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合</p> <p>(アウトカム)</p>	指標の選定理由	障害への受容や認知が不十分であるなど、就職にあたって困難性を有する者を支援し、就職に結びつけていくことは、障害者の雇用の安定・促進を図る上で重要であることから、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了し、就職実現に向けた次の段階へ移行した者のうち、就職した者の割合を測定指標として設定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	就職を重視した支援を明確にするため、職業紹介を行った時点で次の段階へ移行したものとすなど、令和2年度より目標値の設定の仕方を変更。 (参考:変更後の実績)平成29年度;82.2%、平成30年度;85.1%、令和元年度85.7%							
		実績値は、次の段階への移行者に占める就職者数より算出。 それぞれの実数は以下のとおり。	<p>令和元年度:7,206/10,124=71.2%</p> <p>令和2年度:6,739/8,327=80.9%</p> <p>令和3年度:7,907/9,354=84.5%</p>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成29年度～令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
84.3%	60%以上	61.2%以上	65.1%以上	84.3%以上	84.3%以上	84.3%以上		○		
	64.7%	69.5%	71.2%	80.9%	84.5%					

達成目標3について		若年者の雇用の安定・促進を図ること								
測定指標	<p>指標9</p> <p>新卒応援ハローワークにおける利用者数</p> <p>(アウトプット)</p>	指標の選定理由	新卒者の就職支援については、これを専門に担う「新卒応援ハローワーク」の利用を進めていくことが重要であるため、「新卒応援ハローワークにおける利用者数」を指標として選定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標設定については、利用者数の推移等を勘案し、算出する。 (参考)平成27年度実績:58.5万人、平成28年度実績:51.3万人							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		-	480,000人	430,000人	390,000人	356,000人	360,000人	360,000人		△
		449,415人	399,420人	363,176人	324,420人	351,441人				
	<p>指標10</p> <p>就職支援ナビゲーター(旧:学卒ジョブサポーター)の支援による正社員就職者数</p> <p>(アウトカム)</p>	指標の選定理由	若年者の雇用の安定を図るという観点から、新卒者等の正社員就職が重要であると考えため、全国のハローワークの「就職支援ナビゲーター(旧:学卒ジョブサポーター)の支援(※)による正社員就職者数」を指標として選定した。 ※ 新卒者等の個々の状況に応じた就職活動の相談の進め方やエントリーシートの作成相談などのきめ細かな就職支援・求人開拓等を実施							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標設定については、支援対象者の推移等を勘案し、算出する。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
-		191,000人	169,000人	182,000人	178,000人	172,000人	172,000人	○	△	
	197,227人	187,845人	183,704人	158,615人	163,165人					
<p>指標11</p> <p>わかものハローワーク等の新規登録者数</p> <p>(アウトプット)</p>	指標の選定理由	フリーター(35歳未満で正社員就職を希望する求職者)の就職支援については、これを専門に担うわかものハローワーク、支援コーナー及び支援窓口の利用を進めていくことが重要であるため、「わかものハローワーク等の新規登録者数」を指標として選定した。								
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	目標設定については、令和2年度の利用者数等を勘案し、算出する。 (参考)平成27年度実績:-、平成28年度実績:-								
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
	-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度			
	-	-	-	-	130,000人	130,000人	130,000人		◎	
	-	-	-	179,114人	180,608人					

測定指標	指標12 わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーターのうち、正社員として就職した者の割合 (アウトカム)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>フリーター支援事業について、より適切に効果を測定できるアウトカム目標を設定するため、わかものハローワーク、支援コーナー及び支援窓口を利用して就職したフリーターのうち、正社員として就職した者の割合を令和2年度から指標として設定した。</li> <li>年度ごとの実績値=(わかものハローワーク、支援コーナー及び支援窓口を利用して正社員就職したフリーターの数)/(わかものハローワーク、支援コーナー及び支援窓口を利用して就職したフリーターの数)</li> </ul> <p>平成29年度 66,192/98,437 平成30年度 66,024/100,531 令和元年度 57,374/88,771 令和2年度 41,842/67,928 ※令和2年度より、対象年齢を概ね45歳未満から概ね35歳未満に変更 令和3年度 46,992/74,057 (参考)平成27年度実績:-、平成28年度実績:-</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		-	-	-	-	66%	64%	64%	○	△
			67%	66%	65%	61.6%	63.5%			

達成目標4について		外国人材の安定した就労を図ること								
測定指標	指標13 外国人雇用サービスコーナー等の職業相談件数 (アウトプット)	指標の選定理由	外国人労働者が増加する中で、外国人雇用サービスコーナー等において、担当者制等によるきめ細かな相談・支援を実施することは、外国人求職者の円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定に資するものであることから、測定指標として選定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度の目標値については、過去の実績を踏まえて設定している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		-	195,000件	195,000件	185,000件	185,000件	270,000件	270,000件	○	
		178,019件	178,762件	226,470件	400,384件	286,313件				
	指標14 外国人就労・定着支援事業受講者数 (アウトプット)	指標の選定理由	日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上を目的とした研修を実施することは、外国人労働者の就労や職場定着につながり、就業促進・就労安定に資するものであることから、測定指標として選定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度の目標値については、過去の実績を踏まえて設定している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		-	4,250人	4,250人	9,000人	9,500人	6,000人	6,000人	×	
		4,221人	4,311人	5,527人	3,327人	3,019人				
	指標15 外国人雇用サービスコーナー等を利用した外国人求職者の就職件数 (アウトカム)	指標の選定理由	<p>今後外国人労働者が増加していくことが見込まれる中で、受け入れる外国人材が安定した就労を確保できるよう、外国人求職者のニーズを的確に把握し、職業相談・紹介を実施する必要がある。</p> <p>ハローワークにおいては、高度外国人材を対象とした外国人雇用サービスセンター、日本で就職を希望する留学生を対象とした留学生コーナー、日系人等の身分に基づく在留資格の外国人を対象とした外国人雇用サービスコーナーを設置しており、これらの外国人コーナー等を利用して就職した外国人求職者の数を指標として選定した。</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度の目標値については、過去の実績を踏まえて設定している。							
基準値		年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
-		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度			
-		-	-	14,595人	15,300人	14,900人	14,900人	○	△	
	14,629人	14,460人	15,335人	14,856人	12,355人					
指標16 外国人雇用サービスコーナー等を利用した外国人求職者の就職率 (アウトカム)	指標の選定理由	外国人労働者が増加する状況にあつては、就職件数も増加する方向に働くが、外国人労働者とその雇用を希望する企業のマッチング状況を把握するため、測定指標として選定した。								
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度の目標値については、過去の実績を踏まえて設定している。								
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
	-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度			
	-	21.0%	21.0%	21.0%	21.0%	18.0%	18.0%		△	
	21.9%	21.0%	19.2%	14.5%	15.7%					



達成目標5について		就職困難者等の円滑な就職等を図ること								
測定指標	指標17 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース) の支給対象者の 事業主都合離職者割合  (アウトカム)	指標の選定理由	本助成金は、高齢者、障害者等の就職困難者が、継続して雇用する労働者として雇い入れられることを促進することを目的としていることから、支給対象者について、雇入れ後に継続雇用が図られているか否かを評価するため。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	支給対象者の事業主都合離職割合が支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目標とした。 (参考)平成27年度:支給対象者1.0%<一般2.6%、平成28年度:支給対象者0.9%<一般2.3%)							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		-	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	○	◎
			支給対象者0.9%<一般2.0%	支給対象者1.0%<一般1.8%	支給対象者1.2%<一般1.8%	支給対象者1.0%<一般1.7%	支給対象者1.1%<一般1.9%			
	指標18 生活保護受給者等就労自立 促進事業による相談件数  (アウトプット)	指標の選定理由	生活保護受給者数が高止まりにあることに加え、住居確保給付金受給者等が増加傾向である中、生活保護受給者や生活困窮者等の自立支援を担当する地方公共団体とハローワークが一体となって支援することは、生活保護受給者・生活困窮者の円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定・促進に資するものであることから、本事業による相談件数を測定指標として選定した。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度の目標値については、令和2年度実績を含めた過去3か年度の実績を踏まえて設定した。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		-	605,000	612,000	599,830	572,242	577,500	577,500		○
			623,014	618,111	594,269	592,355	606,414			
指標19 生活保護受給者等就労自立 促進事業による 支援対象者の就職率  (アウトカム)	指標の選定理由	生活保護受給者数が高止まりにあることに加え、住居確保給付金受給者等が増加傾向である中、生活保護受給者や生活困窮者等の自立支援を担当する地方公共団体とハローワークが一体となって支援することは、生活保護受給者・生活困窮者の円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定・促進に資するものであることから、本事業による就職率を測定指標として選定した。  (参考)令和3年度実績値66.1%は、分母:支援対象者数(103,005人)、分子:就職者数(68,039人)から算出したもの。								
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度の目標値については、令和2年度実績を含めた過去3か年度の実績を踏まえ、設定した。								
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
	-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度			
	-	65%	67%	67%	66.4%	63.7%	63.7%	○	○	
		67%	67%	65.4%	59%	66.1%				

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

学識経験を有する者の 知見の活用	第12回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(令和4年8月31日開催)で議論いただいたところ、以下の11点について意見等があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。
	<p>【達成目標1の指標2について】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響で就業者数が減少したとのことだが、コロナ禍以前から既に目標未達の状況である。シルバー人材センター以外の高齢者の就業の選択肢が広がっている中で、就業者数によって施策効果を測ることが妥当なのか疑問である。</p> <p>② シルバー人材センターは制度として定着している段階であるため、就業者の属性分析等により質的改善を目指す段階ではないか。70歳までの就業機会を確保するための措置についての努力義務が導入された段階で、どのような質的な目標を設けるか検討すべきである。</p> <p>⇒ 高齢法第38条第1項において、シルバー人材センターは高齢退職者のために就業の機会を確保し、提供することが規定されている。このため、シルバー人材センターが果たすべき役割を評価するための指標としては、「就業延人員数」が適当であると考えていることから、目標は妥当と考えている。一方、70歳までの就業機会確保措置の努力義務が課されるなど、高齢者の就業先が従来よりも多様化している現状を踏まえ、より現状に適した目標設定とすることについて検討する。</p>
	<p>【達成目標1の指標3について】</p> <p>③ 指標3に記載している「65歳～69歳の就業率」の算定には、シルバー人材センターの会員が就業したケースも含まれるのか。</p> <p>⇒ 当該指標における就業率は総務省実施の労働力調査から引用しており、15歳以上の人口に占める「就業者」の割合で計算され、本調査における「就業者」の定義は調査期間中に収入を伴う仕事を1時間以上した者等である。このため、シルバー人材センターの会員が調査期間中に1時間以上就業していれば「就業者」に該当するため、就業率の算定に含まれることになる。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	<p>【達成目標1の指標4について】</p> <p>④ 高年齢労働者処遇改善促進助成金に関する指標4の令和3年度実績値が0人となった要因として、新型コロナウイルス感染症の影響以外に何か要因はあるのか。要因を明らかにしておかないと、今後に向けた改善ができないのではないか。</p> <p>⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響以外では、令和3年度は事業初年度であり、周知・広報が効果的に実施できなかった。また、事業主が高年齢雇用継続給付の受給総額を減らすためにどのような取組をすればよいか、どの程度賃上げした場合に高年齢雇用継続給付の受給総額が減少するのか等について、分かりにくい制度となっていたことも要因として考えられる。そのため、事業主が取り組みやすい仕組みとなるよう、制度設計の在り方も含めて検討を行っているところ。</p>
	<p>【達成目標2の指標5について】</p> <p>⑤ コロナ禍での実態を明らかにするため、新規求職申込件数の増減状況も踏まえ、就職率等を参考指標として記載してはどうか。</p> <p>⇒ 指摘を踏まえ、「目標値(水準・目標年度)の設定の根拠」欄に就職率を記載した。</p>
	<p>【達成目標2の指標7及び指標8について】</p> <p>⑥ 精神障がい者は2018年に雇用義務対象となったが、実績評価書に記載の通り、就職件数が増加する一方、障害特性から職場定着に課題が残る。精神障がい者の就労促進・職場定着を進める観点から、短時間労働者への特例措置も実施されていることから、精神障がい者の職場定着率などを新たに指標として設けてはどうか。</p> <p>⇒ 精神障害者の職場定着については、職場環境や人間関係その他疾病、投薬管理など様々な要因が影響しうると考えられることから、政策評価の指標として設定することについては慎重な検討が必要であると考えている。</p>
	<p>⑦ 指標7及び指標8における支援を受け、次の段階に移行した者の実数を示すことで、相談支援の状況が明確になるため、記載をお願いしたい。</p> <p>⇒ 指摘を踏まえて、指標7及び指標8の実績値の算出式及び各年度の分母・分子の実数を指標7及び指標8の目標値の設定根拠欄に追記した。</p>
	<p>【達成目標3について】</p> <p>⑧ 施策目標に「就職氷河期世代」という文言が明記されているにもかかわらず、本評価書には就職氷河期世代に対する記述がない。今後、就職氷河期世代についても記載することのだが、既に政府として就職氷河期世代への支援に取り組んできて、3年間で正規雇用を30万人という目標を掲げていたが未達成となった。そのため、参考指標でもよいので、本評価書に何らかし記載をすべきである。</p> <p>⇒ 指摘を踏まえ、施策目標において「就職氷河期世代」を明記する予定であることから、令和3年度の実績を記載した本実績評価書においても、現状分析欄(達成目標3部分)に、就職氷河期世代に対する支援についての記載を追記した。なお、令和4年度以降、具体的には、新たに「ハローワークの専門窓口における正社員就職率」と「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の支給対象者の事業主都合離職者割合」といった指標を設定予定である。</p>
	<p>【達成目標4の主要な指標について】</p> <p>⑨ 指標15の就職件数だけでなく、指標16の就職率も主要な指標とするべきではないか。</p> <p>⇒ 指摘を踏まえ、就職率についても達成目標4の主要な指標とすることとした。</p>

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】
	総合判定	(判定結果) B【達成に向けて進展あり】 (判定理由)
		<p>【達成目標1:高年齢者雇用関係】 指標1～指標4 (主要な指標は、指標1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1及び指標3は目標値を上回っているため、「○」(達成)と判断。</li> <li>指標2は目標値には及ばなかったが、目標値に対する達成度合い(実績値/目標値×100)は96.1%であり、「△」(概ね達成)と判断。</li> <li>指標4は目標値に対する達成度合いが0%(&lt;80%)であるため、「×」(未達成)と判断。</li> </ul>
		<p>【達成目標2:障害者雇用関係】 指標5～指標8 (主要な指標は、指標5～指標7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標5、指標7及び指標8は目標値を上回っているため、「○」(達成)と判断。</li> <li>指標6は目標値には及ばなかったが、目標値に対する達成度合い(実績値/目標値×100)は99.2%であり、「△」(概ね達成)と判断。</li> </ul>

	総合判定	<p><b>【達成目標4:外国人雇用関係】 指標13～指標16（主要な指標は、指標15）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標13は、目標値を上回っているため、「○」(達成)と判断。</li> <li>指標14は、目標値に対する達成度合い(実績値/目標値×100)が50.3%(&lt;80%)であるため、「×」(未達成)と判断。</li> <li>指標15及び指標16は、いずれも目標値には及ばなかったが、目標値に対する達成度合い(実績値/目標値×100)はそれぞれ80%以上100%未満(指標15は82.9%、指標16は87.2%)であり、いずれも「△」(概ね達成)と判断。</li> </ul> <hr/> <p><b>【達成目標5:その他生活困窮者等の就労支援関係】 指標17～指標19（主要な指標は、指標17及び指標19）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標17は、目標値に対する達成度合い(実績値/目標値×100)が120%以上であり、「◎」(目標を大幅に上回る)と判断。</li> <li>指標18及び指標19は、目標値を上回っているため、「○」(達成)と判断。</li> </ul> <hr/> <p><b>【総括】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主要な指標(指標1、指標5～指標7、指標10、指標12、指標15)以外の一部の測定指標(指標4)の達成状況が「×」となったが、主要な指標(7指標)の半数以上が「◎」又は「○」となっている。</li> <li>そのため、判定結果は③【相当程度進展あり】に区分されるものとしてB【達成に向けて進展あり】とした。</li> </ul>
評価結果と今後の方向性	<p>(有効性の評価)</p> <p><b>【達成目標1:高齢者雇用関係】</b></p> <p><b>〔1. ハローワークにおける就職相談や改正高齢法施行による、高齢労働者の雇用支援〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の皆様の希望や就労に関するニーズに丁寧に応えられるよう、全国300カ所のハローワークに「生涯現役支援窓口」を設け、再就職などを支援している。同窓口では、求職者本人の生活状況に応じて、チームによる就労支援を行っている。</li> <li>これに関する指標である、指標1は、平成29年度～令和3年度の間、毎年度目標値を達成している。また、令和3年の雇用情勢は、65歳以上の完全失業率が、新型コロナウイルス感染症の影響により1.8%(全年齢:2.8%、60～64歳:3.1%)に上昇するなど、厳しい雇用情勢にあった中で、令和3年度も目標値を達成できており、チームによる就労支援が有効に機能していると評価できる。</li> <li>また、70歳までの高齢者就業確保措置を講ずることを事業主の努力義務とする、改正高齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されているが、これに関する指標である、指標3は、目標値を達成しており、当該措置の導入に向けた取組等が有効に機能していると評価できる。</li> </ul> <hr/> <p><b>〔2. 高齢労働者の処遇改善〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢労働者も含め、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保が求められていることから、これに関する指標として指標4を設定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢労働者の賃金の増額改定に取り組む事業主が少なかったこと等により、目標値を達成することができなかった。</li> </ul> <hr/> <p><b>〔3. 高齢者の就業機会の拡大や活躍促進〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シルバー人材センターでは、会員の高齢者に働く機会を提供することを通じて、会員の生きがいの充実や生活の安定、また、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目的としており、高齢者の多様な就業ニーズに応える役割もある。これに関する指標である、指標2の令和3年度実績値は、目標値をやや下回った。</li> <li>これは、新型コロナウイルス感染症等の影響により、高齢者が就業を控えたこと等が要因として考えられる。</li> </ul>	
	<p>施策の分析 (有効性の評価)</p>	<p><b>【達成目標2:障害者雇用関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就職支援ナビゲーターによる障害特性に応じた専門的な支援、就職支援コーディネーターによる、関係機関と連携して就職から職場定着まで一貫した支援(障害者向けチーム支援)を行っている。これに関連する指標である、指標5については、目標値を達成しており、ハローワークにおける障害者の就職支援の取組は有効に機能している。</li> <li>民間企業における障害者の雇用状況を把握するための指標が指標6であるが、令和3年度は目標達成率は99.2%であるものの、令和元年度及び令和2年度の水準を下回る結果となった。</li> <li>この要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業からの感染防止を理由としたハローワークによる訪問申出の拒否やテレワーク勤務による企業担当者の不在等により、事業所訪問等が十分に出来なかったことから、機会を捉えた有効な雇用指導が十分行えなかったことが考えられる。</li> <li>特に近年就職件数が増加しているが、職場定着支援に課題の多い精神障害者については、ハローワークに「精神障害者雇用トータルサポーター」を配置し、精神障害者に対するカウンセリングから就職後のフォローアップまでの幅広い支援や、精神障害者の雇用促進・職場定着を図るための事業主支援を行っている。これに関する指標である、指標7及び指標8については、令和3年度実績値は目標値を上回った。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響下においても、就職を意識した相談に注力するとともに、実施が困難となった事業所訪問等に代わり電話等を用いての個別求人開拓を行ったこと等が有効に機能している。</li> </ul>
	<p>施策の分析 (有効性の評価)</p>	<p><b>【達成目標3:若年者雇用関係】</b></p> <p><b>〔1. 新卒者等に対する就職支援〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワークに配置された就職支援ナビゲーターや新卒応援ハローワークが、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を行っており、未内定の学生等の正社員就職等を促進している。これに関する指標である、指標9及び指標10については、令和3年度目標値を若干下回った。</li> <li>新卒応援ハローワークの利用者数(指標9)の目標値を若干下回った要因としては、コロナ禍の影響により新卒応援ハローワークへの来所者数が伸び悩んだことが考えられる。一方で、新卒応援ハローワークの正社員就職者数は83,402人で、前年度(79,891人)と比較すると3,511人(4.4%)増加している。</li> <li>就職支援ナビゲーターによる未内定者等に対する就職支援のアウトカムとして正社員就職件数が目標値を若干下回った要因としては、上記のように新卒応援ハローワーク等への来所者数がコロナ禍前の水準に至っていないほか、一部の業種(観光等)における求人にも厳しさが残っていたこと等が要因と考えられる。</li> </ul>

<b>評価結果と 今後の方向性</b>	<b>施策の分析 (有効性の評価)</b>	<p><b>〔2. フリーターに対する就職支援〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不安定な就労を繰り返すフリーターのうち正社員での就職を希望する者に対し、就職ナビゲーターを各都道府県の若者の多いハローワーク等に配置するとともに、より若者の集約を図るため全国28ヶ所に「わかものハローワーク」を設置し、個別的な就職支援等を実施している。</li> <li>これに関する指標である、指標11及び指標12については、わかものハローワーク等の新規登録者数は目標値を大幅に上回る実績値となった一方で、わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーターのうち正社員として就職した者の割合は令和3年目標値を若干下回った。</li> <li>主な要因は、コロナ禍の影響により一部の事業所の採用活動の中止・遅延が生じたケースがあった。また、こうした状況を背景に求職者がわかものハローワーク等での支援期間中に求職活動を控えるといったケースも見られた。</li> <li>特にコミュニケーション等に課題が見られる支援対象者において、就職に至るまで長期間を要し、結果、途中で正社員就職を諦めて非正規雇用として就職した者があったこと等が要因と考えられる。</li> </ul>
	<b>施策の分析 (有効性の評価)</b>	<p><b>【達成目標4:外国人雇用関係】</b></p> <p><b>〔1. ハローワークでの相談・就労支援(アウトプット)〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人雇用サービスコーナー等での多言語相談支援体制を整備するとともに、外国人労働者の就労・定着支援事業を実施している。これに関する指標が、指標13～指標16であり、うち指標13・指標14はアウトプットに関するもの、うち指標15・指標16はアウトカムに関するものとなっている。</li> <li>ハローワークの新規求職者(在職中を除く。)における外国人の非自発的な離職者(事業主都合)の割合は、総じて一般(外国人を除く。)の新規求職者における非自発的な離職者割合より高く、外国人雇用はコロナ禍による景気の変動等に影響を受けやすい状況にある。</li> <li>また、外国人求職者の中には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が減少した等により、離職はしていないものの、転職を希望し、外国人雇用サービスコーナー等を利用する者が増えている。</li> <li>こうした背景から、外国人雇用サービスコーナー等の職業相談件数(指標13)は令和2年度実績値ほどの水準ではないものの、目標値を上回る状況となり、外国人求職者の相談の拠点として、外国人雇用サービスコーナー等は十分に活用されていると考える。</li> <li>一方で、外国人就労・定着支援事業の受講者数(指標14)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画していた集合型研修コースの中止等が重なり目標を下回ったものの、受講者アンケートによると、受講者の95%以上が満足しているとの回答を得ており、安定した就労を希望する外国人求職者のニーズを踏まえた必要な事業となっている。</li> </ul> <hr/> <p><b>〔2. ハローワークでの相談・就労支援(アウトカム)〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人雇用サービスコーナー等を利用した外国人求職者の就職件数(指標15)及び就職率(指標16)は、先述した外国人雇用の情勢等の影響を背景として、訪日外国人観光客の入国規制による外国人観光客向けの就職先の減少等により、令和3年度は目標値にやや届かない実績となった。</li> </ul>
	<b>施策の分析 (有効性の評価)</b>	<p><b>【達成目標5:その他生活困窮者等(※1)の就労支援関係】</b>  <b>※1 母子家庭の母、生活保護受給者等の就職が困難な者</b></p> <p><b>〔1. 特定求職者雇用開発助成金により就職困難者等の雇入れを行う企業への支援〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)は、高齢者(60歳以上65歳未満)、障害者等の就職困難者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金相当額の一部を助成することで、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的とし、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者等の紹介により雇い入れた事業主に対して、助成金を支給する。</li> <li>これに関する指標である指標17については、目標を上回る実績を上げており、本助成金の本コースにより就職困難者の雇用機会の増大が図られていると評価できる。</li> </ul> <hr/> <p><b>〔2. ハローワークにおける生活保護受給者等の就労支援〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者や生活困窮者等の就労による自立を促進するため、地方自治体(福祉事務所等)へのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談を実施することにより、チーム支援及び担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど、両機関が一体となった就労支援を推進している。</li> <li>これに関する指標である指標18及び指標19については、いずれも令和3年度目標値を達成するとともに、コロナ禍前の水準と比較しても同程度まで回復していることから、生活保護受給者等に対する地方公共団体とハローワークが一体となった就職支援等が有効に機能していると評価できる。</li> </ul>
	<b>施策の分析 (効率性の評価)</b>	<p><b>(効率性の評価)</b></p> <p><b>【達成目標1:高齢者雇用関係】</b></p> <p><b>〔1. ハローワークにおける就職相談や改正高齢法施行による、高齢労働者の雇用支援〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、設置箇所が全国で300箇所となった令和2年度と比較して、65歳以上求職者の就職件数の単位あたりコストが67,164円から62,190円に低下したことから効率的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>指標3については、多様化する高齢期の雇用・就業ニーズを踏まえた取組が求められる中、実績が順調に上昇していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> </ul> <hr/> <p><b>〔2. 高齢労働者の処遇改善〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標4については、高齢者労働者処遇改善促進助成金の令和3年度の実績値が0人となったため、今後の高齢雇用継続給付の受給者数の推移等も踏まえて、必要経費を見直し、当該助成金の令和4年度は予算額を減額した。(参考)令和3年度予算額:3,219,383千円 ⇒ 令和4年度予算額:2,258,980千円</li> </ul> <hr/> <p><b>〔3. 高齢者の就業機会の拡大や活躍促進〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シルバー人材センターの会員数が減少傾向にあることや新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標は達成できなかったものの、令和2年度から令和3年度にかけて予算額が減少しているにもかかわらず事業者数の実績は微増となっており、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> </ul>

<b>評価結果と 今後の方向性</b>	<b>施策の分析 (効率性の評価)</b>	<b>【達成目標2:障害者雇用関係】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標5については、人員体制が変わらないにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、実績が対前年度増となっていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>指標6については、令和3年3月に法定雇用率を2.3%に引き上げたことや新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、従前から法定雇用率未達成企業、障害者雇用ゼロ企業が増加したにもかかわらず、令和2年度と同様の体制で目標値を概ね達成していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>指標7・8については、より効率的かつ効果的な支援を志向し、令和2年度より、就職準備段階から就職まで一貫した支援が行えるように、精神障害者雇用トータルサポーターが職業紹介も実施できるよう取扱を変更した。また、令和3年度には、精神障害者の就労支援にあたって、ハローワークと医療機関との連携体制が一定程度構築されたことから、就職支援コーディネーター(医療機関連携支援分)を廃止し、求職者支援を行う精神障害者雇用トータルサポーターの配置人数を削減した(令和2年度237人→令和3年度229人)。</li> </ul>
	<b>施策の分析 (効率性の評価)</b>	<b>【達成目標3:若年者雇用関係】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標9と指標10については、令和元年度秋の年次公開検証の指摘を踏まえ、令和2年度当初予算において、フリーター等支援事業の就職支援ナビゲーターについて、学卒ジョブサポーターと統合した上で員数を削減している。令和2年度補正予算により、新型コロナウイルス感染症対策として就職支援ナビゲーターの増員等を行ったことなどにより、単位あたりコストは増加しているが、令和4年度には員数の削減や支援対象の重点化などにより支援体制を見直していることから、効率的に事業が実施されていると評価できる。</li> <li>指標11と指標12については、令和元年度秋の年次公開検証の指摘を踏まえて、わかものハローワークの体制縮小や就職支援ナビゲーターの削減等を行ってきたところであり、概ね効率的に事業が実施されていると評価できる。なお、本事業は令和4年度行政事業レビュー(公開プロセス)でも、実績に応じた体制縮小等について指摘があったことから、今後、一層の効率化について検討を進めることとしている。</li> </ul>
	<b>施策の分析 (効率性の評価)</b>	<b>【達成目標4:外国人雇用関係】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標13の外国人雇用サービスコーナー等の職業相談件数(アウトプット)については、専門相談員の増員や映像通訳の試行的な実施等、多言語に対応した就職相談体制の見直しを適切に実施したことにより、コロナ前の水準と比べて相談件数が増加していることから、効率的な取組が行われているものと評価できる。また、令和3年度予算に対する執行率は概ね例年同様であり、相談1件あたりの経費(執行額/職業相談件数)も妥当なものとなっている。</li> </ul> <p>(参考)相談1件あたりの経費(平成29年度～令和3年度)  平成29年度:5,573円 平成30年度:5,432円 令和元年度:5,933円 令和2年度:2,174円 令和3年度:3,090円</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標14の外国人就労・定着支援事業に係る受講者数(アウトプット)については、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた集合型研修の延期や中止等が重なり、当研修への申込者数が減少したため目標の受講者数を下回っている。</li> <li>そうした状況を踏まえ、当初集合型研修として予定していた一部のコースをオンライン研修に切り替える等の対応を行った結果、目標は達成できなかったものの、昨年度に比べてオンライン研修受講修了者数が約3倍増加したことにより、集合型研修を受講できなかった者に対する受講機会確保のための下支えとして一定の効果があったものと評価できる。</li> <li>令和4年度においては、目標とする受講者の獲得に向けて、オンライン研修の積極的な活用に加え、受講者ニーズの把握や掘り起こし、実施地域の見直しに取り組む等、一層の効率化を図っている。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標15及び16については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、訪日外国人観光客の入国規制による外国人観光客向けの就職先の減少等により、例年よりも就職件数が減少したため、就職率も目標を下回っているものの、令和3年度予算に対する執行率は概ね例年同様であり、主として就職支援を担当する相談員1人あたりの就職件数(就職件数/相談員数)も妥当なものとなっている。</li> </ul> <p>(参考)相談員1人あたりの就職件数(平成29年度～令和3年度)  平成29年度:78.7件 平成30年度:82.2件 令和元年度:105.8件 令和2年度:99.0件 令和3年度:82.4件</p>
	<b>施策の分析 (効率性の評価)</b>	<b>【達成目標5:その他生活困窮者等の就労支援関係】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標17については、雇用対策も実施している労働局において、職業紹介を伴う助成金の支給も行っていることから、例えば、事業主に対して、個別に雇入れ等の助言を行いつつ、実際の求職者を念頭に置いた助成金の案内及び職業紹介を行うことができるものである。  真に課題を抱えた事業主に対して、助言、助成金の案内及び職業紹介を一体的に行うことは、助成金の周知の費用対効果を高めるとともに、雇用対策、助成金及び職業紹介の政策効果をそれぞれ高めるものと考えられるため、効率的な取組が行われているものと評価できる。</li> <li>指標18、19については、地域ニーズに応じて常設窓口又は巡回等によりワンストップ型の就労支援体制を整備しており、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> </ul>
	<b>施策の分析 (現状分析)</b>	<b>(現状分析)</b> <b>【達成目標1:高齢者雇用関係】</b> <b>[1. ハローワークにおける就職相談や改正高齢法施行による、高齢労働者の雇用支援]</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の新規求職者数は、生涯現役支援窓口での就労支援チームによる支援を開始した、平成28年度は約46万人であったところ、令和3年度は約70万人と約39%増加しており、今後の高齢化社会により更なる求職者数の増加が見込まれるなかで、チームによる就労支援等を行う本施策が果たす役割は大きい。</li> <li>そのため、引き続き高齢者のニーズ等を踏まえたチームによる効果的なマッチング支援により、就職件数の向上に取り組んで行く必要がある。</li> <li>人生100年時代を迎える中、働く意欲がある高齢者が活躍できる環境整備を図っていくことは、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する我が国において、経済社会の活力を維持するために重要である。</li> <li>70歳までの高齢者就業確保措置の導入に向け、事業主に対して法に基づく指導・啓発を行うとともに、取組を行う事業主に対する個別の相談・援助、厚生労働大臣表彰等による優良事例の普及促進等を行っていく必要がある。</li> </ul>

	<p>施策の分析 (現状分析)</p>	<p><b>〔2. 高齢労働者の処遇改善〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標4の、高齢労働者処遇改善促進助成金を活用した、60～64歳までの高齢労働者のうち一定割合以上の賃金増額改定のあった労働者数は、令和3年度実績は0人となったが、高齢労働者の雇用の安定を図るため、事業主の取組を支援することが不可欠である。</li> <li>そのため、事業主が高齢労働者の賃金の増額改訂に取り組みやすい仕組みとなるよう事業の在り方について検討を進めており、今後は、事業主が処遇改善を計画する段階で、助成金の受給可否について、よりイメージしやすいものとなるよう改正の検討を進める定。</li> </ul> <hr/> <p><b>〔3. 高齢者の就業機会の拡大や活躍促進〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シルバー人材センターは、地域における高齢者の生きがいの充実と社会参加の促進を実行する担い手として高齢者の就業機会を増やすものであり、本施策が果たす役割は大きい。</li> <li>一方で、シルバー人材センターの会員数は、平成21年の79.2万人をピークに減少を続けており、令和2年度は69.8万人(男性:46.2万人、女性:23.6万人)となっている。企業において、定年後の継続雇用制度の導入等が進む中で、会員数が減少傾向となり、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、高齢者が外出を控えたことも相まって、会員数が減少している。</li> <li>一方で、介護分野の人手不足が課題となる中、介護周辺業務の切り出し等により、無資格・短時間勤務等が可能な職域開拓を進め、高齢者の就業ニーズとのミスマッチを解消するとともに、潜在するシニア人材の掘り起こしを進める必要がある。</li> </ul>
<p>評価結果と 今後の方向性</p>	<p>施策の分析 (現状分析)</p>	<p><b>【達成目標2: 障害者雇用関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標5のハローワークにおける障害者の就職件数(令和3年度)は96,180件と対前年度比7.1%増となった。しかし、平成30年度及び令和元年度と比較すると、それぞれ6%、6.8%減少しており、コロナ禍以前の状態には戻っていない。</li> <li>就職件数がコロナ禍以前に戻っていない要因としては、特に障害者の就職件数の多い「事務的職業」、「サービスの職業」、「運搬・清掃・包装等の職業」の障害者専用求人への回復が遅れていることが考えられる。</li> <li>指標6の民間企業における障害者の雇用率達成企業割合は、令和3年度は前年度比1.7%減となった。また、障害者雇用ゼロ企業の状況は、2020(令和2)年6月1日時点の30,542社から報告対象外となった企業数(2,811社)を除いた27,731社のうち、新たに障害者を雇用した企業数は3,466社(前年比291社減)と減少した一方で、前年から引き続きゼロ企業となった企業数は24,265社(前年比729社増)と増加したことにより、ゼロ企業脱却割合は12.5%と前年から1.3%低下した。</li> <li>この主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染防止を理由としたハローワークによる訪問申出の拒否やテレワーク勤務による企業担当者の不在等により、機会を捉えた雇用指導を行うにあたり、事業所訪問が十分に実施できなかったこと、障害者の雇用経験がなく、障害者雇用に対する理解やノウハウが乏しい企業に対して有効な方策であるセミナーが十分に実施できなかったことが考えられる。</li> <li>指標7、8については、精神障害の特性により、新型コロナウイルス感染症による社会の変化や今後への不安を強く感じ求職活動の実施が難しくなるケースがあった。その結果、令和2年度は、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援終了後、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合は目標値を上回ったが、その後就職した者の割合は目標値を下回った。</li> <li>そこで、令和3年度は、求職者に対して、通常のカウンセリングを実施することに加え、コロナ禍で職場実習の実施が制限される中(令和元年度比18.5%減)であっても、ナビゲーションブックや就労パスポート等の作成支援を通じて、障害特性やアピールポイント、希望する配慮等を整理して事業主に伝える等の取組を着実に実施したことで、支援を中断した者の割合は減少したことから、目標値を上回った。</li> </ul>
	<p>施策の分析 (現状分析)</p>	<p><b>【達成目標3: 若年者雇用関係】</b></p> <p><b>〔1. 新卒者等に対する就職支援〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標9の「新卒応援ハローワークにおける利用者数」は、目標を達成することができなかったが、目標達成率及び実績は大幅に改善している。目標値は、学生数の減少や最近の利用状況等を踏まえて設定するとともに、その達成に向けて、これまでの支援・広報に加えて、オンラインの一層の活用に取り組む必要がある。</li> <li>指標10の「就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数」は、目標を達成することができなかったが、目標達成率及び実績は大幅に改善している。目標値は、学生数の減少や就職支援ナビゲーターの規模等を踏まえて設定するとともに、その達成に向けて、引き続き、大学等との連携強化等を着実に実施していく必要がある。</li> </ul> <p><b>〔2. フリーターに対する就職支援〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標11の「わかものハローワーク等の新規登録者数」は、目標値を大きく超えていることから、実績等を踏まえた目標値の見直しが必要。</li> <li>指標12の「わかものハローワーク等を利用して就職したフリーターのうち、正社員として就職した者の割合」については、目標を達成することができなかったが改善している。目標値は、現状を維持しつつ、その達成に向けてこれまでの取組を着実に実施するとともに、オンラインの一層の活用等に取り組む必要がある。</li> </ul>

評価結果と今後の方向性	施策の分析 (現状分析)	<p><b>【3. 就職氷河期世代に対する支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわゆる就職氷河期世代(概ね1993(平成5)年から2004(平成16)年に学校卒業期を迎えた世代)は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事についている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいる。</li> <li>・ そのような、就職氷河期世代が抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえ、令和元年6月に閣議決定した骨太方針2019における「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、就職氷河期世代の就労や社会参加への支援の強化を図り、きめ細かな支援に取り組んできているところではあるが、令和2年の就職氷河期世代の正規雇用者数は令和元年から横ばいにとどまっている。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響で雇用情勢が厳しさを増す中で、今後、ハローワークの専門窓口における就職支援や特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)による、就職氷河期世代の者を雇い入れた事業主に対する助成といったような支援を充実させていくことにより、就職氷河期世代が安定した就労につながる支援を推進する必要がある。</li> </ul> <p>(特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正社員経験が無い、正社員経験が少ない就職氷河期世代の方について、正社員として雇い入れた事業主に対して助成を行うことにより、正社員就職を支援した。</li> </ul> <p>(就職氷河期世代専門窓口)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不安定な就労状態にある方一人ひとりが置かれている複雑な課題・状況を踏まえ、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者が就職から職場定着まで一貫した支援を実施した。</li> </ul>
	施策の分析 (現状分析)	<p><b>【達成目標4:外国人雇用関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2021年10月末現在の外国人労働者数は前年比0.2%増の1,727,221人で、コロナ禍での水際対策により、外国人労働者の新規入国が停止された中でも、9年連続で過去最多を更新しており、今後は労働市場における外国人労働者の状況をより詳細に把握・分析し、外国人労働者の就労支援を行う必要がある。特に、永住者等の身分に基づく在留資格を有する者や専門的・技術的分野の在留資格を有する者が増えていることから、ハローワークでの支援が必要な外国人労働者の数は、コロナ後益々増えていくことが予想される。このため、引き続き、ハローワークにおける多言語相談等の体制整備を行っていく必要がある。</li> </ul>
	施策の分析 (現状分析)	<p><b>【達成目標5:その他生活困窮者等の就労支援関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標17については、目標値を達成していることから、高齢者や障害者等の就職困難者の雇用機会の確保や職場定着につながっており、その雇用の安定を図る上で必要な助成金となっている。</li> <li>・ 指標18、19については、新型コロナウイルス感染症の影響が長引き不透明感があることから、引き続き地方公共団体と緊密に連携し、就職困難者等に対し、関係機関の支援チームによる就労支援に集中的に取り組み、目標達成を目指していく。</li> </ul>
評価結果と今後の方向性	次期目標等への反映の方向性	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p><b>【達成目標1:高齢者雇用関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯現役支援窓口での65歳以上求職者の就職件数(指標1)については、順調に推移しているが、今後も65歳以上の高齢求職者の増加が見込まれることから、引き続き目標達成を目指していく。より効果的なチーム支援のあり方を検討し、より一層の目標達成のための取組を実施していく。</li> <li>・ シルバー人材センター会員の就業数(指標2)については、引き続き必要な感染症防止対策を講じつつ、コロナ禍でも高齢者が継続して就業することが可能な就業先の開拓を進めるなどの取組を実施し、目標達成を目指す。</li> <li>・ 65歳～69歳の就業率(指標3)については、順調に推移していることから、令和7年度の目標達成に向けて、働く意欲がある高齢者が活躍できる環境整備を図っていく。</li> <li>・ 60歳～64歳までの高齢労働者のうち一定割合以上の賃金の改定があった労働者数(指標4)については、新型コロナウイルス感染症の影響により、目標を達成することができなかったものの、高齢労働者の雇用の安定を図るため、事業主の取組を支援することが不可欠であることから、事業主が高齢労働者の賃金の増額改訂に取り組みやすい仕組みとなるよう事業の在り方について検討を進める。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【達成目標2: 障害者雇用関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標5で設定している、就職件数や就職率等については、引き続き、担当者制等による求職者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活センター等の地域の関係機関との連携(障害者向けチーム支援)、オンラインを活用した面接や職場実習等の取組等の実施により目標達成を目指していく。</li> <li>・ 指標6で設定している、障害者の雇用率達成企業割合については、新型コロナウイルスの影響等により目標を達成できなかったものの、労働局において特に障害者の雇用がない企業(ゼロ企業)に対する属性分析を行い、優先的に支援を行う企業を選定し、戦略的に積極的な事業所訪問や障害者雇用に関する相談やセミナー等を行うなど、効率的・効果的に支援していくこととしている。</li> <li>・ 指標7及び指標8で設定している、移行率や就職率については、引き続き、精神障害者に対するカウンセリングから就職後のフォローアップまでの幅広い支援や、精神障害者の雇用促進・職場定着を図るための事業主支援の実施により目標達成を目指していく。</li> </ul>

評価結果と今後の方向性	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【達成目標3:若年者雇用関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標9の新卒応援ハローワークにおける利用者数については、最近3か年の実績(平均値)を基に設定する。目標達成に向けた取組としては、大学等への出張相談等による能動的な業務の遂行や効果的な広報等のほか、特にオンラインによる相談・セミナー等の積極的な実施等により、利用者を確保していく。</li> <li>指標10の就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数については、学生数の減少や支援対象者の重点化等に伴う就職支援ナビゲーターの削減等を踏まえて設定する。目標達成に向けた取組としては、引き続き、大学等との連携によるきめ細かな個別支援、求人開拓によるマッチング等を着実に実施していく。</li> <li>指標11のわかものハローワーク等の新規登録者数は、大幅に目標値を超えていることから、最近の実績(平均値)を基に設定する。</li> <li>指標12のわかものハローワーク等を利用して就職したフリーターのうち、正社員として就職した者の割合については、同水準の目標を維持する。目標達成に向けた取組としては、引き続き、支援対象者に対するきめ細かな個別支援、グループワークやセミナーのほか、オンライン相談等による支援機会の拡充等を実施していく。</li> <li>令和4年度事前分析表より、新たに「ハローワークの専門窓口における正社員就職率」と「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)の支給対象者の事業主都合離職者割合」といった指標を設定予定である。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【達成目標4:外国人雇用関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人雇用サービスコーナー等での相談件数(指標13)については、令和3年度に目標値を達成したことから、更なる相談支援体制の充実化を目指し、令和4年度の目標値については、過去3年度平均をとり、目標水準の引上げを図っていく(令和4年度の目標値は300,000件とする)。</li> <li>外国人雇用サービスコーナー等を利用した外国人求職者の就職件数及び就職率(指標15及び16)については、新型コロナウイルスの影響にも留意しつつ、過去3年度の平均値を令和4年度の目標値と設定し、引き続き、専門相談員による外国人求職者の個々の状況に応じたきめ細かな相談支援を行うとともに、ハローワークに提出された外国人雇用状況届出の情報と、ハローワークの求人・職業紹介等の情報を事業所ごとに突合した「外国人雇用事業所データベース」を活用することにより、外国人向け求人の開拓やマッチング機能の強化を図っていく。</li> <li>外国人就労・定着支援事業受講者数(指標14)については、令和3年度において、新型コロナウイルスの影響により、受講者数が減少したものの、令和4年度以降はコロナ前の状況まで受講者が戻ることも見込まれることから、令和4年度の目標値については、5,500人とする。また、受講者の就労・定着の促進を図るためには、当該事業における研修コースの質を担保する必要があることから、新たな指標として、「受講者アンケートにおいて満足していると回答した者の割合」を設定することにより、引き続き、受講者数が目標を上回るよう受託者と連携して、定住外国人等の就労支援の充実化を図っていく。</li> <li>また、国内企業で勤務する外国人労働者の賃金や勤務形態、労働時間などを把握できる統計を令和5年度に新設する方針であり、今後、外国人労働者の待遇改善や就業支援、専門性の高い人材と企業のマッチングなどに活用する予定である。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【達成目標5:その他生活困窮者等の就労支援関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標17については、目標値の達成に向け、労働局において実施する雇用対策と連携を図り、一層の目標達成のための取組みを実施していく。</li> <li>指標18、19については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。</li> </ul>

参考・関連資料等	<p><b>【関連法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=341AC0000000132_20220401_504AC0000000012&amp;keyword=%E5%8A%B4%E5%83%8D%E6%96%BD%E7%AD%96%E3%81%AE%E7%B7%8F%E5%90%88%E7%9A%84%E3%81%AA%E6%8E%A8%E9%80%B2">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=341AC0000000132_20220401_504AC0000000012&amp;keyword=%E5%8A%B4%E5%83%8D%E6%96%BD%E7%AD%96%E3%81%AE%E7%B7%8F%E5%90%88%E7%9A%84%E3%81%AA%E6%8E%A8%E9%80%B2</a>)</li> <li>○高齢者等の雇用の安定に関する法律(<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346AC0000000068_20220331_504AC0000000012&amp;keyword=%E9%AB%98%E5%B9%B4%E9%BD%A2%E8%80%85">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346AC0000000068_20220331_504AC0000000012&amp;keyword=%E9%AB%98%E5%B9%B4%E9%BD%A2%E8%80%85</a>)</li> <li>○障害者の雇用の促進等に関する法律(<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=335AC0000000123_20200601_501AC0000000024&amp;keyword=%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=335AC0000000123_20200601_501AC0000000024&amp;keyword=%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85</a>)</li> <li>○青少年の雇用の促進等に関する法律(<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000098_20220401_504AC0000000012&amp;keyword=%E9%9D%92%E5%B0%91%E5%B9%B4%E3%81%AE">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000098_20220401_504AC0000000012&amp;keyword=%E9%9D%92%E5%B0%91%E5%B9%B4%E3%81%AE</a>)</li> <li>○雇用保険法(<a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=349AC0000000116_20220401_504AC0000000012&amp;keyword=%E9%9B%87%E7%94%A8%E4%BF%9D%E9%99%BA">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=349AC0000000116_20220401_504AC0000000012&amp;keyword=%E9%9B%87%E7%94%A8%E4%BF%9D%E9%99%BA</a>)</li> </ul> <p><b>【関係する計画・通知等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)」(<a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2019.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2019.pdf</a>)</li> <li>○「成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)」(<a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2021.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2021.pdf</a>)</li> <li>○「経済財政運営と改革の基本方針2022について(令和4年6月7日閣議決定)」(<a href="https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/2022_basicpolicies_ja.pdf">https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/2022_basicpolicies_ja.pdf</a>)</li> <li>○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」(<a href="https://www.moj.go.jp/isa/content/001374803.pdf">https://www.moj.go.jp/isa/content/001374803.pdf</a>)</li> </ul> <p><b>【関連事業の行政事業レビューシート(令和3年度)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施策名:高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること(<a href="https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_5-3-1_saisyu.html">https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_5-3-1_saisyu.html</a>)</li> </ul>
----------	--



<p>担当部局名</p>	<p>職業安定局          総務課 訓練受講支援室          雇用保険課          外国人雇用対策課          雇用開発企画課          高齢者雇用対策課          障害者雇用対策課</p> <p>人材開発統括官付          若年者・キャリア形成支援担当参事官室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>訓練受講支援室長          平川 雅浩          雇用保険課長          尾田 進          外国人雇用対策課長          吉田 暁郎          雇用開発企画課長          小宅 栄作          高齢者雇用対策課長          宿里 明弘          障害者雇用対策課長          小野寺 徳子</p> <p>参事官(若年者・キャリア形成支援担当)          谷口 正範</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和4年8月</p>
--------------	---	---------------	--	-----------------	---------------

# 実績評価書

(厚生労働省3(Ⅷ-2-1))

<p>施策目標名</p>	<p>福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること(施策目標Ⅷ-2-1)          基本目標Ⅷ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること          施策大目標2: 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>○ ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において、一億総活躍社会の実現を目指しており、その重要な政策の柱として、「介護離職ゼロ」を掲げ、介護施設等の整備と併せ、必要な介護人材確保に取り組むとされている。具体的には、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な取組を進めている。</p> <p>【①介護職員の処遇改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員の処遇改善については、これまでの累次にわたり、介護報酬改定で対応してきているところであるが、令和元年10月からは、経験・技能のある職員に重点化を図りつつ、更なる処遇改善を実施</li> <li>介護職員処遇改善加算の新規取得やより上位区分の取得、介護職員等特定処遇改善加算の取得に向けて、事業所への専門的な相談員(社会保険労務士など)の派遣による個別の助言・指導等、都道府県等担当者向けの研修の実施により、加算の取得に向けた支援を実施</li> </ul> <p>【②多様な人材の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士修学資金貸付・再就職準備金貸付による支援</li> <li>特に、令和3年度からは、介護福祉士資格取得後の介護職としての定着率が高い福祉系高校の学生(※1)や他業種で働いていた者等多様な人材の介護・障害福祉分野への参入を促進するため、新たな返済免除付き貸付事業を創設している。</li> <li>※1 介護職における3年後の定着率: 全体 35.8%、福祉系高校 73.9%</li> <li>中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでの一体的支援、介護分野への元気高齢者等参入セミナーの実施</li> </ul> <p>【③離職防止、定着促進、生産性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>離職理由の上位となっている職場の人間関係や事業所の理念等への不満を中心とした介護職員に対する悩み相談窓口の設置</li> <li>事業所を超えた若手介護職員の交流促進</li> <li>介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援</li> <li>仕事と育児や介護との両立支援(人員配置基準等において、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合にも「常勤」として取扱うことを可能とする)</li> <li>介護ロボット・ICTの活用促進の加速化</li> </ul> <p>【④介護職の魅力向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催、若年層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する個別のアプローチなど、介護の仕事の魅力等の情報発信</li> </ul> <p>【⑤外国人材の受入環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能による就労希望者と介護施設等とのマッチング支援</li> <li>日本語学習支援や介護技能の向上のための研修、特定技能制度の介護技能評価試験の実施</li> <li>介護業務の悩み等に関する相談支援</li> <li>外国人介護人材受入促進のための海外へのPR</li> </ul> <p>【⑥障害福祉人材の確保等】</p> <p>○ 障害福祉サービスを安定的に提供していくため、障害福祉人材の確保・定着が重要であり、障害福祉サービス等報酬の改定等により、処遇改善、職場環境の改善、仕事と育児や介護との両立支援等に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉・介護職員の処遇改善、経験・技能のある職員に重点化を図った更なる処遇改善の実施</li> <li>福祉・介護職員処遇改善加算等の取得促進の取組として、都道府県・指定都市・中核市が社会保険労務士を事業所に派遣することなどにより加算の取得を支援する事業に対する補助の実施</li> <li>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、事業者がより活用しやすい仕組みとなるよう見直す</li> <li>障害福祉の仕事の魅力向上のため、障害福祉の仕事の魅力を伝えるパンフレットや動画等による広報に加え、都道府県が地域の関係機関等と連携しつつ、障害福祉分野の就職フェア等を開催する事業に対する補助を実施</li> </ul> <p>○ このほか、新型コロナウイルス感染症対策として、以下を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設等で働く介護職員、保育士等の職員が新型コロナウイルス感染症等により出勤が困難となった場合、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣することによる、サービス提供の維持。</li> <li>医療・福祉事業者への資金繰りの支援の拡充</li> </ul>
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる令和7(2025)年に向けて高齢者人口が急速に増加し、それ以降は高齢者人口が緩やかになる一方で、生産年齢人口の減少が加速すると見込まれている。このような中で、第7期介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要をみると、令和2(2020)年度末までに約26万人(合計で約216万人)、令和7(2025)年度末までに約55万人(合計で約245万人)、すなわち年間6万人程度の介護人材の伸びが必要となる。</li> <li>現行の介護分野の有効求人倍率は、全産業と比較して高い傾向があり、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護施設の負担が増加する中、介護人材不足が依然として深刻である。</li> </ul> <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後増加が見込まれる外国人介護人材が安心して国内の介護現場で円滑に就労・定着できる環境を整備する必要がある。</li> <li>介護分野の特定技能外国人材が大都市圏その他の特定の地域に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講ずる必要がある。</li> <li>外国人介護人材の受入れを検討するにあたり、一部の介護施設等では、コミュニケーションや文化・風習の違いに関する不安や、学習支援や生活面における支援体制が整備できないため受入れができないといった状況もあることから、介護施設等の不安を和らげるとともに、外国人介護人材の受入れ施設又は受入れ予定施設等への支援が必要である。</li> </ul> <p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者自立支援法(※2)が施行された平成18年度以降、障害福祉サービス等の利用者数は約3倍に増加しており、サービス量の増加に伴う障害福祉分野の福祉・介護職員数は約2倍となっている。</li> <li>※2 平成25年4月1日から「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」に改正されている。</li> <li>しかしながら、障害福祉関係分野の職員について産業計と比較すると、勤続年数が短くなっているとともに、賞与込み給与も低くなっており、障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は全職種より高い水準で推移していることから、人手不足が深刻化していると見られる。</li> </ul>

各課題に対応した 達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1	地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための取組を実施するとともに、第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数の確保に向けて、総合的な介護人材確保対策に取り組む。	<p>○「介護離職ゼロ」の実現に向けて、ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)において、多様な人材の確保・育成等により総合的な介護人材確保に取り組むとされているため。</p> <p>○介護人材の資質向上等に向けた都道府県等の取組の進捗状況を評価するため。</p> <p>○地域包括ケアシステムの実現のための取組を進めており、地域の実情に応じて、資質の向上等の計画を実行するために地域医療介護総合確保基金等により措置されているため。</p>				
	(課題1)						
	目標2	新たな在留資格「特定技能」の創設等を踏まえ、外国人介護人材の活用を適切に進める。		<p>○ 特定技能制度の趣旨を踏まえ、人手不足の状況を判断するための客観的な指標及び動向や法務省から提供される介護分野における在留外国人数等に照らし、介護分野における人手不足の状況について継続的かつ的確に把握・分析することで、状況に応じた必要な措置を講じる必要があるため。</p> <p>○ 介護分野における特定技能外国人材の受入れに際し、地方における人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行い、必要な措置を講じることによって、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにし、各地域の事業者が必要な特定技能外国人材を受け入れることができるようにしていくことが必要であるため。</p> <p>○ 特定技能以外の制度により介護に従事する場合も含め、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習環境の整備や介護技能に関する研修、介護業務に関する相談支援の実施による受入環境の整備を推進する必要があるため。</p>			
	(課題2)						
目標3	障害福祉人材の確保・定着に向けて、職員の処遇改善に取り組む。	<p>○ 利用者本位の質の高い障害福祉サービスを安定的に提供していく観点から、障害福祉人材の確保・定着が必要であり、職員の処遇改善に取り組んでいく必要がある。</p> <p>○ また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリングにおいても、人材確保のためには、職員の処遇改善及び処遇改善加算の取得促進が必要であるという意見が大半を占めていたため。</p>					
(課題3)							
施策の予算額・執行額等	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	50,158,584	63,953,047	61,467,280	46,695,000	45,581,000
		補正予算(b)	6,870,173	9,753,104	12,464,654	10,322,000	
		繰越し等(c)	1,484,778	▲ 11,855,665	1,691,115	4,573,000	
		合計(a+b+c)	58,513,535	61,850,486	75,623,049	61,590,000	
	執行額(千円、d)		58,011,212	59,998,374	71,818,158	59,908,000	
執行率(%、d/(a+b+c))		99.1%	97.0%	95.0%	97.3%		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	① 第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説		① 平成30年1月22日		<p>① 関係部分 2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備します。四月から介護報酬を引き上げ、ロボットなどを活用して、現場で働く皆さんの負担軽減、労働環境の改善に取り組めます。 介護人材の確保に向けて、処遇改善を進めます。既に、自公政権で月額4万7千円の改善を行いました。来年秋からは、リーダー級の職員の皆さんを対象に、更に、8万円相当の給与増を行えるような処遇改善を実現することで、他産業との賃金格差をなくしてまいります。</p>		
	② 第198回国会における衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明演説		② 平成31年3月8日		<p>② 関係部分 改正出入国管理法に基づく新たな外国人材の受入れについては、本年4月の施行に向けて、介護・ビルクリーニング分野における受入環境の整備(中略)などに取り組み、外国人材がその能力を有効に発揮できる環境を整備してまいります。</p>		

測定指標	指標1 介護職員数 (アウトカム)	指標の選定理由	<p>・「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において「2020年代初頭までに追加的に必要となる25万人を確保することとしており、それを含めた231万人を確保する」ことを目標とした(第6期介護保険事業計画(2015～2018年度)に基づいた目標)。</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<p>・第7期介護保険事業計画(2018～2020年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020(令和2)年度末には約216万人、2025(令和7)年度末には約245万人が必要となることから、目標値を修正。</p> <p>・第8期介護保険事業計画(2021～2023年度)の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2023(令和5)年度末には約233万人、2025(令和7)年度末には約243万人が必要となることから、目標値を修正。</p> <p>・2019(平成30)年度の約211万人に対して、2023(令和5)年度末までに約22万人、年間5.5万人程度の介護人材を確保する必要がある。</p> <p>※1 介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業における従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。</p> <p>※2 2018(平成30)年度分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があったため、2018(平成30)年度より前に設定した目標値と実績値を直接比較することはできない。このため、従来調査方法に基づく値を参考値として記載。</p>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和5(2023)年度末	○	(△)
	211万人	-	-	-	216万人	222万人	233万人			
		195万人	203万人 (参考値: 198万人)	211万人 (参考値: 201万人)	212万人 (参考値: 202万人)	集計中 (R5年3月 目途公表予定)				
	指標2 「介護に関する入門的研修」 の実施からマッチングまでの 一体支援事業により介護施設等と マッチングした数 (アウトプット)	指標の選定理由	<p>・新経済・財政再生計画改革工程表2020(令和2年12月18日経済財政諮問会議決定)において、「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業(※3)により介護施設等とマッチングした者を、2021年度までに2018年度と比べて15%の増加を目標としていることから、測定指標に設定。</p> <p>※3 介護未経験者が介護業務の入門的な知識・技術を修得により資質向上を図るとともに、研修受講者と介護施設・事業所とのマッチングを行うことによって、介護分野での雇用やボランティアの参画につなげる。</p> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		令和元年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3(2021)年度	-	
-		-	-	-	-	平成30(2018)年度と比べて15%増加(235人)	平成30(2018)年度と比べて15%増加(235人)			
	-	204人	703人	329人	集計中 (R4年12月 目途公表予定)					

測定指標	<p>指標3</p> <p>地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための取組を実施する都道府県数(アウトプット)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野44-ii】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI関連】</p>	指標の選定理由	<p>・ 新経済・財政再生計画改革工程表2020(令和2年12月18日経済財政諮問会議決定)において、毎年度47都道府県が地域医療介護総合確保基金(※4)による介護人材の資質向上のための取組を実施するという目標としていることから、測定指標に設定。</p> <p>※4 介護人材の資質向上では、キャリアアップの研修支援や喀痰吸引等研修の実施体制強化等、地域の実情に応じた都道府県の取組を支援。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		○
	-	-	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県			
		47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県	47都道府県				
	<p>指標4</p> <p>介護福祉士従事者数(アウトプット)</p>	指標の選定理由	<p>・ 介護の質を指標として評価することは非常に困難であるが、専門的知識・技能を有し、介護職のグループの中で中核的な役割を担うことが期待される介護福祉士従事者が増加することは、認知症や医療的ケアなど介護ニーズの複雑化、多様化、高度化が進む今日において、利用者のニーズに対応できる介護職員の増加につながると考えられ、介護福祉士従事者数について、介護人材の確保目標をもとに、2016年度に対し15%の増加を目標値として設定する。</p> <p>・ 第7期介護保険事業計画(2018~2020年度)から第8期介護保険事業計画(2021~2023年度)に移行したため、2023年度に2019年度に対し15%の増加を目標値として設定する。</p> <p>※5 2018(平成30)年度分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があったため、2018(平成30)年度より前に設定した目標値と実績値を直接比較することはできない。このため、従来の調査方法に基づく値を参考値として記載。</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
年度ごとの実績値										
令和元年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和5(2023)年度末		(△)	
933,940人	-	-	-	平成28(2016)年度と比べて15%増加(953,028人)	-	令和元(2019)年度と比べて15%増加(1,074,031人)				
	861,056人	906,219人(参考値:883,260人)	933,940人(参考値:901,117人)	969,891人(参考値:948,417人)	集計中(R5年3月 別途公表予定)					

測定指標	指標5 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 取得率 (アウトカム)	指標の選定理由	当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、当該加算(Ⅰ)の取得率を2023年度末までに85%の目標値と設定する。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	厚生労働省「介護給付費等実態統計」の特別集計により算出した当該加算を算定した事業所割合							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和5 (2023)年度 末		-
		80%	-	-	-	-	-	85%		
		-	-	-	80.0%	82.0%				
	指標6 介護職員等特定処遇改善加算取得率 (アウトカム)	指標の選定理由	当該加算は経験・技能のある介護人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	厚生労働省「介護給付費等実態統計」の特別集計により算出した当該加算を算定した事業所割合							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3 (2021)年度		○
		66%	-	-	-	-	前年度 (66%)以上	前年度以上		
		-	-	-	66.4%	69.1%				
	【参考】指標7 介護職員数に占める介護福祉士 従事者の割合	実績値								
平成29年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	集計中 (R5年3月 目途公表予 定)				
	44.1%	44.6%	44.3%	45.8%						
【参考】指標8 介護職員の勤続年数	実績値									
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
	6.3年	7.0年	7.0年	6.9年	7.0年					
【参考】指標9 介護職員の平均賃金(月額)	実績値									
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
	27.4万円	28.4万円	28.7万円	29.3万円	28.5万円					

測定指標	指標10 外国人介護人材受入支援事業の実施都道府県の割合 (アウトプット)	指標の選定理由	介護分野における1号特定技能外国人及び介護職種における技能実習生を対象に介護技能を向上するための研修等の取組を進める外国人介護人材受入支援事業等を含む外国人介護人材受入環境整備事業を実施。本事業の取組状況を評価するため、本指標を選定している。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護分野における1号特定技能外国人及び介護職種における技能実習生の受入れ実績がある都道府県すべてにおいて外国人介護人材受入支援事業が実施されることを目標とする。</li> <li>令和3年度実績値の算出方法は、分母:47都道府県、分子:外国人介護人材受入支援事業を実施する都道府県数(30)から算出している。</li> </ul>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	△		
-	-	-	50%	75%	100%	100%				
/	-	-	47%	57%	64%	/				
測定指標	指標11 地域医療介護総合確保基金による外国人介護人材の受入環境を整備するための取組を実施する都道府県の割合 (アウトプット)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療総合確保基金を活用して、外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援、特定技能1号外国人等のマッチング支援及び外国人介護人材受入れ環境整備に取り組むことができる。</li> <li>今後、全国的に受入れが増加すると見込まれる外国人介護人材が、介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、これらの取組は全都道府県において実施されることを目標とする。</li> </ul>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度実績値の算出方法は、分母:47都道府県、分子:地域医療介護総合確保基金による外国人介護人材の受入環境を整備するための取組を実施する都道府県数(37)から算出している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	△		
-	-	-	50%	75%	100%	100%				
/	-	2 (都道府県数)	36%	57%	79%	/				
測定指標	指標12 特定技能評価試験の合格率 (アウトカム)	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人介護人材の受入環境を整備するため、特定技能による就労希望者と介護施設等とのマッチング支援、日本語学習支援や介護技能の向上のための研修、特定技能制度の介護技能評価試験の実施、介護業務の悩み等に関する相談支援、外国人介護人材受入促進のための海外へのPR等の取組を実施している。</li> <li>これらの取組を複合的に実施していくことで、海外からの特定技能による就労希望者を増加させるとともに、日本語の学習支援や介護技能の向上のための取組等を通じて、最終的に特定技能試験の介護技能評価試験・介護日本語評価試験における合格率を段階的に向上させていくことを目標とする。</li> </ul>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度実績値の算出方法は、それぞれ以下のとおり。 (技能)分母:受験者数(23,527人)、分子:合格者数(15,906人) (日本語)分母:受験者数(19,977人)、分子:合格者数(16,282人)							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	△		
-	-	-	-	(技能) 54.7% (日本語) 58.6%	前年度以上 (技能) 70.7%以上 (日本語) 84.3%以上	前年度以上				
/	-	-	(技能) 54.7% (日本語) 58.6%	(技能) 70.7% (日本語) 84.3%	(技能) 67.6% (日本語) 81.5%	/				

達成目標3について		障害福祉人材の確保・定着に向けて、職員の処遇改善に取り組む。								
測定指標	指標13 福祉・介護職員処遇改善加算取得率 (アウトカム)	指標の選定理由	当該加算の取得により、職員の賃金改善が図られ、職員の確保・定着に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の検討においては、 ・当該加算の中でも下位区分を廃止し、より上位区分の取得を促進する ・当該加算の取得要件の一つである職場環境等要件についてより実効性を確保する観点の見直しを予定している。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度実績値の算出方法は、分母:加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求事業所数(113,822箇所)、分子:福祉・介護職員処遇改善加算を取得した事業所数(95,667箇所)から算出している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	△
	83%	-	-	-	-	85%	85%			
		77%	79%	81%	83%	84%				
	指標14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算取得率 (アウトカム)	指標の選定理由	当該加算は経験・技能のある障害福祉人材に重点化した処遇改善を行いつつ、多様な職種への柔軟な処遇改善も可能としており、当該加算を取得することにより、職員の長期雇用・離職防止等に資するものであるため、当該加算の取得率の増加を目標とする。 また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の検討においては、 ・当該加算の取得を促進するために賃金改善における配分ルールの緩和 ・当該加算の取得要件の一つである職場環境等要件についてより実効性を確保する観点の見直しを予定している。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	令和3年度実績値の算出方法は、分母:加算対象事業の障害福祉サービス等総報酬請求事業所数(113,822箇所)、分子:福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得した事業所数(57,691箇所)から算出している。							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値								
令和2年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		△	
46%	-	-	-	-	60%	60%				
	-	-	-	46%	51%					
【参考】指標15 障害福祉人材の勤続年数	実績値									
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
	-	-	7.3年	7.0年	7.2年					
【参考】指標16 障害福祉人材の平均賃金(月額)	実績値									
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
	-	-	29.1万円	29.4万円	28.9万円					

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第12回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(令和4年8月26日開催)で議論いただいたところ、以下の9点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。
	【達成目標1について】 ① 今後、未経験者も介護分野に積極的に参入いただき、介護職員数(指標1)を増やす場合に、相対的に、介護職員数に占める介護福祉士従事者の割合(参考指標7)が低下する可能性も考えられる。介護職員数(指標1)を増やしつ、介護福祉士従事者数(指標4)及び介護職員数に占める介護福祉士従事者の割合(参考指標7)についても増加させることが課題。 ② 令和5年度に233万人の介護職員数を確保することが目標(指標1)となっているが、コロナ禍で人材確保が難しい面があると思われる。これまでの施策の延長で令和5年度に233万人という目標を達成できるのか。 ⇒(①及び②について)現在行っている様々な事業についても、事業実績を踏まえて、メニューの拡充等を行うことで目標達成を目指している。なお、人数の確保だけでなく、質の向上を図るための取組も継続していく。また、必要となる介護職員数(指標1)については現在、学識者等を交えてその推計方法の検討を行っているところであり、令和6年度中に見直しを行うこととしている。
	③ 指標2(「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業により介護施設等とマッチングした数)について、総合判定欄に「令和元年度と令和2年度の実績を踏まえ、令和3年度は516人程度まで到達すると考えられる」との記載があるが、これは令和元年度と令和2年度の実績値を単純平均したもの。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オフラインの研修が実施できなかったため、実績が大きく減少しており、その実績値を単純平均して、令和3年度の見込み値を算出することは不相当ではないか。 ⇒ ご指摘を踏まえ、指標2については、現段階では、判定不能とした。
	④ 指標3(地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための取組を実施する都道府県数)は、全ての都道府県で基金等を活用した資質向上の取組が行われることを目標としており、実績としても全ての都道府県で実施されている(目標を達成している)状況。そのため、指標を別の内容に変える必要。 ⇒ ご指摘のとおり既に目標が達成されているので、令和4年度事前分析表からは本指標を削除することとしている。
	⑤ 指標5(介護職員処遇改善加算(I)取得率)について、令和3年度目標値が設定されていないが、同じような指標である指標13(福祉・介護職員処遇改善加算取得率)は令和3年度目標値が設定されている。中長期的な目標だけでなく、そこに至るプロセスとして、各年度の目標値も設定すべきである。 ⇒ 今後は、毎年度の目標値を設定することとする。



学識経験を有する者の  
知見の活用

<p>⑥ 介護人材の確保についての都道府県の格差を是正することに関連した指標を設定することはできないか。また、地域包括ケア見える化システム等により、人材確保の目標を達成できていない都道府県について、どのように改善していくかという点も課題である。</p> <p>⇒ 「見える化」システムに掲載されている介護職員の需要見込みについては、足下の介護職員数を基準に介護保険事業計画において見込まれる将来のサービス利用者の見込み数で単純推計したものであり、介護分野の生産性の向上など職員配置に影響を与える取組の効果を加味していない。</p> <p>この指標を用いて単純に都道府県別の介護職員の充足を判断することは、生産性向上などに取り組む又は今後取り組む自治体にとっては不利な指標となるため、人材確保の達成状況ではなく現在設定されているような各種施策における取組状況を指標とすることが適切かと考える。</p> <p>【達成目標3について】</p> <p>⑦ 施策目標には「福祉サービスの質の向上を図ること」と記載されているが、達成目標3の障害福祉分野については、処遇改善加算の取得率しか指標として設定されていない。障害福祉の質の向上に係る指標を設定すべき。</p> <p>⇒ 質の高い障害福祉サービスを提供していくためには障害福祉人材の確保・定着が必要であり、処遇改善に取り組むことが重要と考え、この指標を設定している。また、処遇改善加算の取得要件には職場環境等の取組を行うことが含まれており、この点からも現在設定している指標が適切であると考えている。</p> <p>【全般について】</p> <p>⑧ 指標2(「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業により介護施設等とマッチングした数)のように、令和3年度の目標値は令和元年度及び令和2年度の実績値よりも低い目標設定となっている。工程表のKPIとして設定されている内容であっても、直近の実績値を踏まえ、より高い目標を設定し、それをどのような手段で達成するのかを示すことが政策評価の重要な意義であるため、是非意識すべき。</p> <p>⇒ 目標値の設定方法については、本施策目標に限らず、工程表のKPIとして設定されている内容であっても、直近の実績値を踏まえ、KPIとして設定されている水準以上を目指すことが妥当であると考えられるものについては、直近の実績値を踏まえた目標水準となるよう目標値を設定する旨を事前分析表の記載要領に明記することとする。</p> <p>⑨ 達成目標1として記載されている内容自体が課題でもあり、複数の要素に分解できるのではないかと。人材を確保すること自体が難しい場合に、生産性の向上等によるサービスの質の維持向上、間接業務のあり方も含め、厚労省の施策も変化している。その変化に合わせて、施策目標や達成目標を見直した上で、新たに設定した施策目標や達成目標を達成するために、どのような指標を設定したらよいか見直すべきではないか。</p> <p>⇒ 施策目標については、必要に応じて年度末に政策体系を改正して見直しを行っている。達成目標の設定が雑駁なものとなっている点は多くの施策目標に当てはまる御指摘であるため、順次見直しを行っていくこととする。</p> <p>その上で、直接的に言及のあった、本施策目標の達成目標1については、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、総合的な介護人材確保に取り組むとされていることを踏まえ、介護職員数を主要な指標として設定し、その他の各施策に関する指標を盛り込むという現時点の整理で適切と考える。</p>
---

<p>評価結果と 今後の方向性</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分)④【進展が大きくない】</p>
	<p>総合判定</p>	<p>(判定結果)B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <p><b>【達成目標1:総合的な介護人材確保対策部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標1の介護職員数は、令和3年度実績値は集計中。</li> <li>・ 直近で実績値が判明している令和2年度は、目標値216万人に対し、実績値は212万人であり目標値に対する達成度は80%以上100%未満であるため、「(△)」(概ね目標を達成しているとみなせる)と判断した。</li> <li>・ 指標2の「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業により介護施設等とマッチングした数については、令和3年度実績値を推計する上で有効な傾向を過年度実績値から推計することは困難であるため、判定不能。</li> <li>・ 指標3の地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための取組を実施する都道府県数については、令和3年度においても目標を達成している。</li> <li>・ 指標4の介護福祉士従事者数については、平成30年度から令和2年度の推移を見ると、年平均31,836人増である。</li> <li>・ 現在の増加ペースを維持すると、令和5年度には1,065,399人、目標値に対する達成率は99.2%となることが見込まれることから、「(△)」(概ね目標を達成しているとみなせる)と判断した。</li> <li>・ 指標5については、令和3年度実績値は前年度より増加したものの、令和3年度目標値を設定しておらず、実績値も2年度分しかないため、過年度の伸び率を算出することもできないため、指標の達成区分としては「-」(判定不能)と判断した。</li> <li>・ 指標6については、順調に増加し、目標値であった前年度(66%)以上を達成した。</li> </ul> <p><b>【達成目標2:外国人材の活用部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標10及び指標11について、いずれも令和3年度の目標値に対する達成率は80%未満となったため、指標の達成区分としては「×」(未達成)と判断した。</li> <li>・ 指標12について、令和3年度の目標値に対する達成率は技能は95.6%、日本語は96.7%であることから、指標の達成区分は「△」(概ね目標達成)と判断した。</li> </ul> <p><b>【達成目標3:障害福祉人材の処遇改善部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標13及び指標14については、令和3年度の目標値に対する達成率は、指標13は98.8%で指標14は85.0%であることから、指標の達成区分としては「△」(概ね目標達成)と判断した。</li> </ul> <p><b>【総括】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測定指標が11指標あるうち、主要な指標は3指標(指標1、指標12及び指標13)あり、いずれも、概ね目標達成であった。また、主要な指標以外の指標は8指標あり、目標未達成は2指標、判定不能は2指標、目標達成は2指標、概ね目標達成は2指標である。</li> <li>・ 以上から、評価基準に照らし、目標達成度合いの測定結果としては④(進展が大きくない)、総合判定としてはB(達成に向けて進展あり)と判断した。</li> </ul>

評価結果と 今後の方向性	<p>（有効性の評価）</p> <p><b>【達成目標1：総合的な介護人材確保対策部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1及び指標4については、介護人材を確保するため、処遇改善や人材育成への支援、離職防止のための職場環境の改善、外国人材の受入環境の整備などを総合的に取り組んできた結果として、介護職員数とともに、専門的知識・技能を有し、介護職のグループの中で中核的な役割を担うことが期待される介護福祉士従事者も増加傾向にある。</li> <li>このことから、介護人材の確保の取組みは有効に機能していると評価できる。ただし、令和元年度まで着実に増加してきたが、令和2年度においては新型コロナウイルスの感染拡大等の影響もあり伸び率が鈍化している。</li> <li>指標2及び指標3については、地域医療介護総合確保基金の介護従事者確保に係る事業が全国的に取り組まれていることで介護人材の確保や資質向上を図られていることから取組が有効に機能していると評価できる。</li> <li>指標5及び指標6については、前年度から比較すると増加傾向にあり、都道府県・指定都市・中核市が社会保険労務士を事業所に派遣するなどの取得促進の取組は有効に機能していると評価できる。</li> <li>測定指標ではないものの、参考指標7について、介護職員数に占める介護福祉士従事者の割合が増加していること踏まえると、介護職員全体における質の向上が図れていると評価できる。</li> </ul>
	<p>（有効性の評価）</p> <p><b>【達成目標2：外国人介護人材の活用部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標10及び指標11については、令和3年度実績値が目標未達となったが、その要因は、海外からの新規外国人の入国が停止され、今後の外国人介護人材の受入れの見通しが立たなかったこと等の理由により、目標を達成できなかった。</li> <li>指標12が目標未達となった要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による受験者の学習環境の変化等（集合学習が困難になったこと、オンライン学習のノウハウやインフラが十分でなかった等）が考えられる。</li> <li>介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、一定の技能水準と日本語能力水準が求められている。具体的には、技能水準については、「介護技能評価試験」に合格すること、日本語能力水準については「日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」に加え、「介護日本語評価試験」に合格することが必要である。</li> <li>この、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の令和3年度実績は概ね目標値に近い数値となっていることから、外国人介護人材を対象とした日本語の学習支援や介護技能の向上のための取組等が有効に機能していると評価できる。</li> </ul>
	<p>（有効性の評価）</p> <p><b>【達成目標3：障害福祉人材の処遇改善部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標13については、福祉・介護職員処遇改善加算の取得率は基準年から増加していることから、都道府県・指定都市・中核市が社会保険労務士を事業所に派遣するなどの取得促進の取組は有効に機能していると評価できる。</li> <li>ただし、令和3年度実績値は目標値を若干下回ったが、その要因としては、一部の事業所等において、処遇改善等の仕組みの理解が進んでいないことなどが考えられる。</li> <li>指標14については、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得率は基準年から増加していることから、都道府県・指定都市・中核市が社会保険労務士を事業所に派遣するなどの取得促進の取組及び令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における見直しは有効に機能していると評価できる。</li> <li>ただし、令和3年度実績値は目標値を下回ったが、その要因としては、一部の事業所等において、処遇改善等の仕組みの理解が進んでいないことなどが考えられる。</li> </ul>
	<p>（効率性の評価）</p> <p><b>【達成目標1：総合的な介護人材確保対策部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1及び指標4については、介護報酬、地域医療介護総合確保基金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金などを活用し、処遇改善や人材育成への支援、離職防止のための職場環境の改善、外国人材の受入環境の整備などの取組を総合的に実施しているため、成果に対するコスト面での効率性の評価は困難。</li> <li>指標2及び3については、地域医療介護総合確保基金として都道府県計画における事後評価や医療介護総合確保促進会議における議論等を通じ、基金が適切に活用されるためのPDCAサイクルを回しながら事業を実施することで、効率的な事業実施が図られている。</li> <li>指標5及び指標6については、事業の効率性向上の観点から申請書類の簡素化に取り組んでおり、前年度から比較すると増加傾向にあることから効率的な取組が行われていると評価できる。</li> </ul>
	<p>（効率性の評価）</p> <p><b>【達成目標2：外国人介護人材の活用部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標10について、外国人介護人材受入支援事業は、令和3年度より、集合形式の研修等に加え、オンライン形式の研修等についても、実施要綱における補助対象に明記するなど、必要に応じて事業内容を見直しており、事業の効率性は向上しているものと考えられる。</li> <li>指標11については、地域医療介護総合確保基金として都道府県計画における事後評価や医療介護総合確保促進会議における議論等を通じ、基金が適切に活用されるためのPDCAサイクルを回しながら事業を実施することで、効率的な事業実施が図られている。</li> <li>指標12について、令和3年度は試験実施国を拡大しており、受験者の属性なども変化している。また、新型コロナウイルスの影響による学習環境の変化等もあったことから、経年で一概にコスト面での評価を行うことは困難であるが、補助事業において、特定技能評価試験の合格に向けた学習用テキストを作成、翻訳し、特定技能評価試験に向けた学習を自律的に行うための環境整備を行っていることから、妥当と考えられる。</li> </ul>
<p>（効率性の評価）</p> <p><b>【達成目標3：障害福祉人材の処遇改善部分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標13から指標14については、平成30年度以降執行額がほぼ一定である（※）に関わらず、実績が順調に上昇していることから効率的な取組が行われていると評価できる。 ※ 平成30年度執行額：53百万円、令和元年度53百万円、令和2年度：49百万円、令和3年度：52百万円</li> </ul>	

評価結果と 今後の方向性	施策の分析 (現状分析)	(現状分析)
		【達成目標1:総合的な介護人材確保対策部分】
		・ 指標1の介護職員数は、介護人材を確保するため、処遇改善や人材育成への支援、離職防止のための職場環境の改善、外国人材の受入環境の整備などを総合的に取り組んできた結果、介護職員数は増加している。また令和6年度中に目標を見直すこととしており、検討を進めていく。
		・ 一方で、令和元年度まで着実に増加してきたが、令和2年度においては新型コロナウイルスの感染拡大等の影響もあり伸び率が鈍化しており、現在の増加ペースでは令和5年度の目標年度における目標数にはやや届かないことが見込まれる。
		・ また、介護分野における有効求人倍率は、コロナ禍においても高い水準で推移しており、今後、労働人口が減少していくことを考慮すると、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、介護の仕事の魅力発信等介護分野への参入促進についてこれまで以上に取組を強化していく必要がある。
		・ 指標2の「介護に関する入門的研修」の実施からマッチングまでの一体支援事業により介護施設等とマッチングした数については、令和元年度は703人と高い実績となったが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大によりオンラインでの研修実施が出来なかったことなどにより、前年度に比べると実績値が低下したと考えられる。それでも、329人と平成30年度比15%増(235人)以上となっており、効果的な事業が実施できている。
	・ 指標3の地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための取組を実施する都道府県数については、平成29年度から継続的に目標を達成しており、都道府県における事業実施が定着している。	
	・ 指標4の介護福祉士従事者数については、処遇改善や人材育成への支援、離職防止のための職場環境の改善、外国人材の受入環境の整備などを総合的に取り組んできており、令和2年度まで着実に増加していることから、効果的な事業が実施できている。	
	・ 一方で、現在の増加ペースでは令和5年度の目標年度における目標数にはやや届かないことが見込まれることから、引き続き介護の仕事の魅力発信等による介護分野への参入促進、介護福祉士資格取得のための修学資金の貸付事業、離職した介護福祉士の復職支援などについて総合的に取組を行う。	
	・ 指標5については、前年度以上の取得率となっていることから、引き続き、目標達成に向けた取組を実施していく。	
・ 指標6については、前年度以上の取得率となっていることから、引き続き、前年度以上の目標達成に向けた取組を実施していく。		
施策の分析 (現状分析)	【達成目標2:外国人介護人材の活用部分】	
	・ 指標10及び指標11については、海外からの外国人の新規入国が停止され、今後の外国人介護人材の受入れの見通しが立たなかったこと等の要因から目標達成に至らなかったと考えられるが、過年度から事業を実施する都道府県数は着実に増加しており、引き続き、都道府県に対して、事業の周知を図ることとする。	
施策の分析 (現状分析)	・ 指標12について、補助事業において、特定技能評価試験の合格に向けた学習用テキストを作成、翻訳しており、引き続き、当該事業の実施を通じて、特定技能評価試験に向けた学習を自律的に行うための環境整備を推進していくこととする。	
	【達成目標3:障害福祉人材の処遇改善部分】	
次期目標等への 反映の方向性	・ 指標13から指標14については、令和2年度の基準値から比較すると順調に改善しており、目標達成に向け取組みが着実に進展している。	
	(施策及び測定指標の見直しについて)	
次期目標等への 反映の方向性	【達成目標1:総合的な介護人材確保対策部分】	
	・ 指標1の介護職員数は、令和元年度まで着実に増加してきたが、令和2年度においては新型コロナウイルスの感染拡大等の影響もあり伸び率が鈍化している。当面は令和5年度末の目標を達成するため、取組を強化していく。	
	・ その中で、介護人材については、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応などによって、介護施設等における業務が増大している。	
	・ そのため、介護分野への参入のハードルを下げ、更なる介護人材を確保・支援する観点から、介護職の業務の機能分化を図り、掃除、配膳、見守り等の周辺業務を担う人材(介護助手等)を、介護事業所とマッチングする仕組みを構築する事業を、令和4年度から地域医療介護総合確保基金のメニューとして新設しており、介護現場での多様な就労を促進していく。	
	・ 指標4の介護福祉士従事者数は、現在の増加ペースでは令和5年度における目標値に若干届かないことを予想されるため、引き続き介護の仕事の魅力発信等による介護分野への参入促進、介護福祉士資格取得のための修学資金の貸付事業、離職した介護福祉士の復職支援などについて総合的に取組を行う。	
	・ 指標2については、令和2年度時点で令和3年度目標を達成しており、適切な目標値を設定した上で引き続き目標達成を目指していく。	
・ 指標3については、既に目標が達成されているので、令和4年度事前分析表からは本指標を削除することとしている。		
・ 指標5については、今後は、毎年度の目標値を設定することとし、目標達成を目指していく。		
・ 指標6については、順調に推移していることから、引き続き前年度以上の目標達成を目指していく。		
次期目標等への 反映の方向性	【達成目標2:外国人介護人材の活用部分】	
	・ 指標10及び指標11について、令和4年3月以降、外国人介護人材の新規入国が認められ、受入れの見通しが立ち始めたことから、外国人介護人材が介護現場でより円滑に就労・定着できるよう、都道府県に対し、事業の周知徹底を図っていく。	
次期目標等への 反映の方向性	・ 指標12について、令和4年3月以降、外国人介護人材の新規入国が認められ、受入れの見通しが立ち始めたことから、現指標を維持し、引き続き目標達成に向けて学習を自律的に行うための環境整備等を推進していく必要がある。	
	【達成目標3:障害福祉人材の処遇改善部分】	
次期目標等への 反映の方向性	・ 指標13から指標14については、順調に取得率が向上していることから、引き続き目標達成を目指していく。	

参考・関連資料等	<p>○介護人材確保に向けた取り組み  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02977.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02977.html</a></p> <p>○介護分野における特定技能外国人の受入れについて  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html</a></p> <p>○関連通知等(介護職員の処遇改善)  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html</a></p>
----------	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	福祉基盤課長 宮下 雅行 福祉基盤課福祉人材 確保対策室長 今泉 愛	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	--------	--------	--	----------	--------

# 実績評価書

(厚生労働省3(X-1-1))

<p>施策目標名</p>	<p>国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること(施策目標X-1-1)                  基本目標X:高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること                  施策大目標1:老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、以下を柱に実施している。</p> <p>1. 公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づいて成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としている。また、定期的に公的年金制度の財政状況を検証することで、将来世代にわたり持続可能な公的年金制度の構築を目指している。加えて、年金を含めても所得が低く、経済的な支援を必要としている者(前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など)に対し、年金に上乘せして年金生活者支援給付金を支給することにより、これらの者の生活の支援を図る。</p> <p>2. 政府管掌年金事業(厚生年金保険事業及び国民年金事業)については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされており、同法に基づき、厚生労働大臣が定める日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)や日本年金機構が策定した中期計画及び各年度の年度計画に基づいて、計画的に公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としている。</p> <p>令和元年(2019)年度からは、第3期中期目標(対象期間:平成31年4月1日～令和6年3月31日)及び中期計画に基づいて業務を実施している。</p>						
<p>施策実現のための背景・課題</p>	1	<p>終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えるため、持続可能な公的年金制度等を構築することが課題である。</p>					
	2	<p>公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、国民生活の安定に寄与することが課題である。</p>					
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>			<p>達成目標の設定理由</p>			
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する。</p>		<p>社会経済の変動に対応し持続可能な公的年金制度等を構築するためには、継続的な検証及び改善が必要なため。</p>			
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>公的年金制度の適切な事業運営を図る。</p>		<p>国民生活の安定に寄与するためには、公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことが必要なため。</p>			
	<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>		<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>
<p>当初予算(a)</p>		<p>49,507,848,810</p>	<p>50,178,839,425</p>	<p>51,490,242,847</p>	<p>52,309,844,480</p>	<p>52,788,344,593</p>	
<p>補正予算(b)</p>		<p>0</p>	<p>0</p>	<p>-574</p>	<p>-4,451</p>		
<p>繰越し等(c)</p>		<p>-828,140</p>	<p>248,281</p>	<p>46,900</p>	<p>0</p>		
<p>合計(a+b+c)</p>		<p>49,507,020,670</p>	<p>50,179,087,706</p>	<p>51,490,289,173</p>	<p>52,309,840,029</p>		
<p>執行額(千円、d)</p>		<p>47,539,159,732</p>	<p>48,096,636,332</p>	<p>48,831,653,165</p>	<p>48,862,900,632</p>		
<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>96.0%</p>	<p>95.8%</p>	<p>94.8%</p>	<p>93.4%</p>			
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>		<p>年月日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>		
	<p>成長戦略実行計画(閣議決定)</p>		<p>令和元年6月21日</p>		<p>第1章 (4)人の変革 ④多様な働き方の拡大のインフラ整備 多様な働き方の拡大に対応するため、勤労者皆社会保険の実現を目指して、被用者保険の短時間労働者等に対する適用拡大を進める必要がある。</p>		
	<p>骨太の方針2019(閣議決定)</p>		<p>令和元年6月21日</p>		<p>第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 経済・財政一体改革の推進等 (2)主要分野ごとの改革の取組 ①社会保障 (多様な就労・社会参加に向けた年金制度改革等) 高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆社会保険制度※の実現を目指して検討を行う。働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるなど、多様な生き方、働き方に対応した社会保障制度を目指す。(略) 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行いつつ、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。(略) ※被用者保険の更なる適用拡大</p>		
	<p>全世代型社会保障検討会議中間報告</p>		<p>令和元年12月19日</p>		<p>第2章 1. 年金 人生100年時代を迎え、働き方やライフスタイルが多様化する中で、年金制度においても、多様な就労への対応、より長く働くことへの支援、自らの選択によって高齢期の経済基盤の充実を図ることができるための環境整備を進める。このため、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る。  (2)厚生年金(被用者保険)の適用範囲の拡大 (略) 以上を踏まえ、今回の改正では、50人超規模の企業まで厚生年金(被用者保険)の適用範囲を拡大することとする。スケジュールについては、2024年10月に50人超規模の企業まで適用することとし、その施行までの間にも、できるだけ多くの労働者の保障を充実させるため、2022年10月に100人超規模の企業までは適用することを基本とする。(略) あわせて、短時間労働者への適用要件のうち、1年以上の勤務期間要件は、実務上の取扱いの現状も踏まえて撤廃し、フルタイムの被保険者と同様の2ヶ月超の要件を適用する。 また、5人以上の個人事業所のうち、弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業について、適用業種に追加する。</p>		

測定指標	<p>指標1 平成28年年金改革法・受給資格期間短縮法・年金生活者支援給付金の支給に関する法律の円滑な施行(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑳】</p>	指標の選定理由	<p>・平成28年に成立した年金改革法は、将来世代の給付水準を確保するものであり、若い世代の年金制度への信頼が高まることで、安心して、今の高齢者の年金を支えていただけることとなり、制度の持続可能性も高まる。その法律の円滑な施行に向けて、法令整備を遅滞なく行うことは、持続可能な公的年金制度の構築にとって重要な意義を持つため、当該指標を選定した。</p> <p>・無年金者の問題は、かねてより年金制度の課題の一つとして指摘されており、社会保障・税一体改革において、無年金者をできるだけ救済すると同時に、納付した年金保険料を極力給付に結びつける観点から、諸外国の例も考慮し、受給資格期間を25年から10年へ短縮することとしたものである。平成28年に成立した受給資格期間短縮法は、受給資格期間の短縮は消費税率の10パーセントへの引上げ時に行うこととしていたが、消費税率引上げの延期を決定する中で、無年金の問題は喫緊の課題であることから、できる限り早期に実施すべきと判断し、平成29年8月1日施行としたものである。この法律は、年金制度への信頼を高めることにつながるものであり、円滑な実施は重要な意義をもつため、当該指標を選定した。</p> <p>・年金生活者支援給付金制度は、令和元年10月の消費税率の10パーセントへの引上げ時に合わせて、年金を含めても所得が低く、経済的な支援を必要としている者に対し、年金に上乗せして支給するものである。低年金・低所得の高齢者の方への対策については、社会保障全体で総合的に取り組むこととしており、年金生活者支援給付金はその一環として取り組むものであって、円滑な実施は重要な意義をもつため、当該指標を選定した。</p> <p>(参考)平成28年度実績:平成28年年金改革法、受給資格期間短縮法の成立</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
		-	必要な法令整備	必要な法令整備	必要な法令整備	必要な法令整備	必要な法令整備	円滑な施行に向けた法令整備	○	○
		必要な法令の整備を行った	必要な法令の整備を行った	必要な法令の整備を行った	必要な法令の整備を行った	必要な法令の整備を行った				
	<p>指標2 令和元年財政検証の実施、および検証結果等を踏まえた制度改正の実施、令和2年年金改正法の円滑な施行(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連: 社会保障分野⑳】</p>	指標の選定理由	<p>・財政検証は、少なくとも5年に1度、将来の人口や経済の前提を設定した上で、長期的な年金財政の収支見通しやマクロ経済スライドの調整期間の見通しを作成し、年金財政の健全性を検証するものであり、国民の信頼を高めることにつながる。また、検証結果を踏まえて必要な検討を行うことは、持続可能な年金制度の構築にとって重要な意義を持つため、当該指標を選定した。</p> <p>・令和2年年金改正法は、令和元年財政検証を踏まえ、社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るものであり、その法律の円滑な施行に向けて、法令整備を遅滞なく行うことは、持続可能な公的年金制度の構築にとって重要な意義を持つため、当該指標を選定した。</p>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度		
-		-	-	財政検証の実施	財政検証の結果等を踏まえた必要な検討の実施、法令整備	必要な法令整備	円滑な施行に向けた法令整備	○	○	
			財政検証を実施し(8月公表)、必要な検討を行った	令和2年年金改正法が国会で成立し、その施行のため政省令の整備を行った	令和2年年金改正法の施行のため政省令の整備を行った					
<p>【参考】指標3 年金教育の実施</p>	実績値									
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
		3,650回	3,993回	3,834回	2,125回	3,077回				

測定指標	指標4 国民年金の現年度納付率 (アウトプット)	指標の選定理由	国民年金保険料の納付率を向上させることが、公的年金制度の適正な事業運営に必要なため指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和3年度の目標値としている。  ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。  ※出典: 日本年金機構中期計画 <a href="https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html">https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html</a> 日本年金機構年度計画 <a href="https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html">https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html</a>  (参考)平成27年度実績:63.4%、平成28年度実績:65.0%							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	65.0%	前年度実績から1.0ポイント以上(66%)の水準	前年度実績から1.0ポイント以上(67.3%)の水準	前年度実績から1.0ポイント以上(69.1%)の水準	前年度実績から1.0ポイント以上(70.3%)の水準	前年度実績を上回り令和元年度から2.0ポイント程度(71.6%)の水準	前年度実績を上回り令和元年度から2.0ポイント程度(71.6%)の水準	○	○	
		66.3%	68.1%	69.3%	71.5%	73.9%				
	指標5 厚生年金保険等の適用の状況 (アウトプット)	指標の選定理由	厚生年金保険の適用される事業所を把握するとともに、把握した事業所へ加入指導を行うことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要なため指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和3年度の目標値としている。  ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。  ※出典: 日本年金機構年度計画 <a href="https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html">https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html</a>  (参考)平成27年度実績:92,550事業所、平成28年度実績:115,105事業所							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	115,105	(1)適用目標事業所数:80,000事業所 (2)適用目標被保険者数:215,000人	(1)適用目標事業所数:87,500事業所 (2)適用目標被保険者数:196,500人	適用目標事業所数:80,000事業所	適用目標事業所数:82,000事業所	適用目標事業所数:88,000事業所	適用目標事業所数:88,000事業所	○	○	
		(1)適用事業所数:99,064事業所 (2)適用被保険者数:228,970人	(1)適用事業所数:100,727事業所 (2)適用被保険者数:200,155人	91,342事業所	99,682事業所	104,225事業所				
	指標6 年金給付事務の所要日数の目標(「サービススタンダード」)の達成率 (アウトカム)	指標の選定理由	年金事務所などで請求書を受け付けてからお客様に年金証書が届くまでの標準的な所用品数をサービススタンダードとして定め、その達成状況の改善に取り組むことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要なため指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和3年度の目標値としている。  ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。  ※出典: 日本年金機構中期計画 <a href="https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html">https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html</a> 日本年金機構年度計画 <a href="https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html">https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html</a>  (参考)平成27年度実績:①94.1% ②90.1%、平成28年度実績:①95.9% ②91.7%							
目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		同上								
基準値		年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値								
平成28年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度			
①95.9% ②91.7%	90%	90%	90%	90%	90%	90%以上	○	○		
(①高齢厚生年金 ②障害厚生年金)	①88.2% ②85.0%	①92.2% ②88.5%	①95.3% ②90.0%	①97.4% ②75.4%	①97.9% ②95.7%					



測定指標

指標7 「ねんきんネット」のID取得件数 (アウトプット)	指標の選定理由	令和3年7月に改善されたマイナポータル経由での「ねんきんネット」の新規利用拡大を図るため、年金事務所等における利用勧奨を行っていく。 また、アクセスキーの発行強化などの取組を引き続き推進するとともに、「ねんきんネット」本体画面のユーザビリティや見やすさの改善及びスマートフォン対応の拡充等による機能強化・利便性向上を進めることで、利用者及び利用回数の増加を図っていく。  (参考)平成27年度実績:418万件、平成28年度実績:457万件							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	457万件	前年度比20%増(548.4万件)	前年度比20%増(632.4万件)	前年度の増加実績(95万件)を上回る取得件数	前年度の増加実績(107万件)を上回る取得件数	「ねんきんネット」の利用拡大を図る(ID取得件数)	「ねんきんネット」の利用拡大を図る	○	○
	527万件	622万件	729万件	860万件	997万件				
指標8 未統合記録(5095万件)の解明件数 (アウトプット)	指標の選定理由	未統合記録の解明・統合に向けて様々な取組を進めてきたところであり、その解明件数を目標として定めるもの。目標値については、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和3年度の目標値としている。※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。  ※出典:日本年金機構中期計画 <a href="https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html">https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html</a> 日本年金機構年度計画 <a href="https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html">https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html</a>  (参考)平成27年度実績:3,110万件、平成28年度実績:3,145万件							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	3,145万件	未統合記録の解明・統合を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	○	○
	3,192万件	3,234万件	3,272万件	3,301万件	3,321万件				
指標9 保管文書1箱あたりの単価 (アウトカム)	指標の選定理由	国民の年金給付に結びつく大量な文書を適切に保管するにあたり、1箱あたり単価を削減することで事務費コストを抑制し適正な事業運営に資することから指標として選定し、平成28年度比で10%削減することを目標値としている。							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	930円	-	-	平成28年度比で10%削減	平成28年度比で10%削減	平成28年度比で10%削減	平成28年度比で10%削減(837円)	○	△
	-	737円	790円	886円	887円				
指標10 20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数 (アウトカム)	指標の選定理由	従来は、20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数が、長い方で60日程度かかるケースが生じていたが、令和元年10月から20歳到達者について、届出勧奨を行わずに最初から職権適用を行うことにより、当該期間を長い方で14日程度まで短縮することを目標値とする。							
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上							
	基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		年度ごとの実績値							
	平成29年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	60日	-	-	14日	14日	14日	納付書の送付を14日程度まで短縮	○	○
	60日	60日	14日	14日	14日				

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第12回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ（令和4年8月26日開催）で議論いただいたところ、以下の3点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。</p>
	<p>【達成目標1について】</p> <p>① 課題1として記載されている「持続可能な公的年金制度等を構築すること」という内容に対し、測定指標1は「必要な法令の整備」が目標となっているが、政策評価のロジックモデルとして妥当なのか。</p> <p>② 持続可能な公的年金制度の構築という達成目標に対しては、年金に対する国民の不安を解消し、国民の理解を得ていくことが重要であると考えられる。そのため、参考指標3として記載している、年金教育の実施回数に関して、財政検証結果を分かりやすく伝えることや、高校の「公共」の授業で年金教育が始まったので、高校に対する情報提供等を必要な法令整備に替えて指標にできないか。</p> <p>③ 基本目標⇒施策大目標⇒施策目標というように、基本目標から施策目標に目標に落とし込まれるはずだが、現状では、施策目標よりも施策大目標の方が具体性がある記載となっている。評価方式を改めるか、年金教育の実施回数のように「国民からの信頼、安心」にフォーカスして定量的な指標設定可能な達成目標、ひいては施策目標を設定するか。いずれかの対応を検討すべき。</p> <p>(①～③について) ⇒「公的年金制度等の改善」については、委員からの指摘を念頭に置いた上で次年度以降の対応を検討する。</p>

評価結果と今後の方向性	<p>目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】</p>
	<p>(判定結果) A【目標達成】</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1、指標2、指標4～6、指標10については、全て目標を達成している。</li> <li>指標7については、ねんきんネットの利用者は着実に増加しており、目標を達成している。</li> <li>指標8については、未統合記録の解明は毎年度着実に進展しており、目標を達成している。</li> <li>指標9については、入札等の結果、目標をわずかに達成できていない結果であるものの、平成29年以降、効率的な運用(調達)方法に変更したことにより平成30年度及び令和元年度においては目標を達成している。</li> <li>以上より、1指標の達成状況が「△」であるが、その他9指標の達成状況は「○」であることから、判定結果はA【目標達成】に区分されるものとした。</li> </ul>
	<p>(有効性の評価)</p> <p>【達成目標1:公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年年金改革法(指標1)は、将来世代の給付水準を確保し若い世代の年金制度への信頼が高めることで、公的年金制度の持続可能性を向上させるための見直しを行うものであり、令和2年年金改正法(指標2)は、令和元年財政検証を踏まえ社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るための見直しを行うものである。</li> <li>いずれについても、法律の円滑な施行に向けて、法令整備を遅滞なく行ったことは、持続可能な公的年金制度を構築するための改善という目標に対して有効に機能していると評価できる。</li> </ul> <p>【達成目標2:公的年金制度の適切な事業運営を図る】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標4(国民年金の現年度納付率)については、年度計画に基づいた取組の結果、令和3年度の現年度納付率が73.9%へと平成23年度から10年連続で上昇しており、令和3年度の最終納付率(令和元年度分保険料)は78.0%へと平成24年度の最終納付率(平成22年度分保険料)から9年連続で上昇している。実績値が計画期間中の各年度において目標を上回って達成していることから、日本年金機構における国民年金の保険料収納対策は有効に機能していると評価できる。</li> <li>指標5(厚生年金保険等の適用の状況)については、年度計画に基づいた取組の結果、実績値が計画期間中の各年度において目標を上回って達成していることから、日本年金機構における事業所への加入指導は有効に機能していると評価できる。</li> <li>指標6(年金給付事務の所要日数の目標(サービススタンダード)の達成率)については、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、「サービススタンダード」の達成状況を適切に把握し、事務処理体制の強化等を図るなど取組を継続することで、目標を達成しており、年金の迅速な支給決定が行われていると評価できる。</li> <li>指標7(「ねんきんネット」のID取得件数)については、20歳到達者へ、ユーザIDを即時に取得できるアクセスキーの通知を行うなどの取組により、利用者は着実に増加している。</li> <li>指標8(未統合記録の解明件数)については、名寄せ特別便等の未回答者へのお知らせ再送付や、年金請求時に年金記録の確認を徹底したことなどにより、未統合記録の解明は毎年度着実に進展している。</li> <li>指標9(保管文書1箱あたりの単価)については基準年度の平成28年度と比較した場合、現時点での人件費や輸送費等の事業者側のコストが上がっていると思われるため、入札等の結果、目標をわずかに下回る結果(94%)となっている。</li> <li>指標10(20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数)については、資格取得の届出省略を可能とする省令改正等により、市区町村からの情報提供に基づく20歳到達者の職権適用を実施し、令和元年10月以降、初回納付書送付までの日数を14日程度まで短縮が達成できていることから、有効に機能していると評価できる。</li> </ul> <p>施策の分析 (有効性の評価)</p>

<p>評価結果と 今後の方向性</p>	<p>施策の分析 (効率性の評価)</p>	<p>(効率性の評価)</p> <p><b>【達成目標1: 公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1(平成28年年金改革法の施行)及び指標2(令和2年年金改正法の施行)については、各法律の円滑な施行のためには多大な関係法令の改正を要するところ、施行日までの期間と必要な作業量を踏まえて毎年度目標値を設定・達成していることから、効率的な取り組みが行われていると評価できる。</li> </ul> <hr/> <p><b>【達成目標2: 公的年金制度の適切な事業運営を図る】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標4(国民年金の現年度納付率)については、年齢や所得、未納月数等未納者の属性に応じたきめ細やかな分析に基づく効果的かつ効率的な納付督促の実施、免除・猶予制度の利用促進を実施するとともに、20歳到達者を始めとした若年層の納付率向上に向けた各種取組や無年金・低年金防止の観点からの長期未納者に対する納付督促等を計画的に実施した。併せて年金事務所と市場化テスト受託事業者が連携して効率的に納付督促・免除勧奨を実施するなど、国民年金保険料納付率向上に向け効率的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>指標5(厚生年金保険等の適用の状況)については、緊急事態宣言等が発出されている地域において、従来の訪問・来所要請による加入指導を抑制し、文書・電話を中心とした加入指導を行った。適用対策に一定の制約はあったものの、国税源泉徴収義務者情報を活用した加入指導に加え、法人登記簿情報等を活用した加入指導もあわせて実施するなど、厚生年金保険等の適用促進対策について効率的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>指標6(年金給付事務の所要日数の目標(サービススタンダード)の達成率)については、新型コロナウイルス感染症による影響がある中でも、迅速な支給決定ができるよう、人員のシフトによる事務処理体制の強化等の取組を実施するなど、サービススタンダードの達成に向け効率的な取組が行われていると評価できる。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標7(「ねんきんネット」のID取得件数)については、ねんきん定期便等の送付機会を活用してねんきんネットの利用勧奨を行うなど、効率的に事業が実施されている。</li> <li>指標8(未統合記録の解明件数)については、ねんきん定期便等の送付機会を活用して年金記録確認の呼びかけを行うなど、効率的に事業が実施されている。</li> <li>指標9(保管文書1箱あたりの単価)については、倉庫の賃貸借による文書保管が中心だった運用から、倉庫賃貸借と文書保管委託を行う場合の費用等との比較検討を行った上で調達を行う運用に変更しており、効率的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>指標10(20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数)については、従来行っていた資格取得の届出勧奨が省略されたことにより、初回納付書送付までの期間が短縮されていることから、効率的な取り組みが行われていると評価できる。</li> </ul>
	<p>施策の分析 (現状分析)</p>	<p>(現状分析)</p> <p><b>【達成目標1: 公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1(平成28年年金改革法の施行)については、令和3年度に平成28年年金改革法等の円滑な施行に向けた法令整備を行うという目標を達成した。</li> <li>指標2(令和2年年金改正法の施行)については、令和3年度に令和2年改正法の施行のために必要となる法令整備を適切に行ったところであり、最後の施行が予定されている令和6年度に向けて、引き続き令和2年改正法の円滑な施行に向けた法令整備を進めていく。</li> </ul> <hr/> <p><b>【達成目標2: 公的年金制度の適切な事業運営を図る】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標4(国民年金の現年度納付率)、指標5(厚生年金保険等の適用の状況)、指標6(年金給付事務の所要日数の目標(サービススタンダード)の達成率)、指標10(20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数)については、令和3年度の実績は目標値を上回っており、引き続き取組を実施していく。</li> <li>指標7(「ねんきんネット」のID取得件数)については、令和3年7月にねんきんネットとマイナポータル連携が改善され、マイナポータル経由での利用者が増加していることもあり、令和3年度末時点の「ねんきんネット」ユーザID取得件数は約997万件と着実に増加している。引き続き「ねんきんネット」の利用拡大に向けた取組を進めていく。</li> <li>指標8(未統合記録の解明件数)については、未統合記録の解明は着実に進展しており、令和3年度には約20万件的未統合記録が解明され、令和4年3月時点で解明された記録件数は約3,321万件となっている。引き続き未統合記録を解明するための取組を進めていく。</li> <li>指標9(保管文書1箱あたりの単価)については、文書等保管事業について効率化を進めてきており、引き続き適切な運用を行っていく。</li> </ul>

評価結果と 今後の方向性	次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		<p><b>【達成目標1: 公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1(平成28年年金改革法の施行)については、令和3年度に目標を達成したことから、測定指標から削除する方向で検討する。</li> <li>指標2(令和2年年金改正法の施行)については、順調に年度ごとの目標を達成していることから、最後の施行が予定されている令和6年度に向けて引き続き令和2年改正法の施行のための法令整備を適切に行っていく。</li> </ul> <p><b>【達成目標2: 公的年金制度の適切な事業運営を図る】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標4(国民年金の現年度納付率)について、未納者の年金受給権を確保するため、国民年金の納付率の向上に向けた機構全体及び年金事務所ごとに令和4年度行動計画を策定し、収納対策を効果的・効率的に推進する。特に若年層を中心として納付に重点を置いた施策を実施し、納付月数の確保に注力するとともに、令和3年度までに新型コロナウイルス感染症の影響により臨時特例免除が承認された後に未納となった方に対する収納対策を確実に行うことにより納付率の向上を図る。</li> <li>指標5(厚生年金保険等の適用の状況)について、国税源泉徴収義務者情報を活用した取組を進め、適用調査対象事業所は着実に減少してきたところであるが、未適用事業所の更なる解消に向けて、令和2年度からの4年間で集中的に取り組む方針に沿って、令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、継続的に取り組む。</li> <li>指標6(年金給付事務の所要日数の目標(サービススタンダード)の達成率)について、「サービススタンダード」の達成状況を適切に把握し、各サービススタンダードの達成率 90 % 以上を維持するよう取り組む。</li> <li>指標7(「ねんきんネット」のID取得件数)については、順調に推移しており、令和3年7月にねんきんネットとマイナポータル連携が改善されたことも踏まえ、マイナポータル経由でのねんきんネットの利用拡大に向けた取組を中心に実施していく。</li> <li>指標8(未統合記録の解明件数)については、順調に推移していることから、今後も名寄せ特別便等の未回答者にお知らせを送付するなど、引き続き未統合記録の解明に向けた取組を実施していく。</li> <li>指標9(保管文書1箱あたりの単価)については、文書等保管事業について効率化を進めてきているが、平成28年度の1箱あたり単価を基準とした現在の目標は、事業者側のコストが増加傾向となっている現状においては達成が困難となっていくことが予想される。現在の基準年度(平成28年度)の変更や、紙の電子データ化を進めることによる保管箱数の増加抑制など、目標の見直しを検討していく。</li> <li>指標10(20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数)について、目標を達成するためのスキームも構築され、今後も目標達成が見込まれることから新たな指標の設定について今後検討していく。</li> </ul>

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構年度計画 URL: <a href="https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/nendokeikaku/index.html">https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/disclosure/nendokeikaku/index.html</a></li> <li>業務実績報告書(案) URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kanribukai-siryo62_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kanribukai-siryo62_00001.html</a></li> <li>行政事業レビューシート(令和3年度レビューシート「890ねんきん定期便」) URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_xls_saisyu/890.xlsx">https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2021/2020_xls_saisyu/890.xlsx</a></li> </ul>
----------	--

担当部局名	年金局	作成責任者名	総務課長 岡部 史哉 年金課長 若林 健吾 数理課長 佐藤 裕亮 首席年金数理官 村田 祐美子 事業企画課長 田中 謙一 事業管理課長 樋口 俊宏	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-----	--------	--	----------	--------

# 実績評価書

(厚生労働省3(X-1-2))

<p>施策目標名</p>	<p>高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること(施策目標X-1-2)                  基本目標X: 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること                  施策大目標1: 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>○ 私的年金制度の普及・拡大を進め、公的年金と相まって国民の高齢期における所得保障の重層化を図るため、法令改正等の必要な制度改善に取り組むとともに、法令の適正な施行等、制度の適切な運営を図ること。                  (参考)関連法令: 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号) 等</p> <p>○ 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)」では、高齢期の就労の拡大を制度に反映し、長期化する老後生活の経済基盤の充実を図ることを目的とする公的年金制度の改正と合わせて、高齢期の就労の拡大に伴って更に多様化する高齢者のニーズに応えられるよう、以下の①～③等の内容について見直しを行うこととされた。</p> <p>① 確定拠出年金(DC)の加入可能年齢の引上げや受給開始時期等の選択肢の拡大                  ・DCの加入可能年齢の引上げ 企業型DC: 厚生年金被保険者のうち65歳未満 → 厚生年金被保険者(70歳未満)、個人型DC(iDeCo): 国民年金被保険者のうち60歳未満 → 国民年金被保険者(65歳未満) (令和4年5月施行)                  ・受給開始時期等の選択肢の拡大 DC: 60歳から70歳の間で受給者が選択 → 上限年齢を75歳に引上げ (令和4年4月施行)                  確定給付企業年金(DB): 60歳から65歳の間で労使合意に基づく規約において支給開始時期を設定 → 支給開始時期の設定可能範囲を70歳までに拡大(60～70歳) (令和2年6月5日施行)</p> <p>② 確定拠出年金制度における中小企業向け制度の対象範囲の拡大                  ・中小企業向け制度(簡易型DCやiDeCoプラス)について、制度を実施可能な従業員規模を100人以下から300人以下に拡大 (令和2年10月施行)</p> <p>③ 企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入要件の緩和 (令和4年10月施行)                  ・現在、企業型DCに加入している者がiDeCoに加入するには、労使合意に基づく規約の定めと事業主掛金の上限の引下げが必要となるが、これが不要となり、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で加入できるようになる</p> <p>○ DCの拠出限度額について、全てのDB等の他制度の掛金額を一律評価している現状を改め、以下のとおりDB等の他制度ごとの掛金額の実態を反映して公平できめ細かな算定方法に改善を図ることが令和2年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正の大綱に盛り込まれた。</p> <p>①DB制度の加入者の企業型DCの拠出限度額(現行: 月額2.75万円)を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額を控除した額とする。</p> <p>②DB制度の加入者の個人型DCの拠出限度額(現行: 月額1.2万円)を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額及び企業型DCの掛金額を控除した額(月額2万円を上限)とする。</p>					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>・ 老後生活の基本を支える機能を有する公的年金をベースに老後生活の多様なニーズに応える私的年金についても、更に多様化する高齢者のニーズに応えられるよう、その充実と普及を図っていくことが必要となっている。</p> <p>・ 引き続き、中小企業向けの企業年金制度やiDeCo(個人型確定拠出年金)の普及推進、企業年金制度のより適切かつ安定的な運営等が課題であり、さらなる私的年金の普及・拡大に向けた取組を進めていく必要がある。</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>			<p>達成目標の設定理由</p>		
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>企業年金制度やiDeCo等の周知・広報に取り組むとともに、制度改善についても検討を行い、私的年金の普及・拡大を図る。</p>		<p>私的年金の普及・拡大を図るためには、国民の高齢期の所得保障に確実に資するような制度設計及び制度運営が必要なため。</p>		
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>
	<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>30,241</p>	<p>50,937</p>	<p>54,248</p>	<p>48,631</p>
		<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
		<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
		<p>合計(a+b+c)</p>	<p>30,241</p>	<p>50,937</p>	<p>54,248</p>	<p>48,631</p>
		<p>執行額(千円、d)</p>	<p>28,116</p>	<p>11,461</p>	<p>17,944</p>	<p>8,959</p>
		<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>93.0%</p>	<p>22.5%</p>	<p>33.1%</p>	<p>18.4%</p>
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p> <p>成長戦略フォローアップ(閣議決定)</p>		<p>年月日</p> <p>令和2年7月17日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所)</p> <p>1. 新しい働き方の定着                  (2)新たに講ずべき具体的施策                  ix)働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し                  2020年に成立した、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、自分で選択可能となっている年金受給開始時期についての上限の70歳から75歳への引上げ、在職老齢年金制度についての支給停止とならない範囲の拡大、私的年金(確定拠出年金)の加入可能年齢の引上げ等が盛り込まれた「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」について、順次その円滑な施行を図る。                  4. オープン・イノベーションの推進                  (2)新たに講ずべき具体的施策                  ix)投資家に魅力があり企業価値向上に繋がる金融資本市場の整備(略)                  また、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の私的年金の普及を図るためiDeCo加入手続のオンライン化等の手続簡素化を行う。</p>	

達成目標1について		企業年金制度やiDeCo等の周知・広報に取り組むとともに、制度改善についても検討を行い、私的年金の普及・拡大を図る。								
測定指標	指標1 確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金の加入者数(延べ人数) (アウトプット)	指標の選定理由	高齢期における個人の所得確保を図るため、私的年金の普及・拡大が課題であり、加入者数を増加させることが重要であるため、確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金全体の加入者数を測定指標とした。							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	平成24～28年度の増分を平準化した場合、毎年度50万人弱ペースで加入者数が増加していることを踏まえた目標としている。 なお、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の施行後、厚生年金基金は新設することが認められていないことから、厚生年金基金の加入者は算定の対象としていない。 (参考)平成27年度実績:1,412万人、平成28年度実績:1,492万人							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
		平成27年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	○	(○)
		1,412万人	1,540万人	1,720万人	1,835万人	1,904万人	1,958万人	1,958万人		
		1,671万人	1,785万人	1,854万人	1,908万人	集計中 (R4年12月頃公表予定)				
【参考】指標2 個人型確定拠出年金の加入者数	実績値									
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
	85万人	121万人	156万人	194万人	239万人					

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第12回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(令和4年8月26日開催)で議論いただいたところ、以下の2点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。
	<p>【達成目標1の指標1】</p> <p>① 指標1は、確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金という3つの私的年金をまとめているが、それぞれ普及を目指していると思われるため、分けて記載してはどうか。</p> <p>⇒ 企業年金(確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金)、個人型確定拠出年金、国民年金基金それぞれの加入者数を、参考指標として記載することとした。</p>
	<p>② 指標1のような加入者数だけでなく、私的年金制度のカバー率(特に第1号被保険者にとっての国民年金基金加入割合)を示すことはできないか。</p> <p>⇒ 国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者の合計数(※)に対する国民年金基金加入者数の割合を、参考指標として記載することとした。 (※) 農業者年金基金加入者、国民年金保険料免除者、学生納付特例者を除く。</p>

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)②【目標達成】
	総合判定	(判定結果) A【目標達成】
		(判定理由) ・ 指標1(確定拠出年金、確定給付企業年金及び国民年金基金の加入者数)については、毎年度の目標値を達成しており、令和3年度の実績についても概算値で推計すると1,985万人であることから、令和3年度の目標値を達成できる見込みであるため、判定結果は②に区分されるものとして、A(目標達成)とした。
	施策の分析	(有効性の評価)
		・ 指標1について、これまでの法令改正等の制度改正及び制度の周知・広報活動により、確定拠出年金の加入者数が大幅に増加したことが、加入者数の安定的な増加に寄与していると考えられるため、私的年金制度の適切な整備及び運営の実施は、有効に機能していると評価できる。 ・ また、参考指標2(個人型確定拠出年金の加入者数)についても、直近5年間で約2.8倍に増加していることを踏まえると、上記と同様に制度の適正な整備及び運営が実施されていると評価できる。 ・ なお、高齢期の就労の拡大に伴って更に多様化する高齢者のニーズに対応するため、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」及び「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和3年政令第244号)」が今後順次施行されることから、今後さらなる加入者数の増加が見込める。
		(効率性の評価)
・ 指標1については、執行額が減少しているにもかかわらず、実績が順調に上昇しており、毎年度目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。 ・ 令和元年度から令和3年度まで本施策目標に係る予算の執行率が約20～30%程度で推移しているが、これは予算要求当初はパンフレットの印刷、セミナーの開催等による周知広報等を検討していたが、①HPやメール等を活用した効率的な方法に変更したこと、②新型コロナウイルス感染症の影響により予定されていた諸施策を実施できなくなったこと等の要因が考えられる。執行率の改善に向け、今後は制度周知や必要な制度改善のための調査研究などに予算を活用していく。		
(現状分析)		
・ 指標1については、毎年度順調に目標値を達成しており、かつ概算値で推計したところ、令和3年度の目標値を達成する見込みであることから、私的年金の普及・拡大に向けた取組が着実に進展している。今後は、取組の更なる進展に向け、直近の実績値を基に目標値の引上げを図る。		
次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)	
	・ 指標1については、目標値を達成見込みであることから、私的年金の普及・拡大のため、私的年金への更なる加入者の増加を目指し、直近の実績値を基に目標水準の引上げを図る。 ・ また、達成目標1の参考指標として、以下の2つも令和4年度事前分析表から設定することとした。 ① 企業年金(確定給付企業年金及び企業型確定拠出年金)、個人型確定拠出年金、国民年金基金それぞれの加入者数 ② 国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者の合計数(※)に対する国民年金基金加入者数の割合 (※)農業者年金基金加入者、国民年金保険料免除者、学生納付特例者を除く。	

参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/">https://elaws.e-gov.go.jp/</a>  成長戦略フォローアップ <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2020.pdf">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/fu2020.pdf</a>  確定拠出年金制度 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/index.html</a>  企業型確定拠出年金制度加入者数 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000520816.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000520816.pdf</a>  個人型確定拠出年金制度加入者数 <a href="https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/number_of_members_R0404.pdf">https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/number_of_members_R0404.pdf</a>  確定給付企業年金制度 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062851.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062851.html</a>  確定給付企業年金の事業状況等(2019(令和元)年度版) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000712299.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000712299.pdf</a>  国民年金基金制度 <a href="https://www.npfa.or.jp/">https://www.npfa.or.jp/</a>  国民年金基金現存加入員の推移 <a href="https://www.npfa.or.jp/state/R2genzon.pdf">https://www.npfa.or.jp/state/R2genzon.pdf</a></p>
----------	--

担当部局名	年金局企業年金・個人年金課	作成責任者名	企業年金・個人年金課長 大竹 雄二	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	---------------	--------	----------------------	----------	--------

# 実績評価書

(厚生労働省3(X I - 1 - 4))

<p>施策目標名</p>	<p>介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること (施策目標X I - 1 - 4) 基本目標X I : 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 : 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>○ 本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るために実施している。</p> <p>○ そして、今後、高齢化が一層進展するとともに、一人暮らし高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進していく。</p> <p>○ 介護保険制度では、市町村を保険者としつつ、国、都道府県が役割に応じて市町村を重層的に支える仕組みとなっている。また、介護保険法においては、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めることとされている。都道府県及び市町村は、基本指針に則して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。</p> <p>○ いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年だけでなく、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護サービス需要がさらに増加・多様化し、現役世代(担い手)の減少も顕著になる見込みである。また、高齢化の進展のスピードや地域資源の状況などは地域によって異なるため、それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が重要となる。</p> <p>○ そこで、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第52号)による介護保険法改正により、今後の介護サービス基盤の整備にあたっては、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら計画的に進めるべく、①介護保険事業計画の作成にあたり、当該市町村の人口構成の変化の見通しを勘案すること、②介護保険事業(支援)計画の記載事項として有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を追加等の規定を盛り込み、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等を進める(※1)こととしている。 ※1 令和3年4月1日施行済</p> <p>○ 上記の法改正を踏まえ、第8期(令和3年度～5年度)においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減していく令和22(2040)年までの双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて、第8期計画に位置付けることとしている。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症への対応については、高齢者や基礎疾患のある者が重症化しやすく介護施設・事業所では特に注意が必要である一方、介護サービスは生活を支えるために必須のものであり継続性も強く求められることから、基準等の予算事業等や介護報酬を組み合わせながら新型コロナウイルス感染防止に配慮した介護サービス提供体制の確保等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した介護サービス事業所等に対して、職員確保や消毒などのかかり増し経費や都道府県における緊急時の応援派遣に係る体制構築の支援</li> <li>・ 介護施設等における感染症拡大防止対策に係る支援(介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置や多床室の個室化等に必要な費用補助)</li> <li>・ 介護サービス事業所等におけるICT・ロボット等の導入支援</li> <li>・ 介護サービス事業所等の職員が感染症対策についての相談を受けられる窓口設置、業務継続計画(BCP)の作成支援、職員のメンタルヘルス支援等</li> <li>・ 介護支援専門員研修のオンライン化促進のための通信教材に係る環境の運用・保守、通信教材の管理</li> </ul>					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>・ 介護保険サービスの利用者は、在宅サービスを中心に増加し、制度創設時の平成12年4月には149万人であったサービス利用者数は令和3年3月には509万人と約3.4倍に増加している。こうした介護保険制度の定着にあわせて、サービス利用が伸び、それに伴いその費用も増加している。平成12年度は3.6兆円だった介護給付費は令和元年度には10.8兆円となっており、高齢化がさらに進展し、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年には、介護給付費は約15兆円になると推計されている。</p> <p>・ 介護ニーズが増大する一方で、生産年齢人口の減少が顕著となることを見込まれる中で、必要なサービスはしっかりと確保しつつ、サービスの適正化・重点化を図り、制度の安定性・持続可能性を高めていくことが必要である。</p>				
	<p>2</p>	<p>・ 全国的に人口減少・高齢化が進行する中でも、高齢者人口・高齢化率の動きや地域資源の状況等は地域によって大きく異なる。そのため、自治体ごとに、中長期的な人口構造の変化と介護サービスのニーズを見据えて、計画的に介護サービスの提供体制の整備等を進める必要がある。</p> <p>・ 具体的には、各地域の将来推計人口、認定率の伸び、利用率の伸びや事業者の参入意向を把握しつつ、他地域や全国の給付状況、サービスのバランス等との比較を通じて、各自自治体において、どのような保険料水準でどのようなサービス水準を目指すのかの判断と合意形成、認識の共有を図った上で策定する介護保険事業計画に基づき、都市部・地方部など地域の実情に応じた介護サービス基盤を整備していく必要がある</p>				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>			
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>介護保険制度の適切な運営を図る。</p>		<p>総人口の減少とともに、現役世代の急減が見込まれる一方で、高齢者(特に75歳以上の高齢者)については、実数・割合ともに増加していくと推計される。このような中で今後も介護保険制度を維持していく必要があるため。</p>			
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>必要な介護サービスの量及び質を確保する。</p>		<p>利用者の尊厳に配慮し、必要な方に必要なサービスを提供するためには、サービスの量と質を一体的に確保することが必要であるため。</p>			
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>
<p>予算の状況(千円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>2,974,947,144千円の内数</p>	<p>3,097,653,185千円の内数</p>	<p>3,262,242,579千円の内数</p>	<p>3,335,743,622千円の内数</p>	<p>3,446,328,049千円の内数</p>
	<p>補正予算(b)</p>	<p>▲2,876,186千円の内数</p>	<p>11,834,526千円の内数</p>	<p>24,169,385千円の内数</p>	<p>129,544,033千円の内数</p>	<p>-</p>
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>▲34,009,844千円の内数</p>	<p>42,703,722千円の内数</p>	<p>64,122,838千円の内数</p>	<p>70,141,843千円の内数</p>	<p>-</p>
	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>2,938,526,801千円の内数</p>	<p>3,152,191,433千円の内数</p>	<p>3,350,534,802千円の内数</p>	<p>3,535,429,498千円の内数</p>	<p>-</p>
	<p>執行額(千円、d)</p>	<p>2,827,223,771千円の内数</p>	<p>2,894,249,244千円の内数</p>	<p>2,990,414,178千円の内数</p>	<p>3,064,199,204千円の内数</p>	<p>-</p>
	<p>執行率(%、d/(a+b+c))</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>



	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	①第190回国会における施政方針演説(安倍総理)	①平成28年1月22日	<p>①「介護離職ゼロ」という明確な目標を掲げ、現役世代の「安心」も確保する社会保障制度へと改革を進めてまいります。在宅介護の負担を軽減します。特別養護老人ホームやサービス付き高齢者住宅など多様な介護の受け皿を、2020年代初頭までに50万人分整備します。</p> <p>②(介護基盤整備の着実な推進) 緊急対策に基づき、現行の介護保険事業計画等における約38万人分以上(2015年度から2020年度までの増加分)の整備加速化に加え、在宅・施設サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約12万人分前倒し・上乘せすることで2020年代初頭までに約50万人分を整備する。</p> <p>③「介護離職ゼロ」を目指し、50万人分の介護の受け皿を前倒して整備します。</p> <p>④・・・「介護離職ゼロ」。その大きな目標に向かって、・・・介護の受け皿整備を加速します。</p> <p>⑤2020年代初頭までに50万人分の介護の受け皿を整備する。</p> <p>⑥2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備します。</p>
	②ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定)	②平成28年6月2日	
	③第192回国会における所信表明演説(安倍総理)	③平成28年9月26日	
	④第193回国会における施政方針演説(安倍総理)	④平成29年1月20日	
	⑤第195回国会における所信表明演説(安倍総理)	⑤平成29年11月17日	
	⑥第196回国会における施政方針演説(安倍総理)	⑥平成30年1月22日	

達成目標1について		介護保険制度の適切な運営を図る。								
測定指標	指標1(令和2年度～)	<p>・ 適正なサービスの確保と介護給付費の適正化による持続可能な介護保険制度を構築するためには、介護保険給付に係る各種実績により地域の動向を定期的に把握するとともに、保険者ごとに介護給付費の適正化に向けた取組を行うことが重要である。</p> <p>・ このため、認定者数や受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)するとともに、地域差を分析し、介護給付費の適正化の方策を策定した上で、介護給付費適正化の取組を実施した保険者の割合</p> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】</p>								
	(アウトプット)	同上								
	【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野7.33-i.35】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI】	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
		基準値	年度ごとの実績値							
		平成30年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度		
	指標1(～令和元年度)	75.9%		100%	100%	100%	100%	100%		
認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)している保険者の割合	(令和2年度以降の指標1の実績値)				75.5%	集計中(令和4年中集計予定)		○	-	
(アウトプット)	(令和元年度までの指標1の実績値)		75.9%	92.6%						

測定指標	<p>指標2</p> <p>要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率のバラツキ指標である標準偏差</p> <p>(アウトカム)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野33-i,35,⑦】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI】</p>	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であることから、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における重軽度変更率におけるバラツキ指標である標準偏差を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とすることにより、要介護認定を適正化し、介護保険制度の適切な運営を図る。</li> <li>なお、変更率については、一定程度までは標準偏差を縮小することは可能であるものの、地域特性等の要因を踏まえると、標準偏差を0にすることは困難であると考えられることから、具体的な最終目標の設定が困難である。</li> </ul>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>各年度において縮小すべき標準偏差の具体的な目標値を立てることは困難であることから、前年度に比べ縮小させることを目標としている。</li> </ul> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※数値は、要介護認定適正化事業報告書等から引用。 (参考)平成27年度実績：7.2、平成28年度実績：7.1</p>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度			
	7.1	前年度に比べ、標準偏差を縮小(7.1以下)	前年度に比べ、標準偏差を縮小(6.7以下)	前年度に比べ、標準偏差を縮小(6.9以下)	前年度に比べ、標準偏差を縮小(6.4以下)	前年度に比べ、標準偏差を縮小(5.8以下)	前年度に比べ、標準偏差を縮小		△	
		6.7	6.9	6.4	5.8	6.4				
	<p>指標3</p> <p>要介護認定に係る一次判定から二次判定における変更率の平均値</p> <p>(アウトカム)</p> <p>【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野33-i,35,⑦】 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPI】</p>	指標の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民の保健医療の向上及び福祉の増進等のため、全国的に一定水準のサービスを利用できるようにすることが必要であることから、要介護認定に係る一次判定結果の二次判定における重度変更率の平均値を指標として設定し、毎年度その数値を縮小させることを目標とすることにより、要介護認定を適正化し、介護保険制度の適切な運営を図る。</li> <li>この指標を用いることにより、二次判定のもととなる認定調査の質の向上が図られていること、二次判定が適切に実施されていることが確認できると考えられるが、変更率については、二次判定の仕組みが、一次判定における統計的な要介護度の推定にはなじまない、高齢者の介護の手間を個別に勘案する仕組みであることや、地域特性等の要因を踏まえると、具体的な最終目標の設定が困難である。</li> </ul>							
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>各年度において縮小幅の目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度に比べ縮小させることを目標としている。</li> </ul> <p>【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 ※数値は、要介護認定適正化事業報告書等から引用。 平成27年度実績：10.7%、平成28年度実績：11.0%</p>							
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成
			年度ごとの実績値							
平成28年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度			
11.0%		前年度に比べ、平均値を縮小(11.0%以下)	前年度に比べ、平均値を縮小(9.6%以下)	前年度に比べ、平均値を縮小(9.7%以下)	前年度に比べ、平均値を縮小(8.8%以下)	前年度に比べ、平均値を縮小(8.7%以下)	前年度に比べ、平均値を縮小		△	
		9.6%	9.7%	8.8%	8.7%	9.1%				

測定指標	指標4 地域密着型サービス事業所数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野⑦】	指標の選定理由	・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量を確保することが必要不可欠であるため、地域密着型サービス事業所数を指標として設定し、毎年度その数を上伸ばせることを目標とした。						目標値 主要な指標 達成		
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	・ 事業所数については、各自治体において地域の実情に応じたサービス基盤の整備を行うため、具体的な最終目標の設定が困難である。また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、前年度以上とさせることを目標としている。 【本目標は、新経済・財政再生計画(社会保障分野⑦)のKPIのうち、「地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【100%】」の達成に資するもの。】 ※数値は、介護サービス施設・事業所調査から引用。 (参考)平成28年度実績:25,986件								
		基準値	年度ごとの目標値					目標値		主要な指標	達成
			年度ごとの実績値								
		平成29年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	毎年度		○	(○)
		26,780件	前年度(25,986件)以上	前年度(26,780件)以上	前年度(27,502件)以上	前年度(27,782件)以上	前年度(28,198件)以上	前年度以上			
			26,780件	27,502件	27,782件	28,198件	集計中(令和4年度中目途公表予定)				
		【うち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数】	861件	975件	1,020件	1,099件	集計中(令和4年度中目途公表予定)				
		【うち、小規模多機能型居宅介護事業所数】	5,342件	5,469件	5,502件	5,556件	集計中(令和4年度中目途公表予定)				
指標5 地域医療介護総合確保基金等によるロボット・センサー導入支援件数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野39-vi】	指標の選定理由	人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、AIの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・IoT・AI・センサーの活用を図る。 【新経済・財政再生計画 改革工程表2020のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】						目標値 主要な指標 達成			
	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	同上									
	基準値	年度ごとの目標値					目標値		主要な指標	達成	
		年度ごとの実績値									
	平成29年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		○		
	1,120件	-	-	-	延べ3,000件	延べ6,000件	現状の実績を踏まえ必要に応じて検討				
		1,120件	2,214件	4,177件	6,610件	集計中(令和4年度中目途公表予定)					

※ 平成29年度から令和3年度は第4期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	第12回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキンググループ(令和4年8月26日開催)で議論いただいたところ、以下の5点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。
	【達成目標1について】 ① 指標1は、令和元年度までと令和2年度以降では指標内容が変わっているため、別枠に記載する等の記載を分ける必要がある。 ⇒ 指摘を踏まえ、令和元年度までと令和2年度以降では指標内容が異なることが分かるように別枠に実績値を記載した。また、平成30年度～令和2年度の実績値の単純平均を元に指標の達成状況を判定していたが、令和2年度以降は指標内容が異なることを踏まえ、指標の達成状況も「- (判定不能)」に見直した。
	② 達成目標1に係る効率性の評価として、「適切な評価を行うため、毎年度、評価指標の文言の見直しを検討を行っており、効率的な取組が行われている」と評価」と記載されているが、評価指標の文言を毎年度行うことが、効率的な取組と評価できるというのはどのような関係性になっているのか。 ⇒ 指摘を踏まえ、「効率性の評価」については、保険者が行う介護給付適正化事業や地域包括ケア見える化システムを活用した支援について効果的な取組が行われているとの記載に修正した。介護給付適正化事業について、平成30年度から令和2年度の間、概ね毎年度同程度の予算額及び執行額にて推移している。一方で実績値は指標内容が同一の平成30年度から令和元年度にかけては改善しているため、効果的な取組が行われていると評価できるとの記載に修正した。
	【達成目標2について】 ③ 指標2及び指標3について、要介護認定の事務は自治事務である以上、自治体間での差異が全く許容されないものではなく、これまでの推移で、ある程度ばらつきが縮小してきており、今後はこれ以上ばらつきが広がらないことが課題なのではないか。その場合には、指標2及び指標3自体の評価の在り方(毎年度:前年度に比べ縮小という目標値の設定)を見直す必要があるのではないか。 ⇒ 指標2及び指標3について、目標値を「基準値を下回る」に修正する。なお、引き続きこれまでの傾向に変化が生じているかについても注視していく。

学識経験を有する者の 知見の活用	<p>④ 指標4について、地域密着型サービス事業所数の絶対数が増加していくことを評価することは、絶対数が一定割合存在しない段階では意味があるが、ある程度絶対数が増えているので、地域密着型サービス事業所数の増加と施設への入所割合の関係を分析することは可能ではないか。</p> <p>⇒ 地域密着型サービスの利用者数と施設系サービスの入所者数の推移の比較等は可能であるが、例えば、地域密着型サービス以外のサービス（指定居宅サービス）の増加や死亡等による入所の終了など、それぞれの増減理由が様々であり、地域密着型サービスの利用者数や事業者数と施設系サービスへの入所割合の関係を一概に数値で分析することは困難であると考えます。</p>
	<p>【その他】</p> <p>⑤ 施策目標には「介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る」との記載がある。また、現在、社会保障審議会介護保険部会でも、タスクシェア、タスクシフティング、文書負担の軽減、経営の大規模化等のこの評価書には記載されていない点も議論されており、厚生労働省として中長期的に進めていこうとしている内容は、随時指標として取り入れるなど、政策評価にも反映していくべき。</p> <p>⇒ 社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ、適宜、指標の見直しを検討していく。</p>

評価結果と 今後の方向性	<p><b>目標達成度合いの測定結果</b> (各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】</p> <p>(判定結果) B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <p><b>【達成目標1:介護保険制度の適切な運営を図る】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、令和3年度実績値は集計中であり、令和元年度までと令和2年度以降では指標内容が異なるため、現時点で指標の達成状況を判定することは困難であり、判定不能となった。</li> </ul> <p><b>【達成目標2:必要な介護サービスの量及び質を確保する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標2は、令和3年度実績値(変更率の標準偏差6.4)の目標値(変更率の標準偏差5.8以下)に対する目標達成率は89.7%(80%以上100%未満)であるため、指標の達成状況としては「△」(概ね目標を達成)と判断した。</li> <li>指標3は、令和3年度実績値(変更率の平均値9.1%)の目標値(変更率の平均値8.7%以下)に対する目標達成率は95.4%(80%以上100%未満)であるため、指標の達成状況としては「△」(概ね目標を達成)と判断した。</li> <li>指標4は、令和3年度実績値は集計中であるが、平成29年度から令和2年度まで毎年度順調に地域密着型サービス事業所数は増加しており、現在の増加ペース(単年度平均473事業所)を維持すれば、令和3年度も目標値である前年度実績値を上回ると見込まれる。そのため、指標の達成状況としては「(○)」(目標を達成しているとみなせる)と判断した。</li> <li>指標5は、令和3年度実績値は集計中であるが、令和2年度時点で令和3年度延べ6000件の目標を超過しており、指標の達成状況としては「(○)」(目標を達成しているとみなせる)と判断した。</li> </ul> <p><b>【総括】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1を除き、いずれの指標の達成状況も、目標達成又は概ね目標達成であることから、評価基準に照らし、③(相当程度進展あり)かつB(達成に向けて進展あり)と判断した。</li> </ul>
	<p><b>施策の分析 (有効性の評価)</b></p> <p>(有効性の評価)</p> <p><b>【達成目標1:介護保険制度の適切な運営を図る】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1については、令和3年度における指標内容と指標内容が同一である令和2年度の実績値は75.5%にとどまり、100%を下回っている要因としては、当該指標に該当していない保険者のうち、第1号被保険者数1万人未満の比較的小規模な保険者の割合が63%を占めることから、こうした自治体においては、介護給付の適正化の実施の必要性や重要性を認識しつつも、人員や予算の制約などにより、地域差の分析、介護給付費適正化に係る方策の策定などの具体的な取組を実施することが難しいことなどが考えられる。</li> <li>また、実績値の年度によるばらつきについては、指標を令和2年度実績分から修正したことによるものである。当該指標の修正は、「新経済・財政再生計画改革行程表2021:社会保障分野36-b」と関連したものであり、自立支援・重度化防止・介護費用の適正化について保険者の取組を細分化して示すこととしたものである。</li> </ul> <p>【参考】「新経済・財政再生計画改革行程表2021:社会保障分野36-b」 また、2023年度評価指標についてアウトカム指標の強化や、地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価するための必要な検討を行い、指標の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、目標値である100%を安定的に達成していくために、地域差分析・対応を系統的に支援する「地域包括ケア見える化システム」や同システムを活用した地域分析手引きの改良、介護給付適正化事業の効果的な実施、保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援制度交付金の集計結果の公表による各保険者の取組の見える化などを行っていく。</li> </ul> <p><b>【達成目標2:必要な介護サービスの量及び質を確保する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標2及び指標3は、令和元年度及び令和2年度は目標値を達成していたが、令和3年度は目標値に若干届かなかった。しかし、その差はごく軽微であり、今後、これまでの傾向に変化が生じているか注視していく必要がある。</li> <li>指標4については、指標としている地域密着型サービス事業所数は毎年増加していることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量の確保に向けた取組は着実に進展しており、有効に機能していると評価できる。</li> <li>指標5については、介護現場のケアの質の確保、職員の負担の軽減等を図る目的から介護ロボットの導入を推進しており、その導入支援台数が目標を超過していることから、有効に機能していると評価できる。</li> </ul>

	<p style="text-align: center;"><b>施策の分析 (効率性の評価)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>(効率性の評価)</b></p> <p><b>【達成目標1:介護保険制度の適切な運営を図る】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護給付適正化事業については、平成30年度から令和2年の間、概ね毎年度同程度の予算額及び執行額で推移している(※1)。一方で実績値は指標内容が同一の平成30年度から令和元年度にかけては改善しているため、効果的な取組がおこなわれていると評価できる。</li> <li>※1 平成30年度予算額/執行額:198,754百万円の内数/1,215百万円 令和2年度予算額/執行額:197,204百万円の内数/1,485百万円</li> <li>また、保険者に対して、地域包括ケア見える化システムを活用した給付実績のモニタリングや地域分析の支援を行っており、毎年度、有識者や地方自治体の意見を踏まえ、機能の改善を図っている。こうした中で、指標内容は改善されていることから、効果的な取組が行われていると評価できる。</li> </ul> <p><b>【達成目標2:必要な介護サービスの量及び質を確保する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標2及び指標3については、関係事業の令和3年度予算額が平成28年度と比べて約20%減額している(※2)ものの、基準値(ベースライン)から比較すると減少傾向であり、効果的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>※2 平成28年度予算額:98,460千円 ⇒ 令和3年度予算額:77,356千円</li> <li>指標4については、地域密着型サービス事業所の整備は、市町村の介護保険事業計画等に基づいて計画的に行われていることから効果的な取組が行われていると評価できる。</li> <li>指標5について、介護ロボット導入支援事業は、各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を財源とし、各都道府県が実施主体として導入費用の一部助成を実施する事業である。</li> <li>そのため、各都道府県や事業者のニーズ等を踏まえ、一定の要件を満たす場合の補助率の引き上げ等の見直しを行うなど、必要に応じた事業の見直し(※3)を通じて効果的・効率的に事業を実施していると評価できる。</li> <li>※3 介護ロボット導入支援事業について、令和2年度補正予算等を活用し、一定の要件を満たす事業所の補助率について「3/4を下限に都道府県の裁量により設定」へ拡充(従前は1/2)する等の見直しを実施。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>評価結果と 今後の方向性</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>施策の分析 (現状分析)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>(現状分析)</b></p> <p><b>【達成目標1:介護保険制度の適切な運営を図る】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域差を分析し、介護給付費の適正化方策の策定とその取組を実施する保険者の割合(指標1)を向上させるための支援として、以下の取組を実施してきた。</li> <li>①平成27年に「地域包括ケア見える化システム」をリリースし、各保険者が自らの地域課題を分析し、対応に繋げるためのシステム環境を整備。平成29年に同システム等を活用した地域分析の手引きの発出 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ リリース後、毎年、操作講習会を実施。</li> <li>※ 認定率、受給率、受給者1人あたり給付費について、分析フローや要因分析のチェックリストを記載</li> </ul> </li> <li>②介護給付適正化事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 平成29年の法改正により、第7期介護保険事業計画から、計画に適正化に関する取組等を記載することとされたことを受け、市町村は「市町村介護給付適正化計画」、都道府県は「都道府県介護給付適正化計画」をそれぞれ策定。</li> <li>a. 要介護認定の適正化、b. ケアプランの点検、c. 住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査、d. 医療情報との突合、縦覧点検、e. 介護給付費通知 の事業の実施を求めている。</li> </ul> </li> <li>③「保険者機能強化推進交付金等評価指標」において、地域差の分析による課題把握や地域差の改善に向けたPDCAを評価する指標を設定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるようPDCAサイクルによる取組を制度化した。この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のような取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、これに基づき交付する「保険者機能強化推進交付金」を創設した。</li> </ul> </li> <li>これらの取組は、以下の点で、それぞれ、指標1の向上に寄与するものである。</li> <li>①「地域包括ケア見える化システム」や同システムを活用した手引きは、保険者に可能な限り負荷をかけずにシステム的に分析・対応策の検討ができるようにするものであること。</li> <li>②介護給付適正化事業は、給付適正化に資する取組の実施を保険者に求めるものであり、「地域包括ケア見える化システム」等の活用と併せて取り組むことで、相乗効果が得られるものであること。</li> <li>③「保険者機能強化推進交付金等評価指標」は、こうした保険者の取組にインセンティブを与えるものであること。</li> </ul> <p><b>【達成目標2:必要な介護サービスの量及び質を確保する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものであり、全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査判定を徹底し、要介護認定の適正化を推進することで、給付費の増加がみられる現状においても、制度の信頼性を高めつつ、その持続可能性を担保することが可能となる。</li> <li>各保険者における要介護認定の地域格差については、指標2及び指標3の平成29年度以降の実績値の推移から判断すると、改善傾向にあるものの、令和3年度は前年度比でややばらつきが拡大した。</li> <li>今後、要介護認定の市町村間のばらつきを安定的に縮小させるためには、引き続き、要介護認定等適正化事業により、以下の①～⑤の取組を実施していく。</li> <li>① 自治体に対する技術的助言</li> <li>② 業務分析データの提供</li> <li>③ 認定調査員の能力向上のための研修会の実施</li> <li>④ 認定調査員向けeラーニングシステムによる、全国共通の標準化された教材等の活用</li> <li>⑤ 要介護認定質問・問い合わせ処理システム「認定質問窓口」による自治体への助言</li> <li>指標4については、指標としている地域密着型サービス事業所数は毎年増加していることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービス量の確保に向けた取組は着実に進展していると評価できる。</li> </ul>

	<p><b>施策の分析 (現状分析)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標5については、令和2年度末時点で令和3年度目標値を達成しており、介護ロボット・センサーの普及は一定程度進んでいると判断できる。</li> <li>・ この他、地域医療介護総合確保基金等を活用したICT導入支援事業を実施しており、令和3年度は47都道府県・5,371事業所に助成を行った。</li> <li>・ 導入後の効果に関するアンケートでは、令和2年度補助対象の介護事業所等2,560事業所からの報告によれば、「間接業務の時間が削減された(そう思う70.3%)」、「事業所内の情報共有が円滑になった(そう思う69.4%)」、「記録に要する時間が削減された(そう思う70.0%)」など、ICT機器導入による業務改善の効果がみられる。</li> </ul>
	<p><b>評価結果と 今後の方向性</b></p> <p><b>次期目標等への 反映の方向性</b></p> <p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <p><b>【達成目標1:介護保険制度の適切な運営を図る】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標1については、目標値の達成に向け、(有効性の評価で記載したとおり、)小規模保険者でも可能な限り無理なく取り組めるよう、これまでの取組をさらに改善する形で、地域差分析・対応を系統的に支援する「地域包括ケア見える化システム」や同システムを活用した地域分析手引きの改良、介護給付適正化事業の効果的な実施、保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援制度交付金の集計結果の公表による各保険者の取組の見える化などを行っていく。</li> </ul> <p><b>【達成目標2:必要な介護サービスの量及び質を確保する】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標2及び指標3については、目標値を「基準値を下回る」に修正する。また、引き続き要介護認定等適正化事業を実施し、目標達成に向けた取組を進めることで、適切な介護保険制度の運営に寄与する。</li> <li>・ 指標4については、順調に推移していることから、各項目ともに、第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)におけるサービス量等で令和5年度における必要量の推計値として示された水準に到達するよう、引き続き目標達成を目指していく。</li> <li>・ 指標5については、令和3年度目標を達成しており、今後については、介護ロボット・センサーの普及を一層進める観点から「新経済・財政再生計画 改革工程表2021」のKPIに沿って、「地域医療介護総合確保基金による、介護福祉施設等に占めるロボット・センサーの導入施設数の割合」を指標とし、令和4年度においては、令和3年度以降前年度を上回ることを目標とする。</li> <li>・ この他、介護事業所間のデータ連携による事務負担削減の推進等のため、ケアプランデータ連携システムの構築を進めており、国民健康保険中央会においてシステム開発を行っている。</li> <li>・ ケアプランは多くの居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で、持ち込みや郵送・FAX等の紙媒体でやりとりされている現状があり、データでの授受が推進されることで、これまで移動や郵送等に要していた時間の削減や自動転記による転記ミスの削減など事務負担の大幅な削減等が進むことが期待される。</li> <li>・ 施策目標名にもある「介護分野における生産性の向上」については、中長期的にも一層推進していくべき課題と認識しており、令和4年度の社会保障審議会介護保険部会においても、施設や在宅におけるテクノロジーの活用、介護現場のタスクシェア・タスクシフティング等の各論点について広く議論を行っているところである。介護分野における生産性の向上に係る指標については、こうした議論も踏まえ、適宜見直しを検討していく。</li> </ul>

参考・関連資料等	保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の集計結果について URL: <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17090.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17090.html</a>
----------	--

担当部局名	老健局総務課	作成責任者名	総務課長 林 俊宏	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	--------	--------	-----------	----------	--------